

廣池千九郎述



支那文典



早稻田大學出版部藏版



### 支那文典引用書凡例

- 一引用書は、皆卷數と丁數とを擧げたるが故に、左に其書の種類を示して、讀者の參考に供せむ、
- 一易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、穀梁傳、公羊傳、孝經、論語、孟子、爾雅は、汲古閣版十三經注疏本によれり、此内、左傳の文は、すべて經文と混じて春秋と題せり、讀者焉を諒せよ、
- 一春秋外傳國語は、和版再刻本によれり、
- 一諸子に於ては、老子は寶永六年の須原屋版本、荀子は増註本、墨子は和版經訓堂本、韓非子は解詁本によれり、
- 一支那歷代の國史に於ては、史記、前漢書は和刻大本の評林本に係り、後漢書、三國史、晉書、新唐書、五代史等は和刻本にして、其他は汲古閣版本なり、
- 一此他、大藏經を首として、稀に引用せる所の佛書、醫書、天文、曆書、地理書、文集、日本歴史、并に和漢辭書類、及び和漢制度に關する書は、今一々擧げず、



一以上は大藏經を除くの外、和漢洋書共に、皆予が研究室の藏本に係る、故に何人にも、之を檢せむとするものは、予が室に來れ、予は歡んで之を迎ふべし、

支那文典概目

### 支那文典概目

#### 緒言

#### 第一編 總論

- 第一章 支那語の種類……………一
  - 第二章 漢文の種類……………二
  - 第三章(上) 支那文典の定義上……………三
  - 第三章(下) 支那文典の定義下……………三
  - 第四章 支那文典の範圍……………四
  - 第五章 詞論と文章論との略解……………七
  - 第六章 語句文章の區別……………一三
  - 第七章 漢文和訓法……………五七
- #### 第二編 詞論
- 第一章 詞論の定義……………六九



第二章	語の分類	六九
第三章	八品詞の活用	七一
第四章	名詞	七四
第五章	代名詞	八二
第六章	動詞	二六六
第七章	形容詞	三五〇
第八章	副詞	四五一
第九章	前置詞	六二九
第十章	接續詞	六七〇
第十一章	感詞	七二八
<b>第三編 文章論</b>		
第一章	文章論の定義	七五三
第二章	文章組織の成分	七五四
第三章	文章の二大部	七五四

第四章	文章の部分省略	七五五
第五章	格	七五六
第六章	説明語	七八二
第七章	畧語法	七八八
第八章	剩語法	七八八
第九章	重語法	七八九
第十章	重句法	七九〇
第十一章	倒置法	七九〇
第十二章	文章の分類	七九三
第十三章	文章を其構造の性質によりて分類するもの及び其種類	七九六
第十四章	單文	七九七
第十五章	綵文	七九七
第十六章	複文	八一四



第十七章 文章を其構造の方法によりて分類するもの及び其種類……………八二二

第十八章 文章の解剖……………八二一

### 支那文典概目終

## 支那文典

### 緒言

私は、今茲に、本講義を始むるに當り、諸君に向つて、私が、本講義を擔任するに至つた山來の概要を述べまじやうと思ひます、さて、私は、元來、語學の専門家ではなくて、國史の研究を専門に致して居るものでして、國史の内にも、私は、明治廿八年に、京都から東京に參りまして以來は、段々諸先輩の御蔭によりまして、法制史の研究を思ひ立つたのです、然るところ、全昧國史家は、外國語はとにかく、其國語には、尤も精通して、確かに、専門家以上の學力を有して居ませんではなかりませぬのですと申す理由は、凡そ歴史の學は、他の科學のそれに比して、尤も多く文學の力を藉らねばならぬ上に、古語の解釋は、既に、事物の淵源の一半以上を説明する力があるものですからであるのです、それゆゑに、私も、初めから、國語に向つては、一と通り力を盡して居ましたのですが、併し、支那文法など申す事には、別に深い考はなかつたのです、然るに、研究の範圍が定まつ



て、法制の方に専らになつたものですから、その方に力を入る事になりました、ところが我國の古代法制と申しますものは、其條理は、主として、支那の法制に則つたものですから、我國の法制史を調べますには、第一に、深く支那の法制をしらねばならぬのです、而して、支那の法制と申しますは、所謂彼國の經書が土臺でありますから、自ら經書より攻究せねばならぬといふ順序となつたのです、そこで、爾來、私は、此方針で、徐々と經書から手をつけて、其史的研究を始めたいので、方に今から七年程昔の事ですが、而して、經書は、當時私の用ゐました本は、十三經註疏でした、御存じもあらうが、倫理學などの參考に、經書を讀みますには、朱註と古註とは、車の兩輪とても申すべき者ですが、法制などの側から見ますには、朱註は餘り見合せんでもよい位のものでして、古註は大に有用です、そこで、私は十三經註疏によりました、それで、引用の證例の經書の卷數丁數は、皆十三經註疏本の者ですが、何分、漢文は、用字の法に規則がないやうな風で、古來漢學の大家と申すものでも、はつきりと、此語を此語の前に置くは何故、又後に置くは何故などと云ふ事は、更に頓着せぬものでして、唯多年の習慣で、能く讀み、能く作ると云ふ様

の事ですから、私は讀みもて行く間に、此漢文に、一つの文法を作つて、規則を立てたらば、何程便利なる事か知らん、折角かくの如く讀む上は、片手には一つの文法をも定めて見やうと、かう云ふ事を思ひ付きまして、段々これぞと思ふふしく、を拔萃しました、所が、年と共に大變澤山なものになりました、而して、何分大業ですから、これをまとめますのに、非常の時間を要するので、段々延引しまして、昨年の春頃に至つて、不完全ながら、一通り漸くまとめ得ました次第です、隨分大部なもので、十行廿字詰の罫紙で、大凡三千枚以上もあります、此外に、此文典の比較參考に用ゐた日本文法の考證の部が、彼是七八百枚もありまして、各語各字の用法は、先づ一通り洩れなく研究した積りです、そこで友人中に、速に之を世に公にしたら宜しからうと申すものもありましたが、私は、今猶ほ少し閑暇を待つて、よく修正をしたいと思ひまして、そのまゝに儘に仕舞つておきました所が、一日、早稲田大學の出版部の御方がわざわざ御出になつて、此支那文典についての講義をして呉れと云ふ様なる御話しがありましたから、それは一つよく考へて御答へしましやうと申して、その日は御別れ申しましたが、到頭これを其概略だけつまん



て御話しします事に御受けを致しましたのです、私の本講義を致しますのは、か  
う云ふ次第ですから、未熟不完全は勿論の事てしやうと思ひます、因てその邊で  
御読み取りを願ひたいのです、

明治三十五年八月十三日認む

廣池千九郎

# 支那文典

廣池千九郎 講述

## 第一編 總論

### 第一章 支那語の種類

支那文典の定義を説きます前に、説明上の順序で、一寸支那語の種類につきて一言  
します、御存じの如く、支那は其境土が廣大で、凡そ日本の三十六倍もあり、歐羅巴全  
洲のそれと相匹敵すると申す次第ですから、南北の端と端とが、氣候、風土等に違ひ  
があるのみでなく、其中央にても、往々氣候風土は勿論の事、國家を組織する所の最  
大要素たる言語に違ひがあります、こは今に始つた事ではありません、孟子十六上右

孟子謂戴不胜曰、子欲子之王之善歟、我明告子、有楚大夫於此、欲其子之齊語也、則使  
齊人傳諸使楚人傳諸曰、使齊人傳之、



とあるのです、即ち齊と楚との言語が全く異なりて居ることを證するのです、しかし支那全國に、どれほどの國語の種類があるかといふことは、私は知りませんが、ウイリアム氏の漢英韻府の初に、

夫、孝者、天之經、地之義、民之行也云々

の文を掲げて、之をマンダリン支那の官、ベキン、ハンカオ、シアンハイ等、九つの音を以て讀んであるのを見ます時は、其方語の多いと云ふ事は、確知せらるゝので、而して、此マンダリン語と申すのが、支那の官吏及び教育ある士人の用ゐる語として、支那全國の通用語、又は支那の標準語とも云ふべきもので、即ち官話とも呼ばるゝものです。

### 第二章 漢文の種類

支那國語の種類は前記の如く多くありますが、文章は、大體は僅に二種類に止まります、即ち古文と俗文とです、尤も古文の内にも、多くの昧があり、古今の變遷もあります、先づ通じて古の形を存して、今に傳はつて居ります、俗文は即ち方語をそのままに寫すと云ふことより起つた文章で、日本の假名文のやうなものです、から、其

昧は種々ありまじやうが、しかし上に述べし支那各地の方語の音の異なるが如くには、ちがひがないやうに見えます、今此に申します支那文典とは、此古文の文典の事でありまして、俗文の方は一切構はぬのです、

### 第三章 上 支那文典の定義上

さて、文典と申しますは、或る國語を正しく讀み、正しく話し、正しく書く事の術を説きますものです、今此支那文典は、支那古文の組織上の法則を説明して、正しく之を讀み、正しく之を書く事の術を教ふるものです、故に、これにては支那俗文の事は一切知れぬのです、且吾人は、漢文に對しては、和訓して之を讀むか故に、此文典を研究しても、漢文と同一の事を支那語の法則に従つて談話する事も出来ぬのです、その代りには、此文典にては、古文を正しく讀み、正しく書くの術を學ぶと同時に、日本文法を併せて會得する事が出来るのです、

### 第三章 下 支那文典の定義下

私は、支那文典の定義を、前の如くに下したのですが、元來文典は科學であるか、技術であるか、といふことは、西洋でも議論のあるやうに見えます、が、しかし、私の別に研



究致して居ります。法制史の側でも、法律は科學か、技術かといふ議論があります。う、てすから、此邊の争のあることは、何れの學問でも似て居ることがあると見えるのです。しかし、又西洋人の申します説によりますれば、文典でも、法律でも、其見様に  
よりて、科學とも云へるし、技術とも云へるのであるやうです。而して、其見様による  
と申しますは、元來、『科學は法則の探求に關する研究』として、『技術は目的を達するの  
方便』てすから、語の法則や、法律の法則を攻究する點から申せば、文典も法律も科學  
てしやうが、其法則を應用して、其語を綴る方法や、讀む方法や、若くは其法律を適用  
する點から申せば、文典も法律も技術の内てしやう、それゆゑに、今此私の研究しま  
した支那文典は、勿論語學の法則を探求して出來たものであります。が、要する所は、  
漢文を讀み且綴る所の法則を實地に適用する方法を指示してあるものです。すから、  
此點から、技術と稱した次第であるのです。

#### 第四章 支那文典の範圍

凡そ、これまで、文典と申しますれば、大抵、文字論、音韻論、詞論、文章論の四科目を總括  
したものです。しかし、英文法などには、文字論は綴字書若くは字書の内に入るべく、

音韻論は作文書の内に入るべしなどとて、此二つをば除去して、只詞論と文章論と  
のみ説けるものもありまして、一様ではありません。さて支那に於きましては、文字  
論は、主として、爾雅、說文解字等を講究する學です。これは支那流の學科の分類によ  
りて申しますれば、小學科の一つでありまして、一つの専門學になつて居ります。此  
學は、清朝に至つて始めて大に發達したもので、顧炎武、錢大昕、畢沅、段玉裁、王引之、阮  
元、桂馥、王筠等、非常の大家が、齊々として輩出して居るのです。而して、此說文解字と  
申します書は、漢の許慎の作りまして、支那文字につきまして、一字一の起  
源を記しましたもので、假令ば、

則の字は貝と刀との合したものである。而して、此貝を刀にて切つて整理すれば、  
寶となる。文明史を讀みし人は知るならむ。貝は、古代にありては、往々貨幣に用ゐ  
られたり。それ故に、物の調ひたる意を示す語なり。

といふ如き事を説けるものにて、誠に有用の書です。そこで、支那文字の事は、之を土  
臺にして、色々に研究すれば分るのです。が、說文は文簡古にして、意義深長です。から  
中々六つかしいのです。そこで、古來之を研究した人は多いが、餘り發達をしません



てしたが、只今申した通り、清朝に至つて明くなつたのです、即ち、段玉裁、桂馥など云ふ人は、説文の大家で、段玉裁の説文解詁と、桂馥の説文解字義證とは、廣く世に行はれて、中々の勢力です、而しながら、此支那文字の學、即ち説文の學ともいつて宜しい、此學問は、實は未だ一科の學術としては、十分に組織せられて居らぬのですから、之を研究して完全なる一科の學術に組織する事は、甚だ有用な事です、それゆゑに、他日私は、此方にも十分研究を遂げまして、必ず一科學の術に成立せしめやうとは思つて居りますけれども、何分只今語學は餘業の事ですから、先づ、支那諸大家の考案によつて、用を辨ずることにしたのですから、此文典には文字論はありませんが、次に音韻論は、支那では禮樂射御書數なども申しまして、音樂は、人心を和げ、道德を進め、爲政の輔翼となる第一のものとして、甚だ之を重んじましたものですから、夙（ま）くより音樂は發達して、音韻を論ずる學は開けて居たやうですが、之を學術的に説明して、文字の學に應用し、古書を説明するの爲にせしものは、これ亦清朝に至つて始めて發達したもので、顧炎武（音樂五書藏震聲韻考著者）、錢大昕（聲類考著者）等は、非常の大家であるやうですが、しかし音韻の學は、又數年の攻究を要しません、中々一通り之を新式

に組織するわけには参りませんから、私の片手には急に出来ません、殊に唐晚の作かと申し傳へてあります韻鏡の學は、日本人としては、大層必要なもので、少々見ました事もあります、これ亦此文典には省きます、右の次第ですから、此文典には只詞論と文章論とのみを述ぶるのです、

## 第五章 詞論と文章論との略解

### 第一項 詞論の事

詞論と文章論との事は、後にも申しますが、こゝでも一寸此事を御話し申して置かねば、私の説明が御分りになりません、即ち色々な術語や、その術語の關係などの事の概略を知つて居らねば、私の説明が分らぬのです、

さて、詞論とは、語の性質と用法とを説明するものでして、すべての語を、名詞とか代名詞とか云ふやうに分けて研究するが、普通の文法書の書き方ですが、此の分類に關しては、其國語の構造の性質と、文法家の考とによりて、各多少ちがつて居ります、而して、私は此文典に於ては、之を名詞、動詞、形容詞、副詞、前置詞、接續詞、感詞の八品詞とする、或る英文典の法を、そのまゝに採りまして、此外に、品外詞として、前添



辭、後添辭の二つを置く事にしてあります、右の内、從來の日本文法書に見えませぬ名は、前置詞でしやう、それ故に、一寸これだけについて一言します、英語で Preposition と申して「前に置く」と云ふ義の詞です、故に、此品詞の内、名詞の後に置く者を Post-position と申します、故に蘭學の文法書には、上言と譯してあります、前置詞と同一の義であります、が、全躰、前置詞などいふ事は譯の分らぬ名稱です、名詞の前に置く詞といへば、動詞も形容詞も皆前置詞でなければならぬのです、しかし、先づ原語からが右の次第ですから、前置詞といふは、名詞代名詞、若くはこれと同等の語の前若くは後にあつて、その語と他の品詞とを連続する一種の連續語といふことだけを御存じになつて居つて、名稱には拘泥せず、居つて宜しいかと思ひます、次に前添辭、後添辭は、英語の Prefix, Suffix、として、或は接頭語、接尾語なども譯するのです、漢語には、殆ど前添辭はないのです、敬語の御の字の如きは、先づこれに入るべきにやと思はれます、日本語にては、御代の御、眞吉野の眞、小夜ふけての小の類、枚擧するに遑あらぬのです、後添辭は、鏗爾、脆然、淡乎、鞠躬如等の、爾然乎如等より、複數を示す所の等の字の如き者が、それてしやう、日本語では、複數を示す語の外に、心ありげ、惜しき

高みなどの、げさ、み等、亦頗る多いのです、而してこの二種の語は、獨立しては活けず、に、他語に附屬して活くのです、尤も形容詞なども、他語に附屬するのですから、前添辭は之に似て居りますが、しかし、形容詞は獨立して居りますから、何れの語にても附屬せしむるを得れど、前添辭は或る語に限つて附屬するのです、即ちたとへば、玉垂の小籠の小は、小瓶とか、小田とか、他の二三の語には之を附する事は出来れど、それは只若干の慣例ある語のみに限られたもので、他の如何なる語にもつけらるゝものではない、先づ手近く之を譬へて申さば、形容詞は衣服の如きもので、自在に甲乙丙丁等何れの躰にも之を着せしむるを得るのです、が、前添辭は、皮膚の如きもので、或る語に附屬固着したもので、即ち、此添辭と云ふものは、その本語と分て、之を二つとして、二つの語と云う事は出来ぬ様な關係のある語です、しかし、和漢の添辭は、それほど本語と密接した關係を有せぬから、本語と分て二語とするのですが、前添辭と形容詞とを混じてはならぬのです、

次に、又、一寸申して置くべき事があります、それは連結語という事です、これは連結接續を掌る語にして、接續詞と前置詞後置と、接續副詞と、接續代名詞との總稱です、



これから澤山出る語ですから、こゝで御記憶を願ひたい。

### 第二項 文章論の事

文章論とは、各品詞を、其各自の任務に従つて之を排列して、文章を構造する方法を説明するものでして、其品詞を排列するに當りましては、文章論の方では、便宜上、又文章論の方の名稱があつて、其名稱によつて、各品詞を呼ぶやうの事もあり、又、各品詞を幾つも述べて、一つの名稱を冠せて呼ぶ等の事もありますれば、先づこれ等の名稱と、これ等の名稱の出來た理由とを、一通り知るといふ事が必要であると思ひます。

さて文章論の方の名稱と申しますは、文章の主格と、文章の目的格と、物主格と、與奪格と、完成言(是は英語の Complement の譯語です)、一名補足言と、説明語と、副詞部と、形容部と、凡そ是等の者です、先づ、一寸こゝに手近く和文にて一例を擧げて説明しますれば、假令ば、『私は、昨年支那文法を専門學校の某の講義録で、學びました』(之は漢文に直於某といふ如くなるべし)といふ文章があるとすれば、『私は學びました』といふ事が此文の主眼でして、私はと云ふ事が、此文の主格です、即ち學びましたといふ一つの

動作は、私といふ語の動作を表はしたもので私と云ふ語は、その動作に對して、主格的の關係を有する語ですから、主格といふのです、而して此學びましたといふ語は、主格の動作を説明したものですから、説明語といふのです、次に學びましたといふ時に、何を學びしか、その學んだといふ目的物が分らねば、意義が全くない、そこで學んだと云う所の目的物を擧ぐる必要がある、その目的物は、支那文法と云ふ語であるのです、さて、これにて、一つの思想は、よく表出せられて居りますが、尙ほこれをくはしく云へば、何時それを學んだか、誰に學んだかなど云う問題が起るであらう、(尙ほ云はば、如何にしてなどの問題也)即ち、『昨年學んだ』といへば、此昨年は時を表はす副詞部です、『又誰に學んだか』といへば、『専門學校の某の講義で學んだ』のといふ左すれば、其専門學校の某といふ熟語は完成言であるのです、即ち補足言です、而して専門學校といふ語は、某といふ語を形容し、某といふ語は、講義録という熟語を形容して居りますから、これらは何れも形容部です、又、此外に、たとへば、『私の本を妹に與ふ』といへば、私の本と云ふは目的格にて、與ふといふは説明語で、上に私はといふ主格を畧してあるので、妹にといへば、これが與奪格であるのです、即ち私の本を誰にや



るか、その與ふる人を指すのですから、これが與奪格であるのです。これ等の一類は、與ふるのは與格で、奪ふのは奪格です。合せて一括に與奪格といふのです。又、私の本といへば、私といふ代名詞は本の所有者です。即ち物の主です。故にこゝにては、私は物主格です。而して、主格、目的格、物主格、與奪格は、名詞若くは代名詞若くは此等と同一の價值ある語とより成るもので、説明語は、必ず動詞に極つたものですが、和漢文で、往々動詞を省略して、名詞、代名詞、形容詞、副詞等でその代用をせしむる事があるのです。「堯も人なり」「舜は賢し」などの類の人賢し等が即ちこれです。さて、右の通りですから、すべて、文法上にては、何れの語にも、詞論の方の名稱即ち品詞の名稱と、文章論の方の名稱とが、二つづゝあるのです。而して、文法を講究するに當りましては、始終此二つの名稱を併行して考へて行かねばならぬのです。即ち、たとへば「燕雀何知、鴻鵠之志」といへる句ありとして、之を説くとすれば、燕雀は二つの名詞より成る主格にして、何は疑問副詞の打消をなすものにて、此文の副詞部なり。又、知は他動詞にして、上の疑問副詞の爲に打消されて、不知の義を表はせるものにて、「燕雀は知らぬ」といふ義となり、而して、其知らぬ品物は、鴻鵠の志であつて、鴻鵠の

志を知らぬといふ事ですから、鴻鵠之志といふ熟語は、不知と云ふ語の目的格で、その不知と云う語は主格がその目的物を知らぬといふ事を説明するものであります。すから、これが此文の説明語です。又、鴻鵠之志といふ熟語は、鴻鵠は二つの名詞、志は一つの名詞、之は後置詞にて、此上下の名詞を連結するものであるといふやうに説明すべきものです。かやうに説明する習慣をつけて、古書をよめば、如何なる難文でも、大抵は分るものです。尤も、文を作ると、文を解するとは、只文法を知つたばかりではいかぬもので、文法の外に、文字と事實とを知らねばならぬ。しかし、文字は一寸した事ならば、康熙字典とか、字彙、玉篇などの字書を見れば分るし、事實も、三才圖會とか、淵鑑類函とか、佩文韻府とか、泰平御覽とか云ふ様なものを見れば、分るものです。これらは器械的に分るもので、之を知る事は極めて容易い事ですから、文法だけ骨折ればよいのです。文法の方は學力ですから、平素によく學んで置かねば、咄嗟にしろぶる事は出来ぬものです。それですから、價值があるのです。

## 第六章 語句文章の區別

### 第一項 文字と語との別



文字は語を組織するの元素に用ゐるものです、しかし支那の文字は、一字毎に意義を有して居りますから、古人は文字と語とを同一としてあります、即ち一例に就いて申しますれば、古人が老子經の字数を計算しますのを見るに、陶弘景の眞誥九のには

大極真人云、讀道德經五千文。

と申してあります、これを宋學士全集二十七には

老子二卷、道經德經各一、凡八十一章、五千七百四十八言。

と書いてあります、即ち老子の文字が五千あると云ふことを、一つには五千文、一つには五千言あるというてあるのです、こゝで一寸申さねばならぬ事は、文と字と書という事です、文とは、説文解字の文の字で、これが文字の事です、字とは説文解字の字の字で、これは、文字といふものは、段々殖ゆるといふ所から、字は華の義で、かやうに申すのです、而してこれを竹帛に著せば書といふのです、左に、古人の説を引き、て證としましやう、即ち、説文解字の叙に、

倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、文者物象之本、字者言

華乳而浸多也、著於竹帛、謂之書、書者如也、

とあるを御覽なさい、

しかし、支那の文字が、毎字に意義を有するにせよ、直に文字と語とが同一であるという事は、正確な考てはありません、何となれば、支那にても、地名、人名等や、翻譯語などは、随分二字以上合して一語をなすものが多いからです、されど、只此場合の外は、悉く皆各文字に相當の意義を有して居りますから、それ等に向つては、文字即ち語といつても差支ありません、

### 第二項 語の定義

語とは、一つの概念の表出として、文章は口語に上なりを組織する一つの成分であるのです、即ち、書籍とか、世界とか、草木とか、苟とか、以とか、云ふ如きものは、何れも各一つも語でありまして、吾人が或る特殊の點について認められた概念の符號として、用ゐるものであるのです、

### 第三項 語の種類

語は之を二種類に分たねばならぬのです、即ち第一は單語で、第二は複合詞即ち熟



語であるのです。

#### 第四項 單語

##### 第一款 單語の定義

そこで單語と云ふとを御話し申しますが、單語とは一語と云ふ事です、即ち一つの意味を持って居る語という事です、勿論漢字は一字にして多くの意味に用ゐられま  
すなれど、一字にして同時に多くの意味に用ゐらるゝ譯はありませんから、單語と  
は、一つの意味を持つて居る語といふ事と申すのです、假令ば、日月人馬喜怒美醜苟  
況などの類は、皆單語です、而して此外に、二字以上より成る單語があります、即ち前  
項に述べました固有名詞杯の類です、此事に就きては、古來和漢の學者は、一向に  
此區別について説いたものがありませんでしたして、二字以上のものは、皆熟語と唱へ  
て居りますのは、大變なる誤です、由て、今、私の説を左に述べて、此辨別を明にしまし  
やう。

##### 第二款 單語の種類

第一節 固有名詞、即ち地名、人名の全部、及び普通名詞の物名

##### の一部分を寫す場合

固有名詞と申すは、其物一つより外に、天地間にないもので地名や人名は勿論これ  
に屬します、此内には、日本とか支那とか孔子とか文公とか、二字以上のものが澤山  
ありますが、假令、綴りは二字以上でも、其語の意義は只一つより外ありません、即ち  
日本と云へば日本の事だけ、孔子といへば孔子の事だけです、これは語が重な  
つて居るとはいへませんから、やはり單語です、又普通名詞と申すは、種類の澤山あ  
るものゝ總名です、麒麟とか、杜鵑花とか云ふ語です、麒麟も澤山ありて、堯の時の麒  
麟もあるべし、孔子の時の麒麟もありましたやうが、その麒麟といふ語の意義は、二つ  
あるのでなくて、麒麟は何處までも麒麟で、聖人の出づる時の瑞徴に出づる靈獸と  
いふ一つの意義を有するのみです、それ故に、麒麟といふは、二つの文字より組み立  
てられては居れど、やはりこれは一つの語としか見られませんか、單語です、杜鵑  
花其他も此と同一理です、

##### 第二節 翻譯語を寫す場合

翻譯語は、二字以上で一語をなすものが多い、たとへば、翻譯名義集によつて見まし



ても

十四ノ三 娑羅 此云力

十四ノ右 三尼抵 此云願志求滿足

十三ノ右 十邏求 泰言大品邏字門 諸法交世間故亦愛枝因滅故

九右ノ 十邏求 論曰若問邏字即知一切法離輕重相云々

九右ノ 十隨摩 泰言善大品隨字門 諸法善心生故

など云う如き事がある、何れもこれは二字ですけれど、其意義が一つですから、これは單語です、

### 第三節 外國の地名、人名、物名等を寫す場合

外國の地名、人名、物名等を寫すのには、漢字の字音を藉りて寫しますから、これには二字以上のものが尤も多いのです、英吉利、巴理、亞歷山王、加農砲等の類、枚舉に遑あらずです、これは、丁ど日本の万葉假名に、雲を久毛とかき、春を波爾とかくと同一で、只支那の文字の音を借つたゞけです、

### 第四節 複合の後、新意義を生ぜし語

(甲) 二語以上より複合して成る所の複合詞でも、その元素に用ゐられたる各語の意

味が消えて仕舞つたやうになつて、二語相合して新に一つの意義を生ずる場合があります、  
あります(乙)又、意義類似なる語が、二个以上合して一語となりまして、其各語の原意と、同様なる意義の語を生ずる事があります、たとへば、

(甲) 犠牲 甲兵 士臣 智慧 祭祀 君子 官府

(乙) 仇讎 草創 脩飾 涕泣 勞苦 喜悅

などの類です、此場合には、これらは、之を單語として苦しからぬ様です、  
又、意義反對の形容詞の相合せしもの、たとへば、多少、大小等の如きは、元來、これは熟語でありますけれども、これを『多少今年も雨が多くありまじやう』とか『大小賛成者もありまじやう』などの如くに、多少とか、大小とか云ふ熟語が、其各元素たる多とか、少とか、大とか、小とかいふ義は消滅して、單に、若干とか、又は少しとか云ふ意義に用ゐらるゝときには、これはやはり單語と云はねばならぬのです、

但し、左に掲ぐる清の王言慎旃の連文釋義の如くに説く時には、毎字の意義各消滅するにあらずして、各字共に其固有の意義を發揮して居る様に見ゆれど、然らず、これ迎も、やはり、其原義は『しかく』なる故、これが何と云ふ意義になるのである』と云



う心ですから、之を單語と申して誤はないのみならず、單語と申すが至當であるのです。そこで、つまり、單語の内には、單字的單語、即ち一字で一語をなすものと、熟字的單語、即ち二字以上で一語をなすものとの二つがあるのです。これ等の事は、從來の學者が全く考へてない事ですから、多少疑訝する人もあらうが、眞理は争ふ事は出来ぬのです。

しかし、此一類の單語は、其用法の目的によつて、熟語ともなるのです。たとへば、罵詈といふ事を、單に人を悪口するといふ義のみでなくて、罵と詈との二つの義として用ゐたものは、勿論熟語であるのです。圓圍でも、廬舎でも、皆同一なるのです。

連文釋義釋天地の條に

穹蒼 天也、穹、言其形、蒼、言其色。

宇宙 上下四方曰宇、往古來今曰宙。

又釋宮室の條に

園圍 有藩曰園、有牆曰圍。

造化 造、自無而之有、化、自有而之無。

朦朧 月將入爲朦、日將出爲朧。

廬舎 在野曰廬、市居曰舎。

庖厨 庖、竈之所在、厨、烹飪之所。

又釋形骸の條に

言語 自言曰言、答述曰語。

窈窕 善心曰窈、善容曰窕。

罵詈 正斥曰罵、旁及曰詈。

### 第五項 複合詞即ち熟語

#### 第一款 複合詞の定義

複合詞は、古來之を熟語と申しまして、單語に對する名稱として、二个以上の語の複合して、二个以上の意義を含蓄するものであります。東洋でも、日本や支那の學者は、何故か、此熟語といふ事については、誠に漠然たる考を以て居つた様ですが、印度では、夙くこれらの事に考へ及ぼしてありまして、確乎たる規則が立つて居るのです。その事は、條を改めて次に詳説せしめしやう。

而して、又、此複合詞と申すは、二个以上の意義を含蓄するものと申しましても、それは、單語二つ以上の意義といふ事で、即ち、單語は、一つの概念を表はすものですから、



熟語は二つ以上の概念を表はすといふ事です。故に『鳥飛』『德不孤兮』などの如くに形は誠に小さいものでも、主格と説明語とあるものは既に二つの思想をあらはして居るものですから、これは句若くは文章ともいふべきもので、句と文との別熟語ではありません。

### 第二款 印度に於ける複合詞の規則(六合釋の解)

#### 附、八轉聲の事

御存じの如く、印度は世界文化の根元地で、其佛教は東漸して我國まで入り来りて、弊害も少なくなかつたが、とにかく、大に我國の文化を助けたのですから、若し、我國の文學者が今一步踏み入りて、哲理の外に佛教の經典を有効に研究したならば、尙ほ色々哲學以外に有用なことを發見して、我國の文化をして、印度の文化を被つて發達した所の歐洲の文明と同一の程度に進ましむることが出来たかも知れぬのであつたのです。即ち、佛の經典には、哲理の外に、天文、究理の學より、修辭論、理文法の學まで見えて居るので、すから、こちらの見様によつては、いかやうな結果をも得ることが出来るのであつたのです。

さて、右の次第で、此熟語の法則の如きも素より文法の一科としてこの經典中にあるのでして、支那に傳はつて来て居りましたのを、唐の三藏法師玄奘が、其高弟の慈恩法師、名は窺基、字は洪道と申す、碩學に口授しましたのを、その慈恩法師が筆記して、二つの成文と致しまして、六合釋と名づけて、之を世に弘めたのです。これが我國にも傳はつて來まして、秋篠寺の釋善珠の釋大乘法苑義林章義鏡の中に、既に此六合釋のとが説いてあるのです。次に空海の十住心論の第六卷目にも、此に關する説があり、東大寺凝然の十住心論義批の第十三卷にも同じく此事があり、比叡山五大院の安然の金剛胎藏菩提心義問答抄の中にも見え、此外根來中性院の賴瑜僧正の六合釋私記、長谷寺快道の六合釋精義、六合釋分量、六合釋斥非、同寺法住の分別六合釋、江戸傳通院の神光の頭書六合釋、同寺融光の六合釋節要、上州の釋無相の六合釋纂註、高野山宥快の六合釋畧頌など、多くの著書が世に出て、斯學の功者な人もあつたやうで、僧侶の間には、多少行はれたやうであります。然るに、俗人の間には全く知れませんが、今日まで、之を利用して漢語の熟語の規則を論じた人もないやうです。今日では、既に、西洋の言語學が渡つて來て居りますから、これらのことは、別に古



めかしき印度の文法を参考する必要はないやうですが決して然らず千餘年來支那日本にて幾多の僧侶が漢文の佛の經典を讀む参考に供したものですから今日に在つても頗る参考となるのです由て左に其概略を説明しましやう。

第一に六合釋中の『諸法但有二義以上而爲名者即當此釋唯一義名即非此釋』とあるのは一語の内に二つ以上の意義のある語が此熟語といふもので只一つの意義あるものは熟語でないといふのです。

第二は何故に熟語の法則をかいたものを六合釋といふかといふことを説明してあるのです即ち初但別釋二義差別後乃合之如說佛陀名爲覺者者是主義通於五蘊覺是察義唯屬於智此別解已有覺之者名爲覺者此即合之故名爲合』とあるは覺者といふ熟語について例を示せるものにて先づ初に覺者の二語を分離して一つ宛に説明して覺は察の義で者は主の義でありとなし次に之を合して覺者とは『覺あるの者』といふ義なることを説いてあるのですかくの如く初に熟語の各成分を各別に説明し次に之を合して説明するから其實はこれを六離合釋といふべきであるのを畧して六合釋といふことも此次に説いてあるのです。

す。

第三は熟語の種類を六つに區別してあるのです六合釋といふのはこれが爲めであるのです而してその六つの種類と申すは、

第一は持業釋一名同依釋 第二は依主釋一名依士釋

第三は有財釋一名多財釋 第四は相違釋

第五は隣近釋 第六は帶數釋

であるのですさて、

第一の持業釋とは其語に作用上の意義を有つて居るからといふのですたとへば大乘といふ語は大は小に形へて云ひ乘は行者を運載するの義を有つて居るからであるといふのです。

第二の依主釋とは從が主に依るといふ意義を有つて居るものでたとへば王臣といへば王が主で臣はそれに從であるといふ意をもつて居る故に云ふのとこのとす。

第三の有財釋とは所有をあらはす意識の語でたとへば大乘阿毘達磨集といふ



ば、大乘阿毘達磨といふは、根本佛經の名である、之を集め之を評論したものが共に、大乘阿毘達磨集と呼ばれて、此集は、大乘阿毘達磨を所有して居る義があるによつて、此語を有財釋の類といふのです。

第四の相違釋とは、相違せる二物以上の名を集めたといふ義で、例へば、五識身地及意地といへば、五識身地といふ語と、意地といふ語とは、全く別物にて、二語なるを、及といへる同位接續詞で連結して、一つの熟語としてあるのをいふのです。しかし、此接續詞は、省畧するも同一であるとのことで、西洋の熟語の法と同一で、第五の隣近釋とは、自體と同時に存在する他物が、もし自體より優勢なるときには、その他物によつて自體の名を立つるもの、たとへば、埼玉縣人が、他縣に出てゝは、東京人といふの類であるやうです。(原文は佛語の例で説明が致しにくい)第六の帶數釋とは、一十百千等の數を帯びた熟語です、たとへば、二十唯識論といへば、二十頌の唯識論といふことであるの類です。

右の如くに、六合釋は、熟語を六つの種類に分つてあります、此分け方は、私は感心させぬけれど、これが非常に漢語の熟語を定むることに有用な參考となるとは、

疑はぬのです。

此外、なほ、古來和漢の僧家の間で珍重した印度の文法書では、八轉聲ハツテンシヤウとて、文章の格を論じたものがあるのです、これは、中橋鶴峰翁ナカハシツツネ(戊申ツチノエ)の（中略）などは、少々のぞいたことがあるやうですが、しかし、只今西洋の文法書が渡つて來て見れば、これはあまり役に立たぬものですから、只今略します。

### 第三款 複合詞の組織

是まで、熟語といへば、漠然と、二字以上集つた語を、皆それと指して居ましたけれど、私の研究した所では、熟語には、熟語として一定の法則があつて出来るものであるといふ様に考へられました、既に、熟語の定義をも下したわけですから、これが組織の方法につきても、只漠然と二語以上の集まつたものとはせられぬわけです、即ち一切の熟語を涉獵して考へて見ますに、其組織の方法は色々ありますけれど、何れも確乎たる一定不動の規則によつて成立して居るものです、即ち、其種類につきては、これから一つ一つに條を逐うて述ふる事に致しませう。

### 第四款 複合詞の種類



第一節 形容詞か他語を形容するによりて作られたる形容詞的熟語

先づ熟語の大多數は形容詞が他語を形容するによりて作られたる形容詞的熟語といふべき一類のものでしやう、而してこの内にも、色々種類があります、

(一) 形容詞の形容法にて他語を形容するによりて生ぜし熟語、

高山大澤 || 高キ大キは形容詞の形容法なり、

(二) 定限形容詞にて他語を形容するによりて生ぜし熟語、

斯文彼地 || 斯ノ彼ノは定限形容詞の内なる指示形容詞なり、

各人各國 || 各は定限形容詞の内なる配分形容詞なり、

或人或書 || 或は定限形容詞の内なる不定形容詞なり、

但し或人と云ふ時など、漢文にては下に人といふ語を置く事なくして、或といふ語のみを獨立に用ゐる例なり、

(三) 顯性形容詞の内なる名詞形容詞にて他語を形容するによりて成る所の熟語、

遼東、豕國之光 || 遼東國等は名詞形容詞なり、

右の例によりて、後置詞の之字が形容詞に立つて居る所の名詞の後にあるものとなき者との二種類があれど、之字の附くのと、附かぬのとのある和訓上にては、共にこの字を入れて訓する例であると云ふことを知ることが出来る、

(甲) 但し、此外に、一年三日谷川雄鳥など、形容詞(一、三、谷、等)の下に、之字もなく、又和訓してものの字を加へて訓することのなき類も、澤山あるのです、

(乙) 又、日本語には、中沖浪、蘆原中津國などの如くに、同一の意義あるつといへる後置詞を、形容詞の下に有するものもあるのです、

(丙) 又、救へ草贈り物謠ひ物など、形容詞が、動詞の不定辭の形より成るものも、澤山あります、

(丁) 又、物覺エ物語リ讎討チ從弟違ヒなどの如くに、名詞が、動詞の不定辭の上にて在つて、之を形容して居るものもあるのです、

(戊) 又、請ケ受リ立チ廻ハリ賣リ捌キなどの如くに、不定辭が、不定辭を形容して居るものも多いのです、



(己)又、賜物の賜などの如くに、動詞の語根を形容詞とせし如きものもあるのです、但しこれはたまひもの義であるのを約畧したのかと思ふのです、  
 (庚)又、面白端近等の如くに、名詞にて、形容詞の語根を形容した者もあるのです、  
 辛)又、細長久方淺瀬黒雲堅氣などの如くに細とか久とか淺とか黒とか堅とか云ふ形容詞の語根で形容詞の語根長の類や、名詞方の類を形容したのもあるのです、

要するに、動詞の不定辭や、形容詞語根等は、何れも名詞と同一の價值ある語にして、名詞と同一の作用をなす語ですから、以上の諸例は、皆名詞で他語を形容したがために出來た所の複合詞と同一のものであるのです、

(四)顯性形容詞の内なる分詞形容詞にて、他語を形容するによりて成る所の熟語  
 來年逝水——來ル逝クは分詞形容詞なり、

第二節 前添辭が他語の前に添はるによりて成る所の前添辭的熟語

前添辭は、私が既に前に説いたやうに、其實は、本語に固着すべき性質のものな

れば之を單語といふも不可なきものなれども、和漢の前添辭は、其語形といひ、其意義といひ、多少形容詞に似たる所あるものなれば、直に之を單語とするとはいかゞです、しかし漢語には御陵など、敬語の外には、此種の熟語はないのです、

第三節 後添辭が他語の後に添はるによりて成る所の後添辭的熟語

後添辭的熟語の成立する理由は、前添辭的と同一であるのです、

忽焉悠然巍々乎、淡如、四書五經等——焉然乎、如等は後添辭である、

第四節 對等なる語を連結して作る所の熟語  
 第一 同位接續詞にて連結して作るもの

〔孟子一上〕有、惠王曰、略、孟子對曰、殺人、以、挺、與、刃、有、以、異、乎、  
○挺、ト、刃、ト、ヲ、以、テ、セ、バ、

右は、挺と刃とが、與といふ同位接續詞に連結せられて熟語となつたものです、

〔論語十五〕有、唯、略、○、中、安、見、方、六、七、十、如、五、六、十、而、非、邦、也、者、

右は、方六七十如くは五六十と云ふ如くよみて、如といへる同位接續詞が方六七十と五六とといふ二つの熟語を結合して、又一つの長い熟語を作つて居る形です



第二 同上但し接續詞を省略せる形のもの

〔禮記ノ四十八〕躬秉<sup>キツ</sup>丰<sup>キツ</sup>以<sup>テ</sup>事<sup>フ</sup>天地山川社稷先古

右は、天<sup>ノ</sup>及<sup>ヒ</sup>地<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>與<sup>ヒ</sup>川<sup>ノ</sup>などいふと同一です。

此外に、和漢日月草木前後長短甘苦などいふ類が皆これに属するので、これらは、和及漢日並月草若木などいふと同一にて、以上の第一第二の兩種共に之を六合釋で申せば、その相違釋に當るので、しかしながら、天地とか山川とかいふ云ふとを、各一つの神の名の如くに心得るときは、之を單語と見ても差支はないのです。

第五節 前置詞(又は後置詞)と其目的格とにて作る所の前置

詞的熟語

〔春秋五十七〕孟獻子言於公曰

〔論語五ノ十〕子曰<sup>ク</sup>略<sup>ク</sup>中<sup>ニ</sup>怨<sup>ミ</sup>是<sup>レ</sup>用<sup>フ</sup>希<sup>ク</sup>

〔論語四十一〕顔淵死<sup>ス</sup>略<sup>ク</sup>中<sup>ニ</sup>非<sup>ズ</sup>夫<sup>レ</sup>人<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>爲<sup>ス</sup>慟<sup>ム</sup>

右の於公は前置詞的熟語で、是用夫人之は後置詞的熟語です、和漢の學者は、古來かゝる熟語のある事を説いたものはないのです、熟語といへば、必ず名詞と名詞との合語であると思ふは誤りです。

第六節 句を熟語と見なすもの

第一 序説

句の全部若くは一部を熟語と見なすといふことは、特別の場合でして、かやうになされて出来た所の熟語は、恰も英文法のイデオムティンフレーズ即ち特別的熟語とでも云ふやうなものであるのです。

第二 實例

(一) 主格と説明語とより成るもの

〔毛詩ノ二ノ三〕碩人侯侯公庭萬舞有力如虎<sup>ノ</sup>○カアルコト虎

〔論語一五ノ右〕子<sup>ノ</sup>略<sup>ク</sup>中<sup>ニ</sup>謂<sup>フ</sup>南容<sup>ヲ</sup>邦有道不廢<sup>レ</sup>○邦ニ道アレバ廢

右は「力あり」「道あり」などいふ一つの句にして、力とか道とかが主格で、有が説明語であるのです、これがたとへば「有力を畏る」とか「有道について學ぶ」とか云ふやうに、有力有道などが、各一つの名詞として用ゐらるゝときは、句ではなくして、熟語であるのです。

〔春秋十四ノ右〕初襄公立無常<sup>ノ</sup>○立ツテ常ナシト訓むのです、こゝに



〔禮記一八左〕聽於無聲視於無形

〔孟子一四右〕曰奚有於是亦爲之而已矣有人於此力不能勝一匹雛則爲無力人矣

右は『常なし』『聲なし』『形なし』『力なし』にて、其實は『常がなくある』『聲がなくある』『形がなくある』『力がなくある』の義で、常聲形力は之を主格とし、無は之を副詞と説明語とを兼ねたる如きものとしますが、此各の句そのまゝに、これを名詞と見なすときには、句てはなくて、熟語であるといふのです。

(二) 目的格と説明語とより成るもの

〔春秋一八左〕凡師一宿爲舍再宿爲信過信爲次

右は、過は説明語で、信は目的格であるのです。但し、過信の過は、之を他動詞として『信をすゝす』と云ふやうに云へば、右の通りですが、之を自動詞として『信に過ぐる』といふやうに云へば、信は目的格でなくて、副詞の類であるのです。

〔論語二左〕四十而不惑五十而知天命

〔孟子一四上〕諸侯朝於天子曰述職述職者述所職也

右の知命述職は、各一つの名詞ともなるが、そのもとは、皆説明語(知述)と目的格(命

職)とより成つたものです。

此外に、七月のことを夷則といふなどの類がある。此名詞はもと、則を夷ると云ふ義から出来た語ですから、やはり、説明語と目的格との合語であるのです。

〔孟子一八下〕今有同室之人鬪者

右は、『室を同じうするの人鬪ふ』といふ義にて、同は形容詞ですけれど、するといふ他動詞を省略して、同の字で之を兼ねた形にして、室といふ語はその目的格たる形ですから、これも同室は説明語と目的格とより成る所の熟語であるといふのです。

(三) 副詞と説明語とより成るもの

〔春秋一八左〕凡師一宿爲舍再宿爲信過信爲次

〔論語二左〕四十而不惑五十而知天命六十而耳順

〔孟子一六下〕聖王不作諸侯放恣處士橫議楊朱墨翟之言盈天下

右の『一宿の』『再宿の』『再耳順の』『耳横議の横等』は、皆副詞として、その下の語は動詞で、文章の説明語に立つて居るのですが、之を合して各一つの名詞と見なす場合



には、何れも一つの熟語であるのです。

(四) 打消副詞と説明語と副詞とより成るもの

〔春秋八右〕夏六月辛未朔日有食之鼓用牲于社非也○常ニアラザ  
 〔論語一右〕顔淵曰請問其目子曰非禮勿視非禮勿聽非禮勿言非禮勿動  
 〔春秋十四右〕夏城郎書不時也○時ナラザルヲ書  
 〔春秋十八右〕我實不德齊師何罪○カケラム  
 〔老子三上ノ十〕天地不仁以萬物爲芻狗

右の不字は非と同一に用ゐてあるのです。さて、此非不は共に『あらず』といふ義のものにて、打消副詞(ず)と説明語(あら)とを兼ねし形のもので、その下にある語の常禮時徳仁等は『何々に』と訓して、副詞に立つて居る形であるのです。即ち『常にあらず』といへば常に副詞、あらずはありの未定形で説明語、ずは打消副詞であるのです。又、不仁といへば『仁にあらず』の義で、全く上と同一であるのです。故に、此非不をば、假りににあらずの非不といふのです。而して、これは句であるのです。六合釋精義上右に、古人の説を引いてあるのを見るに、

於句亦二對法疏一云、句有二種、一集法滿足句、二顯義圓周句、如說不生亦不滅、不來亦不去、不一亦不異、不常亦不斷、此一一句義雖不同、亦得名句。

とありますが、しかし、これは句と申しても宜しいのです。而して、此句が、名詞として、『非常を戒む』、『不時に備ふ』などと用ゐらるゝときには、亦一つの熟語であるのです。非禮不徳不仁等も勿論です。

(五) 現在分詞の動詞状と動詞と合せしもの

現在分詞の動詞状と申すのは、動詞の中止形が、たとへば巡守(五年一巡守など)後進(後進於禮樂)などの巡りや後の如くに、巡り、後進などの意義を以て、動詞(たとへば守る進むなどの如きもの)の上にて在りて、その動詞の副詞となりて居る語をいふのです。が、これは、亦前の非禮不徳などの一類の如くに、一つの句の性質あるものではあれど、之を、巡り守るとか、後れ進むとか、各二つ宛の意義をもつて居る一の名詞と見れば、巡守も後進もやはり各一つの特別熟語であるのです。

(六) 句の一部をとりて熟語とするもの

〔論語二左〕子曰吾レ略○中レ三十而立



右は『三十にして立つ』といふ句を、その而立だけをとりて、三十歳の義に用ゐるこ  
とがある、そのときには、而立は一つの熟語より成る名詞といはるゝのです、

〔論語八右〕子曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣、

右の而往も而立と同一です、

第七節 單語の如き熟語、即ち疊字、

疊字と申しますのは、人々日々などの如くに、同意義の字を重疊したものでして、こ  
れは二つの目的の爲に作らるるものです、即ち、第一は、名詞の複数を表はす爲です、  
假令ば、

人々、家々、子々、孫々、吾々、これは代名詞なり、日々、

などは、其物の一つにあらざる事、即ち複数を示すものです、第二は、複数をも表はし、  
又語勢を添ふる爲として作らるゝものです、尤も複数を表はすといふ事、即ち物が  
一つでない澤山あるといふ所から、自ら語勢が強くなるので、語勢を強くするとい  
ふ事は、複数を作る事に附随した一の現象といつて宜しいかと思ひます、これは、た  
とへば、

盈々、頻々、徐々、赫々、巍々、皜々、

などの類で、主として副詞に立つ語ばかりです、  
さて、此一類は、同一の語の重なりたるものにて、一語の時と同一の意義を有するも  
のなれば、之を單語としても不可なきに似たれど、然らず、複合の成分中、上の語は其  
語固有の意義を發揮し、下の語は複数を示す如きものなれば、二語各其任務を異に  
して居ると云つて苦しからぬ次第ですから、これは熟語に入れざるべからざる次  
第であるのです、

第八節 熟語に似たる句

第一 過去分詞動詞状句 主格、目的格などなきものは之を熟語といふを許す、

動詞の説明を致しませぬ前に、過去分詞など申しても、少々分りませぬが、これは  
私が始めて考按したもので、動詞と接續詞の而字との連合した形をいふのです、即  
ち、『引而伸之』の引而とか、『吾十有五而學』の十有五而などの類をいふのです、これが英  
語の過去分詞の意義に稍々似た所があるから、かく申すのです、尤も、英語の過去分  
詞は、動詞變化の一つの形でして、一の單語ですが、これは、動詞と、句を接續するに用



ある所の接續詞の而字との連合したものでありまして、一つの思想を表出して居りますから、單語では勿論なく、熟語ともいへませぬ、全く句の性質を帯びて居るので、殊にたとひ、主格はなくとも、目的格などがあつて、たとへば『伐曲沃而』などいふものに至つては、既に思想の表出してある事が著しく分つて居るではないか、しかし、かういはいは、又疑ふ人もあつて、『引く』『行く』というても、思想を表出して居るではないかといはうが、それとこれとは違つて居るので、引カ引キ引ク引ク引ク行カ行キ行ク行ク行クなどいふは、これに主格をつくるか、目的格をつくるかせざれば、このまゝにては、活動の跡を具へて居らぬのです、即ち、静止の形にあるのです、字引の中の形といふべきものです、故にこれは單語です、然るに、引キ又は行キを引きて行きてなど、すれば、主格も目的格もつかぬ儘に活動の跡を具ふるに至るので、故に、引きて行きては、引キ行キと異にして、これは不完全ながらも思想を表出して居る形といはるゝのです、又、『十有五而』などは、『十有五といへる語の下に、動詞を省略した形のもので、『十有五にありて』の義をなすものです、故に、これ亦句といつて宜しい、副詞の『既而』『如之何而』『悠然而』なども、此類で、何れも句の性質を帯びて居るので

す、しかし、實際に、主格、目的格、完成言等も省略せられて居る所の簡單なる形、假令は、『引而』『走而』『得而』『久而』『既而』『晏然而』などの如きは、假りに之を熟語といつても宜しからう、

第二 接續代名詞、若くは其先行詞に誘出せらるゝ所の語は、句の性質を有するものなる事

接續代名詞と申すは、所と云ふ語で、其先行詞と申すは、者といふ語です、今これに誘出せらるゝ所の語とは、假令は、

- (一) [易 四左ノ廿] 言行君子之所以動天地也
- (二) [孟子 三上ノ七] 國之所存者幸也
- (三) [令 二右ノ十] 凡陰皇親者親王子從四位下

などの『以動天地』とか『存する』とか『陰皇親』とか云ふ如きものである、而して、此『動天地』『陰皇親』など云ふは、既にこれのみにて句の形をなせど、『存』の如きは、只一の動詞に過ぎません、しかし、『所存』とか『所存者』とかなれば、その語が活動して、直に不完全ながらも一の思想を表出して居るものである、『存する所』と『存する所の者』と



いふは同一であつて、只者といへる語が一方に省略してあるのみの事であるので、す而して、此所といふ語のある句にては、必ず主格が此所字の上にある規定であるので、す、即ち前の第一例にては、『君子が天地を動かす所以である』といふ義にて、君子が主格、第二例にては、『國の存する所のものは幸である』の義にて、國といふが主格、第三例にては、『人の皇親に蔭するものは』といふ義にて、人といふ主格は省略した形であるのです。

右の理から推せば、『兩者』『三者』『如是者』『逝者』などの類も、之を二つある所のもの』とか、『かくの如くある所のもの』『逝く所の者』などの義とすべくして、やはり句の性質あるものとせねばなりません。が、しかしこの内、『兩者』『三者』などは、かやうにまで、の義を含んでは居ぬやうです。から、これ等は熟語として處置して、苦しからぬので、す、『逝者』など、上の語が分詞から成つて居るのは、句の内に入るべきでしやう。

#### 第四項 句

##### 第一款 句の定義

句と申せば、文章と或る點まで同一でありまして、主格と説明語との二つを具へ必

ず一つの思想を表出して居るものです。但し、主格は、間々省略せらるゝ事がある。假令ば、一例によりて説明すれば、

〔論語 四左〕曾子曰、以能問於不能、以多問於寡、有若無、實若虛、犯而、不校、昔者吾友嘗從事於斯矣、

といふ如き文の内に、十箇の句があるのです。さて、之を説明せむに、『曾子曰』は、曾子が主格、曰が説明語、以上第一句、『以能云々』は、以能は副詞、問は説明語、於不能は完成言にして、主格は省略の形、以上第二句、『以多云々』は、以多は副詞、問は説明語、於寡は完成言にして、主格は省略の形、以上第三句、『有』といふは、有と云ふ説明語と、雖といふ接續詞との合語にして、主格は省略の形ですが、短いけれど一句です。以上第四句、『若無』は、なきが如くといふ副詞にて、しといふ説明語を兼ねた様な形で、主格も省略になつて居れど、亦一つの句です。以上第五句、『實』は、有と同一の句で、以上第六句、『若虚』は、『若無』と同一の句です。以上第七句、『犯而』も、『有』又は、『實』と全く同一の句です。以上第八句、『不校』は、不は打消副詞で、校は説明語で、主格は省略せられた形の一つの句です。以上第九句、それから、『昔者云々』これは、昔者は時の副詞、吾友は主格、嘗は



時の副詞、従は説明語事は完成言、於斯は場所の副詞、矣は断定を示す助辭的副詞として、これが又一つの句です(以上第十句目、合計十句あるを見よ)

### 第二款 句の種類

句に二種あるのです、従來の日本の文法書などは、勿論かゝる事には注意してないやうですが、ぜい二つに分けて説明する必要があるのです、それは、第一は完全句(Complete Sentence)第二は不完全句(Clause)とでも云ふべきものです、即ち、完全句の方は、獨立して居る句で、獨立句、主句、本句などと申すべく、不完全句の方は、獨立して居らぬ句で、非獨立句、若くは附屬句ともいふべきものです、

### 第三款 完全句

完全句とは、前條掲ぐる所の例の内にて云へば、十句の内『有れども』、『實すれども』、『犯せども』の三句を除きて、あと七句が皆これに當るのです、即ち、これは、其句が、接續代名詞(所字など)と、接續副詞(字則など)と、従位接續詞(雖而の一部など)と、前置詞の或るもの(爲)又は以などと、後添辭の或るもの(と)を、句首若くは句尾に有せずして、他の句と連結すべき性質を有せず、意義それ迄にて終止完了する形を有つ所の句で、完全に句

としての各部分を具備するといふ事でもなく、又其形が長いと云ふ事でもないのです、

### 第四款 不完全句

#### 第一節 序説

不完全句とは、句首又は句尾に、接續代名詞か、接續副詞か、若くは従位接續詞、前置詞の或るもの、後添辭の或るものかを有して居て、或は省略せられて居るものもあれど、やはり、その語のあるべき性質の句は、これに屬す、その句が、他の句と連結すべき性質を有し、意義それ迄にて完了せぬといふ形を存するものでして、句としての各部分に、省略が多いとか、又其形が短いかいふやうな事ではないのです、今、實例にて之を説明しましやう、

#### 第二節 實例

##### 第一 接續代名詞的句

〔禮記 四ノ左〕夫爲人之子者、三賜不及車馬。

右の「爲人之子者」は「人の、人の子たる所のもの」といふ義にて、上に「人の」といふ



主格と所といへる接續代名詞とは省略せる形であつて、一つの思想を表出して居るから、句には相違なきも、其句が完了の形をあらはして居らぬ、即ち獨立して居らぬ形ですから、これは不完全句であるのです、而して、此不完全句は、下の句の副詞部となるのです、即ち、それが、人が、人の子たるものには、三たび物を賜はるも、車馬には及ばぬといふ義となるのです、

〔禮記 七右〕 吊喪弗能賻不問其所費

右の「其云々」の句は、問と云ふ説明語の目的格に立てるものにて、句とはいへど、其意義完結して居らぬのです、故に獨立して居らぬ句と見なさるゝのです、

第二 接續副詞的句

〔春秋 八左〕 宗邑無主則民不威

右は「宗邑云々」の句は、下の「民不威」といふ句の副詞部に立つて居るのでして、これ亦則の字のあるために、獨立して居らぬのです、故に不完全句です、

第三 從位接續詞的句

〔孟子 十一左〕 古之人脩其天爵而人爵從之

右は「古之人云々」の句は、それ限りに完結せずして、下の「人爵云々」の句に接續する形を存し、而して、その句の副詞部となつて居るのです、

〔論 二左〕 其或繼周者雖百世可知也

右は「其或云々」の句は、雖といへる語のあるが爲に、意義斷絶せずして、下の句につづく形を存し、而して、下の句の副詞部をなすのです、

第四 前置詞的句

〔老子 十二右〕 吾所以有大患者爲吾有身

是は、一寸分りかねましやうが、かう云ふ事です、「吾に大患のあるわけは、吾に身軀がある爲である」といふ義でして、「吾に大患あるわけ」といふ句が、此文の主格であるので、説明語は省略してある形であるのです、而して、「吾に身軀がある爲」といふのが完成言であるのです、それ故に、「吾に身軀がある」といふ句は、爲といふ前置詞のあるために、その意義が斷絶せずしてそのまゝに上につづく事になるのです、それゆゑに、「爲吾有身」といふは、不完全句であるのです、

〔孟子 八下〕 君子所以異於人者以其存心也



これも上の例と全く同じで『君子の人に異なつて居るわけは、そのものが心を存して居るを以てである』と云ふ義にて『そのものが心を存す』といふ句は、以といへる前置詞で、意義が他句について、それがために『以其存心』といふ句が、獨立の形にあることが出来ぬのです。

第五 後添辭的句

〔孟子十二下〕白圭曰、丹之治水也、愈於禹。

右は『丹の水を治む』といふ句を、後添辭の如くに添はりたる感詞の也の字にて之を下の句につくくる事となるなり、故に『丹の水を治むるや』というて、句が斷絶せず、中止の形を存して、獨立句とならぬのです。

第五項 文章

第一款 文章の定義

文章とは、文字を藉つて、完全なる思想を表出するものといふべきでしやう、只一つの考を表はしただけでなく、或る一事に就いての自己の考を、自己にて完全と認むるだけ云ひ表はしたものが、文章ですから、かう云つて宜しいかと思ひます、夫れ

ゆゑに、たとへば『花は梢の上に咲くものである』といふ如き、不完全に幼稚なる事を云ひ表はしたるものにて、之を文章といふのです。

第二款 文章の種類

第一節 總説

文章は、其觀察の上から種々に之を分類する法がありますが、其内にて、今茲では、之を組織上より分類する事を説明するので、さうして置きませねば、詞論の中にて、私の説明が分りませんから、てあります、而して、組織の上からは、之を單文、複文、複文の三つに分ちます。

さて、又、文章は、如何なる成分より組織せらるるかといへば、前にも述べし如く、主格と説明説とより成るものです、但し、主格は、往々省略せられますが、説明語は省略せらるる事はないのです、即ち、たとひ正當なる説明語、動詞が省略せらるゝも、必ず其代用の語があるので、代用の語とは、形容詞が、若くは名詞、代名詞、若くは副詞です、かくて、この主格と説明語とは、文章の主要部ですが、此外に、目的格とか、完成言とか、副詞部とか、種々なる部分のある事は、前に述べました事のある通りです、尚ほ、後に、實例を舉



けて詳説

第二節 單文

さて、文章と申すは、右の總説に説きました様な事で組織せらるゝのです。其内に、て、主要部の主格と説明語とが、只一つ宛ある文と、二つ以上ある文とがあるのです。而して、その主格と説明語との各一つ宛ある文が單文であるのです。

〔孟子 六下〕

曰、周公弟也、管叔兄也。

〔墨子 三右〕

齊景公問晏子曰、孔子爲人何如、晏子不對、公復又問、不對。

右の例中、右傍に線を施せる部分が、六つありまじやう、これ文は、主要分が一つ宛ある文であるのです。次に、以上の即ち、『周公は弟なり』といへば、周公が主格、弟は完成言なりは説明語を兼ねて居る副詞として、主格と説明語とが一つ宛あるのみです。次の『管叔云々』の文も、全く同一です。次に、『孔子の人となりは何如ん』といふ文は、孔子の人となりといふが主格で、何如んといふは疑問副詞で、説明語を兼ねた形のもので、これも主格と説明語とが一つ宛あるのみです。次に、『晏子對へず』は、晏子が主格で、對へずが説明語です。次に、『公復又問ふ』は、公が主格で、復又は副詞部、問ふは説明語

です。次に、『對へず』は、説明語で、此文にては、主格は省略になつて居る形であるのです。右の如く、主格一つ、説明語一つだけある文が、即ち單文といはるゝのです。即ち、これは文が短いといふわけではない、組織上、主要の成分が、只一つ宛あるのみで、組織が單純なといふ意味であるのです。

第三節 糝文

糝文と申しますのは、雜り文といふやうな發でござります。即ち、これは、不對等なる句を二つ結合して作る文ですから、さう云ふのです。勿論、對等なる品、若くは同一なる品を合する時は、雜つたとはいへませぬ。即ち、手近く似寄つた例を求むれば、米の中に米があるのは、雜つたのではないのです。が、米の中に粟が麥が入つて居れば、雜つたのです。混合したのです。先づかう云ふわけで、不對等なる句が相合して出來た文を、かう云ふのです。而して、其不對等な句と申すは、一つは前に云ひました完全句で、一つは不完全句であるのです。完全句は、之を本句と申して、不完全句は、之を附屬句と申します。そこで、此文には、二つ以上の主格と、二つ以上の説明語とがある筈であるのです。何となれば、句といへば、完全句でも、不完全句でも、必ず一つの主格と



一つの説明語とがある筈であるのに、此様文は、本句一つに、附屬句一つを合せたもので、これ丈で既に二つ宛の主格と説明語とがあるのに、その附屬句は又單純でなくて、又々その中に様文などを含んで居るものがありますから、自ら二つ以上の主要部がある譯です、即ち、前條不完全句の條に引用してある例は、皆此様文であるのです。

是に於て、諸君は、様文といふ事について、大凡そ御分りになつた事と思ひますが、なほ一二の例を擧げて示す事にしましやう。

〔論語七十八〕子路從而後○子路拱而立

右は、尤も簡單な様文の例です、即ち、『子路從而子路後る』、『子路拱して子路立つ』といふ意義で、子路從而子路拱してが附屬句で、後る立つが本句です。

〔論語五右〕子曰富而可求也、雖執鞭之士、吾亦爲之、如不可求、從吾所好

右は、様文の複雑なる例で、これを譯すれば、『子が曰ふには、富と云ふものが求めらるるものならば、事柄が執鞭の士でも、私は之を求むるが、もし富は求められぬものならば、私は私の好む事をするというた』といふ様な、勝手な御話してあるのです、即ち子

曰は『子が曰ふには』といふ副詞と『云ふ』といふ説明語とを兼ねたもので、これが本句で、そのあとが附屬句でありまして、本句に附屬句を連合する連結語は、省略せられて居るものです、而して、此富而以下の附屬句には、五つの句を含蓄して居るので、一句毎に句點を附したり、それ故に、これは、本句の主格一つと附屬句の内の主格が五つと合せて主格丈が六つあるので、説明語も同様六つある筈であるのです、しかし、主格は大抵省略せられて居るから、それ丈の數が、形の上に具はつて居らぬばかりであるのです。

さて、こゝに一つ申し添へて置きたい事がある、即ち、前に『様文と申すは、完全句と不完全句とが連結するによりて構成せられたるものである』と申したが、主格や目的格が不完全句より成つて居ても、それが爲に、やはり其文が様文となるといふ事であるので、これは、全く右の定義と同一ではあるが、少し構造の有様が違ふやうに見えるますから、一寸斷つて置くのです、たとへば、

『國之所存者、幸也』

の如きは、『國の存する所の者』といふ不完全句は、『幸也』と云ふ完成言と説明語とに



對して主格に立つて居るのですか、いふ時も『幸也』といふ完成言と説明語との形が、完了形を表はして居る故に、之を糝文の本句と見なして『國之所存者』といへる不完全句を、その附屬句としてこの二つを連ねて作つた所の文章は、自ら二つの主格と、二つの説明語とを含んで居る故に、これを糝文といふのです。

第四節 複文

第一 複文の定義

複文と申すは、對等な文章が二つ連合せられた時の名であるのです。對等といふ事は、同一といふ事とはちがひます、各獨立した文章が相並べば、それが對等なのです。たとへば、瑞西と露西亞とを比較するに、瑞西は共和自由の國體でして、露國は君主專制の國體であり、又、瑞西は實に小國でして、露國は世界第一の大國である。しかし吾人は之を並べて對等國と見ますのです。故に複文とは、單文と單文と合しても成り立ち、單文と糝文と合しても成り立ち、單文と複文と合しても亦成り立つのです。更に申せば、

- (一) 單文と單文と合せしもの
- (二) 單文と糝文と合せしもの

(三) 單文と復文と合せしもの (四) 糝文と糝文と合せしもの

- (五) 糝文と復文と合せしもの
- (六) 復文と復文と合せしもの

といふ如くなるのです。是に於て、複文には、主格、説明語、共に二つ宛以上ある筈のものといふ事も明てしやう。

第二 複文を作る法、並に其實例

複文を作りますには、接續詞の内の同位接續詞と云ふを用ゐるので、同位接續詞と申すは、又とか且とか、雖然とか、以是、是なり、同とか云ふ如き接續詞でして、其實例を擧ぐれば、

〔孟子 十三上〕齊景公曰、既不能令、又不受命、是絶物也。

〔毛詩 十九右〕君子有酒、旨且有。

〔孟子 二八下〕尹公之他、學射於夫子、我不忍以夫子之道、反害夫子、雖然、今日之事、君

事也、我不敢廢。

〔春秋 五左〕生桓公而惠公薨、是以隱公立而奉之。

かやうな類です。即ち、又且、雖然、以是等の上の句と下の句とは對等なので、之を是等



の接續詞で連結したるものであつて、これが複文であるのです。尙ほ同位接續詞は澤山ありますけれど、悉くは擧げぬのです。而して、此接續詞をば省略する事が亦往々あります。たとへば

〔論語十有六ノ〕孔子曰、君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言、

と云ふ如き例にて見ますれば、これは「天命を畏れ、又大人を畏れ、又聖人の言を畏る」といふ事になるので、初の「畏天命」と「畏大人」との間に又といふ同位接續詞があつて、此二句を連續すべきを省略せられてあれど、やはり此二句は連結せられて、一つの複文となつて居るので、次に又、此複文と、その下の「畏聖人之言」と云ふ句との間に、又といふ語があるべきを省略せられてあれど、これもやはり此二句が連結せられて、一つの複文となつて居るので、かやうの次第ですから、複文は、必しも同位接續詞が、形の上に表はれて居らずとも、そのあるべき性質をもつて居る文は、皆複文を構成するので、

### 第六項 句と文章との別

句と文章とは、或る程度まで全く同一ですと前に申して置きましたが、その或る程

度と申しますは、句と申すは、單文と略ぼ同一であつて、その他とは異なると申すのです。即ち、句と單文とは、共に、主格が一つ、説明語が一つあるのみのもので、其點に於ては同一のものといつても宜しいが、しかし、これにも異なる所があるので、即ち、句には、不完全句といふものがあつて、其形が斷絶せぬといふ一種があるので、單文には、全くそれがない、而して、糝文と複文とは、主格も説明語も二つ以上宛あるものですから、これは句と全く異なるのです。夫れゆゑに、句と文章とは似て居る様ですが、大に異なるのです。

## 第七章 漢文和訓法

### 第一項 漢文和訓の由來

漢籍が、應神天皇の御代に渡つて來て、百濟の博士の阿直岐、王仁等が、皇太子菟路若郎子に之を教へ奉つた事は、何人も知つて居る事で、くはしく申すには、及ばぬ事ですが、應神天皇以前に、漢籍の渡來せしといふ説あり、日本紀通鑑等に、漢文を和訓したのは、方、此抑も最初の時代から始つた事と見ゆるのです。其故は、朝鮮にては、只今も、諺文として、日本の假名の如き文字があつて、これを用ゐて、其國語を寫して居り、漢文を







賦興と經緯の關係のあるものにて、一列に六つが相ならんで居るのではないのを、紀氏は之を一列に比較したのは、或は誤りではないかとも思はるゝのですが、とにかく此なにはづの歌は古くより王仁の咏じたものであるとの傳來があつて、それゆゑに紀氏がかやうにかいたものかとも思はれますから、これを王仁が我國語に通じて居つた一つの證據として提供するに差支はないでしやう。右の次第で、漢文は最初より和訓逆讀の法によつた事は明ですから、此後も依然として、これを因襲したのです。然るに、推古天皇の頃より支那の本國と交通が始つて、彼國人に直接に接するやうになるに至つて、支那語の研究を致さねばならぬやうになつて來ましたので、自然漢文を讀むのにも、支那當時の音を以て之を直讀するの風が起つたやうです。即ち、大學には音博士を置いて、學生に漢音を學ばせた事が、大寶令の職員令、學令、延喜主稅式、並に三善清行の意見封事等に見えて、明かな上に、延曆十一年には、

「如聞明經之徒、不事習音、發聲讀誦、既致訛謬、靜言其弊、尤乖勸誘、宜令大學及國學、明經生等兼習音。」

と云ふ格文を發布した事が、一條兼良卿の令抄の上卷に見えて居るのです。殊に、此際佛經の方をば、法令を以て、専ら漢音を以て之を讀む事を強制したので、即ち、養老四年十二月廿五日の詔を拜讀するに、  
詔、釋典之道、教在甚深、轉經唱禮、先傳恒規、理事遵承、不須輒改、比者或僧尼自出方法、妄作別音、遂使後生之徒、積習成俗、不肯變正、恐濫法門、從是始乎、宜依漢沙門道榮、學門僧勝曉等唱禮、餘音並停。○此詔は類聚三代格卷の三に見ゆ。  
とありて、僧の得度の試験にも、漢音を課せし事が、東大寺の文書や類聚三代格四の延曆廿五年正月廿六日の官符などに見えて居るのです。しかしながら、この現象は、只一時のこととて、和訓逆讀は、遂に改まるに及ばなかつたのです。

### 第二項 漢文和訓の方法

さて、漢文を和讀しますに、その最初はいかなる方法によりましたか、それは今詳ならざれど、稍下りて後は、漢字の四傍若くは中央に位置を定めて、點をつけて、たとへば、漢字の左の下角につけたる點は、舊稱テニヲハのてとし、左の上角につけたる點は、舊稱テニヲハのにとし、右の上角につけたる點は、舊稱テニヲハのを、右の下角に



つけたる點は、舊稱テニヲハのは、字の中央につけたる點は、舊稱テニヲハののといふ如き規則を定めて、和訓を記憶するの符號と致したもので、後にこれをヲコト點と申しました。ヲコトとは、その符號點を、字の右の上角をととし、その直下につくるをことと云ふ字の符號とする規定でしたから、その一隅をとつて、全体の名にしたので、即ち、いろは四十七字を讀み出しのいろはの三字もて名としたるやうなもので、而して、此ヲコト點は、支那にて古くより點發とて、平上去入の四聲を、字の傍に點して、之を分つの法に倣つたものであるといふ事は、古人の説ですが、更に疑ひはないのです。かくて又、此ヲコト點は、其初めは、全く一様であらうが、漸次に文學が盛になるにつきまして、紀傳、明經の博士たちが、各自己の考を出して、色々にその符號のつけ場所を定めて、之を其門人に傳へ、又、僧家の方でも、學匠等が、銘々に右の如くしまゝたもので、すから、其符號點のつけ場所が、一家毎にちがつて居りまして、之を圖にあらはしまして、點圖と稱して、諸家、諸山に所藏して、其流を傳來したのです。その點圖の古いのは、中右記の寛治元年十二月廿四日、堀河天皇御書始の條に見えて居るので、此外に、群書類從の第四百九十五には、點圖部類といふがあつて、

十七種の點圖が集めてあり、又、單行寫本の點圖は、世上に幾つも冊になつて流布して居りますから、好事の人、之を御覽なさい、私は、先年、承徳三年の宮寫本と申す眞福寺本の將門記、弘安寫本の孝經、永和寫本の日本紀等の古き點のあるのを、抜き寫した事があります。面白いものです。されど、今は、點圖の雛形と共に一切略します。右の本文中に、舊稱テニヲハと云ふ事を私は申しましたが、私は、日本文法に於ける一切のテニヲハをば、悉く廢してあるのですから、右の如く申したので、是かし、これをば各品詞に割り當てた新名稱を直に出しては、却て見る人の疑ひを招くかも知れませんが、先づは右の如く申して置いたので、委細は、テニヲハ全廢論にて明に申し上げます。

### 第三項 漢文和訓法の沿革、并に諸家の得失

さて、漢文和訓の法は、前にも一寸申した通りに、諸家、諸山、各師資相承て傳來したもので、今昔物語第二十四卷の「菅公の作なる『東行西行雲影』、二月三日遅々」といふ句を訓み得る人のなかりけるに、或る人、北野の廟前にて、菅公の靈より、之を「トサマニ行キ、カウサマニ行キ、雲ハル、キサラキ、ヤヨヒ、日ウラ」と訓む事を教へ



られたる事が書いてあるのは、著明なる事實で、其傳授を重んじたる形勢の一斑がこれにて分るので、而して後には僧家にては、五山の如きは、史記家とか、漢書家とか、家を分つて標榜して居るのが、皆此訓點の一つであるのです。此事は、南嶽秀首の下史記抄は此文見えず、此訓點のついて居る本は、點本と稱して、甚だ貴重したやうです。好書故亦餘錄四、而して、其點本の名稱は、其點者の名によつたもので、たとへば、藤原明衡の點せし本は、明衡點といつたのです。後二條關白記寛治七年二月十八日の條、然るに、何時頃からといふ事は、確乎とは知れませんが、此ヲコト點をつくる事が段々すたれて、その代りに、直に、そのヲコト點の本字に當る假名(テニヲハ)の類を、漢字の右の下角につくるやうになつて、之をステガナと云ひ、併せて返り點といふを漢字の左の下角につくる事になつたのです。前に申しました將門記には、ヲコト點とステガナと返り點との三つナとが共にあり、又、永和寫本の日本紀には、ヲコト點とステガナと返り點との三つが、共に見えて居るので、

かやうにして傳來したものですから、古來の點法がよく傳はつて來まして、室町季世の戦亂を経た後に出來た、岐陽和尚の新註の和訓は、桂菴和尚、文之和尙を経て、そ

れから藤原惺窩先生に傳はり、遂に林道春に至つて大成して、これを道春點といつて、徳川三百年間の漢文和訓の大勢を支配したのですが、殊に、道春は、多少國語の事について考へが、あつた人ですから、此道春點には、多く古訓がのこつて居るので、此外に、古訓の傳來して居る點は、堂上點（なかしやう）とて、朝廷の博士家たる清原家などに傳はつたものです。志かしながら、古代の訓法は、間々音訓共に一時に教ふる等の趣向があつたものにて、太宰春臺が、倭讀要領（中ノ三四）に、

倭讀ノ法に、毛詩、文選等ニハ、音訓兩讀ヲ用ルコトアリ、音訓兩讀トハ、音ニテ讀デ、又倭訓ニテ讀ムナリ、關關雉鳴（カクカクキニ）トヤハラキナク、雉鳴ノミサゴト讀ミ、參差（マダマダ）苜蓿（モクジヤ）トカクタガヒナル、苜蓿ノアサト讀ム類ノ如キ是ナリ、此法、何レノ時ヨリ始マレルトイフコトヲ知ラズ、尤無益ノ事ナリ、是ヲ止テ、只常ノ如ク讀ベシ、其故ハ、毛詩、文選等ノ文ニモ、倭語ニ讀ル、處アリ、倭語ニ讀レザル處アリ、鳥獸草木ノ名モ、此方ニ無キ者ハ、倭名ナキコト多シ、然ルチ一葉ニ倭名ヲ施サントスルトキハ、牽強ヲ免レズ、况ヤ地名、人名、宮殿ノ名ノ如キハ、元來倭名ナシ、如何ニシテ倭訓ヲ施サンヤ、古來ノ讀ニ、山ノ名ニハヤマトイフコトヲ附ケ、水ノ名ニハミ



ゾトイフコトヲ附ケ、殿ノ名ニハトノトイフコトヲ附ケ、珠玉ノ名ニハタマトイフコトヲ附ケル處アリ、文選ニ殊ニ多シ、皆是倭名ナキ物ニ倭訓ヲ施サントスルニヨリテ、蛇足ヲ書ケルナリ、愚昧ノ至リ、一笑ニ餘レリ

といつてありますやうに、和訓の法則には適うて居ましても、多少時勢上迂遠な事があるので、諸家又色々其救済の目的を以て點本を發表したのです、先づ少し申せば、野中乗山の點を山子點と號し、山崎闇齋の點を嘉點と號し、三宅寄齋の點を道乙點と號し、宇野士新の點を三平點と號し、後藤芝山の點を後藤點と號し、佐藤一齋の點を一齋點と號しまして、各多少流行したのです、此外に、伊藤坦庵の點、貝原益軒の點等もあるのですが、概して一二を除くの外は、和女の事に暗い博士たちの事なれば、その點法甚だ我國の語法に適はぬのです、其中後藤點は、道春點について廣く行はれ、又比較的に善いのですが、一齋點は、其人物が大きいだけ、これ亦比較的によく行はれたが、何分、其點法は甚しく國語の法則に違うて居るので、日尾荆山は、訓點復古二冊を著はして、主に此訓點法を駁するに至つたのです、少し煩はしけれど、其駁撃の要點二三を舉げて、卑見を附する事にします、これは極めて必要のことかと

思ふのです、即ち、

(一) ニアルの約のナルと、ト云フとの混同を正す、たとへば『顔回者』とあるは『顔回』云ふもの』の義なるを誤つて『顔回なるもの』と和訓してある、然るときは、『顔回』にあるもの』といふ義となつて、大變意義に誤りを生ずるのであるのです、これはもと『叔母なる人が來て』などいふ口語から誤つたものでしやうよつて之を正してあるのは、甚だ宜しい、

(二) 感歎の語と反語との混同を正す、たとへば『振々君子、歸哉歸哉』は『振々たる君子かへらむかな、かへらむかな』の義で、哉は感歎をあらはす語ですから、日本語に譯しても、之を感歎的に讀まねばならぬのであるのを、『振々たる君子かへらめやく』など、反語に訓してあるのです、由つて之を正してあるのも亦尤も宜しい、

(三) 不通の語を正す、たとへば『君子哉若人』は『君子なるかな、かくの如き人』と訓すべきものなるを、『君子なるかなし、かき人』など、訓してあるのは、不通の言である、由つてこれを正したのも甚だ宜しい、



(四) 文字の有無を疎略にせし過ちを正すたとへは、『君而知禮孰不知禮』は『君にして禮を知らば、たれか禮を知らざらむや』と訓すべきを、不の字を疎略にして、これを『君にして禮を知らば、たれか禮を知らむ』と訓してあるのを正してあるのです、これ亦甚だ宜しい。

此他『使子路問津焉』を、『子路に津を問はしむ』とあるを、訓點復古は、『子路をして津を問はしむ』とする方きこえよしとしてあるの類、頗る多く、概して其既醇正にして従ふべきであるが、欲勿を『なからまくほりす』、『欲去を』すてまくほりす、『欲居を』居らまくほりすなどの如く復古せむと主張せし類は、私は之を以て稍々頑固かと思ひますので、

かやうに、此訓點の事は、漢文和讀の要點にして、最も注意すべき事であるが、訓點復古の如く、無秩序に、一々點本の闕所について云々するは、限りなき勞力で、餘り迂遠です、然らば、如何にすれば宜しきかといへば、これは、先づ、よく日本の文法に通ずれば、誤りなき訓法を得るに至るものであるのです、而して私の文典は、其全體が和漢の比較文典ですから、自らこの邊のことは、其箇所々々にて分る筈であるのです、

## 第二編 詞論

### 第一章 詞論の定義

詞論の事は、前にも一寸申したれど、再び順序として申しませう、これは、一切の語を、其性質によりて、名詞とか、代名詞とか云ふやうに分類しまして、其用法を説明する學です、

### 第二章 語の分類

右の如くに、詞論に於ては、語の性質によりまして、一切の語を分類しますものであるが、國語の性質と學者の見る所とによりて、此分類が、全く一樣には参りませんが、私は、此分類は、是迄、我國に行はれて居ります普通の英文法の分類に従うて、差支がなく、且、目下、我國の教育上の進歩の爲に、和漢洋の文法の一一致併行を圖る事が、極めて必要であると云ふ事を信じて居りますのですから、その通りの分類に致しまして、乃ち、之を、八種に分つのです、所謂八品詞です、八品詞は、名詞、代名詞、動詞、形容詞、副詞、前置詞、接續詞、感詞の八つです、而して、助動詞は、勿論動詞の内にあるのです、從來の



日本文法書に、助動詞を動詞に離して、之を一つの品詞に立て、あるのは、頗る不都合であるのです。故に、私は、斷然之を改むるので、次に、又私は、從來支那の修辭書に於て唱へ來つて居つた助辭、并に日本の文法書に唱へ來つて居つた、てにをは等は、之を全廢して、八品詞の内に入るゝ事にしたので、これは、非常の苦心でして、一朝一夕の研究で出來たものではないのです。まかし、なほ不完全な點はありまじやうが、先づ一と通り夫々に納まりをつけたのです。かう致しませねば、副詞、前置詞、接續詞などを置く事は不用であるのです。何となれば、古代に於ける和漢の文法家が、既に、名詞をば、實字又は臆言など、呼び、動詞、形容詞などをば、虚字又は用言など、いひ、而して、其他の品詞をば、助辭又はてにをはなど、いつて居りますから、これが、舊來のまゝでよい事ならば、その邊の文法は、もはや成立して居るといつても宜しいものであるから、すまか、我國の學者は、三四十年以來、泰西諸國の文法の完全なるを見て、之に摸倣する方針を執り、大凡そ其通りに致したやうですが、從來の助辭、并にてにをはの内の若干だけは、之を品詞に移入する事が出來ぬといふので、そのまゝになつて居るので、これは、實に國語の性質がまかるので出來ぬのか、又は

文法家の研究が届かぬのであるか、私は、一つは國語の性質が然るといふ事は承知して居りますが、一つは確かに文法家の研究も足らぬのであると、かう信じて居るのです。そこで、私は、頻りに此點に向つても研究を怠らなかつたのです。所が積年非常の苦心を致した御蔭に、何時となく、一道の光明が私を導いて、大凡そ彼岸に達せしむる事が出來たやうです。てにをはの事は、後日別に世に公にするつもりですが、助辭の方は、本講義の内の各品詞の下にて御話し致すつもりです。

八品詞の外に、前添辭、後添辭等のある事は、前に御話ししたから、こゝには略します。

### 第三章 八品詞の活用

八品詞の活用といふ事を知る事が、大層大切な事です。八品詞の活用とは、名詞、代名詞が、形容詞にも立ち、副詞にも用ゐらるゝ事があり、形容詞が名詞として用ゐられ、副詞として用ゐらるゝ等の事あるをいふのです。假令は、『東里子産』、『斯文』の東里は名詞、斯は代名詞なれど、共に形容詞に立て居るのであり、又、『廐有肥馬、民有菜色』の廐、民等は名詞にして、副詞に立つて居るものです。又、『道在爾』の爾は、形容詞が名詞として用ゐられて居るので、又、『子早天』の早は、形容詞が副詞として用ゐられて居



るので、此他すべての入品詞が互にかやうに使用せられて、始めて面白い文章が成立するので、然るに、従來の日本文法や、日本辭書では、此事に注意せぬやうで、餘りこの事が説明してないから、品詞の活用と云ふ事は、全く出來ぬのです、これは何故かといへば、蓋し、これ迄は、時勢の程度が、かゝる精密なる研究の必要を感じなかつたからです、其書き方が、皆右の如くあつたのかと思ひます、私が、嘗て参考の爲め、或る辭書を引いて見ましたれば、

この、(代)是、斯、最、モ、身、ニ、近、キ、物、事、ヲ、指、シ、示、シ、テ、イ、フ、代、名、詞、云、々

これ、(代)是、此、斯、之、(一)最、モ、身、ニ、近、キ、物、事、ニ、用、非、ル、代、名、詞、云、々

右の如くあるのです、このとこれとの解釋が、全く同一なのです、さて、かくの如きは、文法家が、品詞に活用といふ事あるに心附かずして、このもこれも同一の品詞で、用法も同一と思つて居るより起つた所の誤かと思はるゝやうです、かゝる事にては、文法も辭書も、全く無用の長物と云はれても仕方がないので、然り而して、聰明なる諸君は、夙にこのとこれとの區別は、御存じならむも、一寸摘んで申せば、第一のこのは、近稱の代名詞にして、(一)形容詞に立つて居るものである故に、其指示する所、下の

の本語に在るので、(二)又此語も、多少感歎的に用ゐらるゝ事があるのです、即ち、『これやこの行くもかへるも』のこのは、下の行くかへるといふ二つの名詞形を指示形容して居れど、只指示形容して居るのみでなく、上のこれやといへる指示代名詞を助けて、大に感動の意を下の語に與へて居るので、第二のこれは、近稱の代名詞にして、これ亦代名詞と感詞とに用ゐらるゝのです、即ち、(一)代名詞に用ゐられたる時には、主格、完成言、目的格、與奪格等に立ち、而して、(二)主格に立つ時は、大略は、も、ぞ、な、む、こ、そ、な、ど、を、下、に、附、けて、其指示する所、直に上に説明せられたる事柄、又は身邊にある事柄を指示し、(三)完成言にある時は、に、より、な、ど、を、下、に、附、けて、其指示する所は、主格の時の如き、(四)目的格に立つ時は、を、を、下、に、附、けて、其指示する所は、主格の時の如き、(五)與奪格に立ちたる時は、其形、完成言と同じく、指示する所も亦同じ、(六)感詞に立つ時は、『これはこれ』『これをこれ』などの、これの如くに、強く上の語を指示するものであるので、代名の意義は、第二になるのです、(七)これば、(八)此に、(九)概略を示せるのみならず、た、ひ、何、なる、辭、書、に、て、(十)き、し、の、一、通、り、の、事、を、述、べ、得、ざ、る、如、(十一)されば、本講義に於ては、此品詞活用の事を、到る處に説きますから、徒に煩雜なりとして、斥けぬやうに願ひたいのです、



## 第四章 名詞

## 第一項 名詞の定義

名詞と申すは、有形無形すべての物の名稱を指したもので、人名地名物名は勿論、物の性質有様若くは動作に關する抽象的の名稱、即ち八品詞と分くる時に、形容詞、動詞などいはるゝ語までも見様によりては皆此名詞といふことが出来るのです。而して、文章を組織するに當つて、『文王以民力爲臺爲沼』などの文王の如くに主格となり、民力臺沼の如くに目的格となり、又、『堯傳位於一農夫之子』の一農夫などの如くに物主格となり、又、『一農夫之子』の如くに與奪格となり、又、『祈父予王之牙』の祈父の如くに呼格となるのであるのです。

## 第二項 名詞の種類

英文法などにては、名詞を、固有名詞、普通名詞、集合名詞、物質名詞、抽象名詞などと分類してありますが、これは、彼文法にては、冠詞などいふ語があつて、此語がたとへば、固有名詞には、一二の場合、河の名若くは商店の屋號の一部分、即ち何々ホテル、何々軒など、大なる公會場の如き類の外は冠詞をつけぬとか、普通名詞は、二三の場合、慣

用上冠詞を省略して差支なき場合たとへば go to home のホームなどの場合の外は、冠詞を要するとか云ふ如き規則があるやうにして、主に、それ等の爲に、色々に分類をするやうに見えますが、和漢文には、此冠詞と申すものはありませんから、さうに分類する必要はないかと考へますが、まかし、固有名詞とか普通名詞とか云ふ事は、左もなくとも、名詞の一つの意義上の分類として、知つて居る必要があるのですから、一寸茲に一言辯して置く事に致しませう。

彼國の文法書で見ますのに、固有名詞と申すは、其物一つに限つた名の様です、それですから、人名地名は、勿論固有名詞と申すは、其物一つに限つた名の様です、これに入るとして、やう次に、普通名詞と申すは、同種類のすべての物の通有する所の名稱とも云ふべきもの、様です、即ち人とか牛とか草とか竹とか家とか云ふ類です、これらは、人にも幾種類もあれど、之を通じて人と申すのです、草にも澤山の種類はあれど、何れの種類をも通じて草といふのです、まかし、各種類を一括して之を唱ふる名稱ではなくて、其種類の内の箇々別々について、其名を呼ぶ所の名稱であるのです、即ち、たとへば、草といへば、女郎女をも云ふべく、桔梗にも云はるゝのです、次に集合



名詞と申すは、物の群集した團體を呼ぶ名の様です。即ち、一つ宛の軍人の集つた團體の名を軍隊といひ、一つ宛の政治家の集つた團體を政黨といふの類が之に當るかと思ひます。次に物質名詞と申すは、材料に用ゐらるゝ名詞と云ふ事であるやうです。家を作るには、石材、木、泥、瓦、金屬等が必要な材料かと思はれます。然る時は、石材、木以下は皆物質名詞でしやう。食物を作る材料には、魚類、肉類、酒類、水類、五穀、砂糖、鹽の如きものが必要でしやう。左すれば、これらは皆物質名詞でしやう。而して、此物質名詞は、數を以て教へられぬもので、量<sup>リヤウ</sup>を以て量り得るものといふのです。若かし、右の内丈にても、石や材木等の如く、數で數へらるゝものが澤山見ゆる様に思はれますが、さうでないやうです。何となれば、これらは元來物質であるから、試に之を切つて見ても、やはり、何れの切れも、石は石、材木は材木であるが、普通名詞の人とか家とか云ふものを切つて見よ、首とか手とか屋根とか柱とか云ふものになつても、はや、人とか家とか云ふ形はなくなるではないか。若かし、又英文にては、此物質名詞は、普通名詞として用ゐらるゝ事もあるのです。『彼見<sup>カミ</sup>連<sup>ツ</sup>一小石<sup>コイシ</sup>』などいふ時は、石は普通名詞であるのです。又、『北冥<sup>ホクメイ</sup>有魚<sup>ユ</sup>、其名爲<sup>ナ</sup>鯢<sup>ニ</sup>』の魚の如きは、『北冥に一種の魚がある』と

いふ事にて、これ亦普通名詞である。而して、魚については、日本にては、魚といへば普通名詞、着<sup>キ</sup>といへば物質名詞であるのです。次に、抽象名詞と申すは、すべての物の性質、有様、若くは動作を見て、これに名づけたる名として皆無形のもので、即ち、物の性質、有様の名と云ふは、大小、黑白、堅軟、美醜、盛衰、老幼等の類で、形容詞に屬するものです。又物の動作の名と云ふは、動止、行走、食語、思怒、喜等の類で、動詞に屬するものです。此他、以<sup>ヨ</sup>とか、况<sup>キヤウ</sup>とか、而<sup>ニ</sup>とかの如き、前置詞、副詞、接續詞等に立つ語もあれど、これ等は皆動詞より出でしものなれば、一切此動作の名といふ内に攝せらるゝのです。即ち、名詞代名詞以外の品詞は、いづれも、かやうに之を抽象名詞として見る事が出来るのです。其故は、人類が、人や物の性質、有様、若くは動作に向つて抱いた所の各概念は、其特有の點について之に名を與ふことが、其自然の様であるから、名詞代名詞以外の品詞は、素より根本的に各一つの名詞であるけれど、只一切の語を八品詞として分つときに、其各語の或る用法上より、之を動詞とか、形容詞とか、前置詞とか、副詞とか、接續詞とか云ふ如くに分つたものであるのです。

### 第三項 名詞の數



西洋の文法にては、名詞に、單數、複數といふ事を表はす法があるやうですが、和漢文では、別に、何の規定もないのです、只單複共に定つた數を表はすには、一つとか五つとか、數字を名詞の上に冠し、不定の複數を表はすには、諸等（諸）などいふ語を用ゐ、又疊字の法を用ゐる事があるばかりです、左に、その例を擧げて示しましやう、

(一) 單數の定數を表はす法

一人  
一本

(二) 複數の定數を表はす法

五本  
千冊

諸學校（諸）の字は形容詞なり

(三) 複數の不定數を表はす法 官省等（官省等）等の字は後添辭なり

人々（人々）は疊字の法なり

### 第四項 名詞を他の品詞に用ゐる事

名詞は、文章を組織するに當つて、格即ち主格、目的格、物主格、與奪格、呼格などとなる事は、名詞の定義に示せる如く、名詞の本務といふべきである、然るに、又名詞は、第一形容詞に立ち、第二副詞に立ち、第三動詞として用ゐらるゝ事があるのです、  
第一、名詞の形容詞に立つといふ事は、『隣家之丘』などいふ時の隣家といふ名詞は、丘と云ふ名詞の形容詞に立つて居る類である、

第二、名詞の副詞に立つといふ事は、『天無口』の天（天）、東海有國（東海）曰扶桑（扶桑）の東海若くは扶桑の類である、

第三、名詞が動詞として用ゐらるゝと云ふは、『根也慾焉得剛』の慾（慾）の如きは、名詞が完成言に立つて居る形で、一方には、これが動詞を兼ねて、文章の説明語にあるものであるのです、又、『冬十月雨雪（雨雪）』の雨（雨）の如きも、動詞として用ゐられて居るので、これは、古訓には、『雪を雨ふる』とありて、雪を完成言とし、雨を自動詞と考たれど、之を他動詞と見て、『雪を雨ふらす』としても宜しからうと思ふのです、而して、雨（雨）といふ時には、雪をとあつても、その時のをば感詞で、雪は目的格とはならんで、完成言となるのですが、雨（雨）ふらすいふ時には、雪をといふ語が目的格となるのです、



この差別は、日本文法の議論でして、これはてにをば全廢論にくほしく説いてあ  
りませ、それはとにかく、かやうな用法は、雨といふ名詞が、動詞即ち文章の説明詞に  
立つたやうな形に用ゐられて居るので、しかし、これは、外國の語にも似寄つた例  
がある事かと思ふのです、The rains といふ文が英語にあるかと思ひます、これは、譯  
して、『雨ふる』といふべきで、イットといふ代名詞が主格で、レインといふ名詞が日  
取つて三人稱單數の動詞となつて居る形であるのです、即ち、漢文では、かゝる場合  
に、イットといふ助辭的代名詞を主格にする法がないから、雨といふ語が主格と動  
詞とを兼ねて、『あめふる』といふやうに訓せらるゝのです、和文では上の如く、ふるといふ語が主格となつて、  
ふ語が主格となつて、

### 第五項 名詞形の事

名詞形と申しますのは、漢文を和訓して、日本文法に支配せらるゝによりて、それが  
ために、動詞や形容詞や、又は一つの句が、名詞として處置せらるゝ事がある、その時  
の名稱であるのです、尤も抽象名詞、即ちたとへば、熱とか、美とか、動とか、飛とかいふ  
如き語は、其本性は素より各一つの名詞ではあれど、之を用ゐて文章を作るに當り

ては、品詞の分類により、其語を活用して、形容詞若くは動詞として用ゐるので、然  
るに、其形容詞や動詞が、又、或る一定の文法的式様をあらはした時には、忽ちにして  
之を名詞と見なす事が出来るやうになるのです、即ち、たとへば、前記の語について  
其例を示しましやうならば、『熱田』といへば、アツは形容詞の語根といふ文法的式様  
をあらはしたものですから、これが、形容詞でありながら、名詞となつて、田といへる  
名詞を形容して、之と合して、一つの熟語を作つたのです、又、『熱き』といへば、ア  
ツキは、『アツキ事』などいふべきを、其事といふ名詞は省略した形で、アツキは、形容  
詞の形容法といふ文法的式様をあらはしたものですから、これ亦一の名詞と見な  
さるゝのです、又、『美し』といふの、美しは、形容詞の完了形で、亦、名詞と見なさるゝもの  
です、又、『働きが利く』の働きは、動詞の不定辭ですから、當然名詞として用ゐらるべ  
きものであるのです、又、『雛の飛ぶを知る』の飛ぶは、動詞の分詞形容形で、形容詞の  
形容法と同一の文法的式様ですから、素より名詞と見なさるゝものです、又、句を名  
詞と見なすことは、右の形容詞や動詞が説明語に立つて居りながら、文法上名詞と  
見なさるゝと云ふ形をもつて居る場合の事として、たとへば、



(一)禮記九左十世子曰不可君謂我欲弑君也

(二)論語五ノ十子路曰願車馬衣輕裘與朋友共敝之而無憾

(三)論語二十六ノ遠人不服略上吾恐季孫之憂不在顓臾而在蕭牆之內

右の例にて、(一)は謂といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「我は君を弑せむと欲すといふ事」といふ句より成るものにて、即ち此句は名詞と見なさるべきものでしやう、(二)は願といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「車馬衣輕裘を朋友と共に之を使用して惜まぬ事」といふ句より成るものにて、即ち此句も名詞と見なさるべきものでしやう、(三)は恐といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「季孫の憂は顓臾にあらずして蕭牆の内にあらむといふ事」といふ句より成るものにて、即ち此句も名詞と見なさるべきものでしやう。

右の如く、固有の名詞の外に、他の品詞若くは句より名詞の代用をするものがあるといふ事を知らなければならぬのです、然らざれば法の活用は出来ぬのです、

### 第五章 代名詞

#### 第一項 代名詞の定義

代名詞は名の代りに用ゐる語です、たとへば我汝彼此其等の如きものにて、即ち我といふは發言者の名の代りに用ゐる語にして、汝とは其對手者の名の代りに用ゐる語、彼といふは發言者と對手者との間に談話の問題として捕へられたる第三者の名の代りに用ゐらるゝ語です、かく、此代名詞と申すは、全く名詞の代りに用ゐらるゝ語ですから、文章組織の上に於きまして、名詞と同じく、格即ち主格、目的格、物主格、與奪格、呼格等に用ゐらるゝものです、

#### 第二項 代名詞を他の品詞に用ゐる事

諸君は名詞の條に於て、名詞が他の品詞に用ゐらるゝを學んだでしやう、今、代名詞は名詞の代りに用ゐらるゝ語といふのですから、これ亦名詞と同一の品詞に用ゐらるゝ事は、既に明なる事てしやう、即ち、代名詞は名詞の如くに、形容詞と副詞と動詞とに用ゐらるゝのです、假令ば「此山」彼人」の此彼の如きは形容詞となりしものにて、「有人於此」「在茲」の此茲は副詞となりしものです、又、「古之人有行之者」文王是也」の是の如きは、下の也といふ助辭的副詞が、動詞を兼ねたるものともすべけれど、此場合に於ける是は、説明語に立つて居る形があつて、其用法は頗る英文法の説明



主格 (Predicate Nominative) と申ものに似て居るやうです、説明主格と申すは、『彼學者也』 (He is a scholar) の學者の類で、これは、主格の彼と同一物なる學者といふ名詞が、説明語に立つて居ると云ふやうに見なしたので、而して、和文では、此場合に也がなくして、全く代名詞が動詞を兼ねる事もあるのです、今、代名詞のかやうに用ゐられた實例を考へて見るに、だれかの歌に、『いにしへゆながれこし世の古事を、かきあつめたる書はいとこれ』と云ふやうな歌があるが、これは、『かき集めたる書はこれである』といふ義で、かき集めたる書といふ主格と同一物なるこれといふ代名詞が、全く完成言と説明語とを兼ねて居るので、

次に、今一つ代名詞が、感動的に用ゐられて、感動詞の用をなす事があるです、

〔論語朱氏序說〕程子曰、○中如讀論語未讀時是此等人讀了後又只是等人

〔論語十六布〕子曰、年四十而見惡焉其終也而

などの是レ其レなどの類です、しかし、これは、後に詳説しますから、茲には只名目を擧ぐるのみに止めて置きます、

### 第三項 代名詞の種類

代名詞は、之を五種に分つのです、即ち、(一) 人代名詞とて、人の名に代はる代名詞、(二) 接續代名詞とて、語と句とを接續するの力ある代名詞、(三) 疑問代名詞とて、疑問若くは打消をなすに用ゐる代名詞、(四) 定限形容詞と同一の性質を有する代名詞、これには、又、指示、不定、配分といふ三つの種類があるのです、(五) 此外に、助辭的代名詞とて、助辭に用ゐらるゝ代名詞がありました、すべて、漢文には、五種類の代名詞があるやうです、而して、この助辭的代名詞と申すは、私が始めて分類したものでして、古人の未だ曾て説かぬ所です、以下、次第に、順を以て説明致しませう、

#### 第四項 人代名詞

##### 第一款 人代名詞の定義

人代名詞と申すは、人名の代りに用ゐる代名詞で、予汝彼など云ふ類です、

##### 第二款 人代名詞の文法的類別

人代名詞は、之を、其文法上の用法より類別して、三つに分つのが、一つの類別法です、それは、第一は、發言者の名の代りに用ゐるもので、予とか我とか自己とか云ふものです、文法上にて、之を一人稱と申します、第二は、對手者の名の代りに用ゐるもの



て、汝爾君など云ふものてす、文法上にて之を第二人称と申します、凡そ、談話しても文章を書いても、己の思想を發表する時には、之をなす人が發言者て、之を聽く人見る人が對手者てす、第三は、その兩者の間に談話の問題となつて現はれた人か、又は文章にては發言者が對手者に向つて示さむとする人物にて、即ち第三者の名の代りに用ゐらるゝ代名詞て、彼など云ふ語てす、文法上で之を第三人稱と申します。

### 第三款 人代名詞の人爲的類別

人代名詞を、文法的に、其語の用法上より、分類する事は、文法の眞成の職分てすが、東洋にては、古來、階級制度が甚だしくあつて、人代名詞には、單に多くの種類があつたといふのみでなくして、此階級に應じて、自稱他稱に區別があるのですから、その語の文法的用法、即ち其語固有自然の用法の外に、人爲的用法、即ち慣習制度等の上から定つた用法があるので、文法を學ぶものは、よく之を會得せねば、少しも其語を解し、又之を使用する事が出来ぬのです、しかし、此事は、嘗に東洋のみでなく、西洋でも多少は此制度があるのですから、やはりこれは、夙に古人が文法上にて説明をして置きさうな事であれど、從來、等閑になつて居つたやうてすから、私は不肖ながら、始めてかやうなる一つの分類法を立て、此事についての説明をする事にしたのです。

さて、此人爲的類別では、人代名詞の人称の如何に拘はらず、之れを強制的と、自由的、一名假定的との二種に分つのです、強制的とは、法律の規定を以て稱ふる所の人代名詞にて、たとへば、一人稱にては、臣、二人稱にては、陛下、殿下などの如きものを云ひ、自由のとは、法律上の制裁なきものにて、隨意に用ゐる得らるゝ人称であるので、一人稱にて、我、余など、二人稱にて、汝、吾子などの類てあるのです、或は、貴者が賤者に向つて、法律の規定なき限り、君とか、兄とか云ふ事がある、これ等も勿論自由の方であるのです、故に、強制的と自由のとは、一に之を法律的和道德的と申して宜しいのです、又、自由のものを一に假定的と申しましたのは、自由の方にては、同等のものゝ、互に相推尊して敬稱を用ゐる時には、自らは、其對手より、賤者の地位にある如くに假定した形で、殊に、貴者が自ら謙遜して、賤者に向つて、敬稱を用ゐるのは、尤も自己の地位を假定した形ですから、此場合を稱して、假定的と申したのです、而して、此強制的の方は、賤者をして尊者を敬はしむるといふ事から起つたものですから、此



場合に於ける一人稱と二人稱とは、大抵一時に用ゐらるゝものでたとへば、陛下といふ時には、自己の事をば臣といふ如き類であるのですが、しかし官吏と人民との間にては、一人稱は自由的で、二人稱だけが準強制的であるのです。たとへば、今日總理大臣に向つて、『余は閣下に請ふ所あり』など用ゐる類です。さて茲に於て、私は諸君に向つて、一言すべき事があるので、それは二人稱の陛下、殿下等の敬稱を強制的といひ、法律的と申したことに、ついでに注意して、これはかやうに申せば、法律思想のなきものより考ふるときは、いかにも無理に貴人をおかしく呼び奉らするものとして、詭いたものかの如くに思ひ誤る事もあらうが、左様ではないのです。各國の人民が、その國の君主を尊敬する事は、一般の習ひであるのに、ましていはんや、我國の人民は、尤も皇室に忠實にして、誠心誠意皇室を尊敬する人民なれば、たとひ法律にて敬稱を定めざるも、人民は、皇室に向つては、あらゆる最高の敬稱を用ゐむとする事は、更に疑ふべき事ではなけれども、野人もと禮に類はざるものなれば、如何なる敬稱を用ゐて適當なるかの問題に至つては、其指針なくては分らぬものです。法律は、即ち之を指定したもので、素より一般國民の心中

に存在して居る尊敬の意を、其外形に現はす所の方式を定めれば、かゝりのものであるのです。しかし、かやうに方式が定つた以上は、一般に之を遵奉せねばならぬのです。すから、やはり他の法律と同様に、強制的となるので、人々銘々に、自己の思ひのまゝの敬稱を用ゐる事は出来ぬのです。それは、たとひ陛下と呼び奉るより、遂に高等の尊敬をあらはす語があるとしても、それを用ゐる事は出来ぬのです。強制的とは、此點から云ふ詞であるのです。又、法律的と申せば、道徳はこもらぬかと思ふ人もあらむが、法律と申すものは、東洋は勿論、西洋主義の法律にても、道徳の觀念に基いたものでないものはない筈であるのです。(悪法の出づるは例外なり)殊に、此敬稱二人稱の制度の如きは、全然道徳に基いたものであるのです。決して誤解をしてはならぬのです。人代名詞人稱の分類を、かやうに致した學者は、まだ古來ないので、これが初めてあるのです。から、怪訝の思ひを起す人もあらうが、元來文法をして従來の文人的文章の助にせしむるばかりでなくて、今日の活世界に應用の出来るやうにするには、倫理なり、歴史なり、法律なり、經濟なり、すべて他の學問の方面からも考へ合せて組み立てねばならぬものかと思ひますので、かやうに致したので、



第四款 人代名詞一人稱

第一節 強制的なもの

第一 朕

朕と申すは古きものには尙書の中に非常に澤山見えて居りまして尙書堯典の『帝曰咨四岳朕在位七十載云々』十三經疏註本ニテの朱註に『朕古人自稱之通號』とある如くに古は上天子より下庶人にまで自己の名の代りに用ゐしに秦の始皇帝の二十六年に詔してこれを天子一人の自稱と定められたのですそれが支那は勿論日本でも一定不動となつたのです爾雅註疏十一ノ右の『吾台予朕身甫余言我也』とある條の註文疏文に

『國印猶朕也語之轉耳書曰非台小子古者貴賤皆自稱朕禮記曰授政任功曰予一人朕於鬼神曰有某甫言見詩○印五剛切台音怡下同』

『國我者施身自謂也此皆我之別稱也印者郭云印猶朕也語之轉耳說文云女人稱我曰朕由其語轉故曰印邯鄲風匏有苦葉云人涉印否吾者孔子曰吾自衛反魯身者我之躬也余者邯鄲谷風云伊余來暨餘皆見註國云書曰非台小子者湯誓文云古者貴

賤皆自稱朕者大禹謨云帝曰朕宅帝位禹曰朕德罔克胤原亦云朕皇考曰伯庸是貴賤皆自稱朕史秦始皇二十六年定爲至尊之稱漢因不改以迄於今云禮記云授政任功曰予一人朕於鬼神曰有某甫者皆下曲禮文云言見詩者周南葛覃云言告師氏言告曾歸是也』

とあるのが此起源で漢世の獨斷二丁には『國朕我也古者尊卑共之貴賤不嫌』○中胤原曰朕皇考此其義也至秦天子獨以爲稱漢因而不改』

とあるのです『胤原曰朕皇考』といふ事は楚辭三註本に出で居る胤原の語です即ちその語に

帝高陽之苗裔兮朕皇考曰伯庸』

とあつて箋註にも『朕我也皇美也父死曰考云々』など見えて居るのです其他楚辭には宋玉の招魂の辭箋註本九にも『朕幼清以廉潔兮』などと宋玉自身が朕といつた事が見えて居つて古く朕と云ふ語が貴賤通用の一人稱であつたことが明です然るに前人の説の如くに秦の時に至尊の自稱となつて以來漢の時にもその制



をそのまゝにせしより隋唐と相ついで之を奉じたものであらう、日本にては、別に制度は立てないが隋唐の制に従つたと見えて、全く朕は上一人の御自稱としてあるのです。

第二一 寡人、孤、臣

寡人、孤、臣などいふ事はもと周代にて強制的のものであつたけれど、後世には寡人、孤など云ふ事はあまり行はれぬやうです。しかし臣といふ事は、凡そ臣民たるもの、其君主に對する時の定規の一人稱となつたので、現今に至るまで、和漢共に用ゐて居るのです。

さて周代の制度を挙げまじやうならば、先づ禮記五ノ十に、

諸侯見天子曰臣某、侯某、其與民言自稱曰寡人、其在凶服曰適子孤、臨祭祀內事曰孝子某、侯某、外事曰曾孫某、侯某。○此外、禮記(五ノ三以下)には、諸侯が或る場合に、自ら不殺とか孤とか云ふことがあるとを記してあれど略す。とあつて、左傳九右の「且列國有凶稱孤、禮也」の註に、列國諸侯無凶則常稱寡人」とあるのです。即ちこれによれば寡人といふ事は諸侯平常其臣民に對して云ふ所

の自稱にして、自己の凶服に當れば適子孤といひ、交際國の凶服に當れば單に孤といひ、天子に對しては臣といふと云ふ如くに見ゆるのです。此制度が沿革して、臣といふ事は君に對する強制的の一人稱となつたやうです。

第二節 自由的なもの

第一 序説

自由的の一人稱の人名詞とは、ワレとか、オノレとか、自己一人にて自己を指す時、若くは他の何人に向うたる時にも自己を指して云ふ事のでくる語であるのです。

第二一 我、吾、余、予、台の事、ワレと和訓す

(一) ワレと和訓する一人稱人名詞の性質

(甲) 我と吾との事

ワレと和訓すべき一人稱の人名詞も、右の如く澤山ありまして、その各字の異同につきましましては、古人の説も色々ありますが、要するに、我は彼に對して云ふ時に用ゐるもので、吾は主として自己一人の身の上を指す時に用ゐるもの、様です。これ等の事について、一々例を示し、又、一々古人の説を擧げて辨じまして、其上に私の説



までを提供しましては、中々一字の用法のみにも、数丁の紙を費やす次第です。から、甚だ不都合ですが、只必要な處に、一寸づつ、一つ二つの實例を擧げて、直に私の考を述ぶる事に致します。即ち「我」と「吾」との區別については、左の例を御覽なさい。

〔春秋二六ノ廿〕我張吾三軍而被吾甲兵以武臨之彼則懼而協以謀我

〔春秋十八ノ三〕彼竭我盈故克之

〔孟子八十四ノ下〕孟子曰略○中食前方丈侍妾數百人我得志弗爲也般樂飲酒驅騶田獵後

車千乘我得志弗爲也在彼者皆我所不爲也在我者皆古之制也吾何畏彼哉

〔荀子六右〕用疆者人之城守人之田戰而我以力勝之也則傷人之民必甚矣傷人之民

甚則人之民惡我必甚矣人之民惡我甚則日欲與我鬪人之城守人之田戰而我以力

勝之則傷吾民必甚矣傷吾民甚則吾民之惡我必甚矣吾民之惡我甚則日不欲爲我

鬪人之民日欲與吾鬪吾民日不欲爲我鬪是疆者之所以反弱也

右の如くに「我」は他に對する時に用ゐられ「吾」は單に自己の事を指す時に用ゐらる

るのです。「我」は他に對する時に用ゐらるゝと申すは「人」はかくくあり「我」はしかぢ

かあり。「人」はかくくあれど「我」は然らずなど、他のものと自分とを比較する時

に「我」の字を用ゐると申すのです。「我」の字はどこまでも其意義をもつて居るのです。

それゆゑに稀には物主格に用ゐられて、『文王我師也』などとなる事があるけれど、これ

も、「文王は人の師でない、自分の師である」と、我を他に對して云うてあるのですか

ら、「吾」の字をば用ゐぬのです。毛詩二三ノ三ノに、

招招舟人涉叩否人涉叩否叩須我友

とある。「我友の我も他の所有の友でなく、我の所有する友といふやうな義を含んで

居るから「吾」の字を用ゐぬのであるのです。

又「吾」の字は、前述の如くに、單に自己の事を指して云ふ時に用ゐらるゝものですか

ら、「吾民」とか、「吾三軍」とか、物主格に立つのは、殆ど「吾」の字であるのです。これは、よく注

意すべき事ですが、しかし、例外もなきにあらずです。即ち前に掲げました例中、荀子

の文の内に、「人之民日欲與吾鬪」とある。「吾」は「我」の字を用ゐるべき處ですが、「吾」の字

を用ゐてあるのです。これは、誤字かと思へど、左様でもないやうです。

而して、「吾」の字は、又、通常、自述の時には、獨立に用ゐらるゝのです。此用法は、極めて「我

」の字の獨立に用ゐられたものと似て居るのです。けれど、其實は、大に違ふのですか



ら一大注意を要するのです。即ち前の例中にて孟子の『吾何畏彼哉』とある吾の字の如きは、一見彼と云ふ字に相對して居るやうにて、全く我の字と同一に用ゐられて居るかの如くあれど、然らず、これは、『吾は彼を畏れず』といふ意を、只自分にて單獨に述べたばかりで、他に對して、『人は畏るゝか知らざれど、我は彼を畏れず』といひしとは異なるのです。即ち左の諸例と同一であるのです。

〔春秋十六ノ右〕師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固。

〔論語三ノ左〕曾子曰、吾日三省吾身。

〔論語三ノ左〕子曰、夫召我者、而豈徒哉、如有用我者、吾其爲東周乎。○右傍に圓點を附し、他に對する義あり。

〔孟子十五ノ下右〕他日又求見孟子、孟子曰、吾今則可以見矣、不直則道不見、我且直之、吾聞夷子墨者、墨之治喪也、以薄爲其道也。○右傍に圓點を附したる我。

などの吾の字は、皆自述の場合に用ゐたるものにて、『吾聞』は、自分がきゝし事を自ら述べたので、『吾日三省吾身』は、自分の日々の動作を自述したのである。又、『吾夫爲東周乎』は、自己の希望を自分に述べたもので、『吾今則可以見矣』も、やはり自分の

意見を自分に述べたものであつて、吾を他に對せしめて言つたのではないのです。而して左の例の如きも、亦この中に入るのです。

〔論語八ノ右〕子貢曰、我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人也。子曰、賜也、非爾所及也。右の『我不欲人之加諸我也』は、『人はいざ知らず、我は人の之を我に加ふるを欲せず』との義で、即ち我は、他に對してあれど、『吾亦欲無加諸人也』は、只、自分に於て、『自分も亦之を人に加ふる事なきを欲す』と云ふ意を自述したもので、全く他に對して云ふのではないのです。

此他、我の字は、主格に立つのみでなく、完成言、目的格等に立てど、吾の字は、主格と物主格との外には用ゐらるゝ事が殆どないので、(全くなきにあらず)、其用法が、我の字に比すれば、大に狭いやうです。然り而して、吾の字は、徹頭徹尾、物主格に立つべく出来た字ですから、自述の場合に、獨立して、主格に立つて居るものも、皆吾輩とか、吾身とかいふ如き意義を具有して居るので、即ち右の諸例について見よ、『吾輩何ぞ彼を畏れむや』、『吾身之を聞く』、『吾身日に三たび吾身を省みる』、『吾輩夫れ東周を爲さむ乎』、『吾身今則ち以て見る』



べし『吾身も亦これを人に加ふることなからむ事を欲す』の義であるのです。

(乙) 余と予との事附、別といふ事

次に余と予とは同語として其性質は我と吾とを合せた様なるものにて用處が廣くして何處にても用ゐらるるのです。

然るに余と予とは語源は全く別のやうです。即ち爾雅一左ノ廿に、

朕余躬身也。國今人亦自呼爲身。國身即我也。郭云今人亦自呼爲身舍人曰余謙卑之身也。孫炎曰余野遲之身也。傳九年左傳云齊侯曰小白余杜註云小白齊侯名余身也。邶谷風云我躬不閑。

とありて次に又同書一右ノ廿に、

台朕賚卑ト陽予也。國賚ト卑皆賜與也。與猶予也。因通其名耳。魯詩云陽如之何。今巴濮之人自呼阿陽。音陽。予音與。國予即與也。皆謂賜與也。台者遺與也。讀與胎同。朕者我與之也。賚卑ト皆賜與也。說命云夢帝賚以良弼。脚風干旄云何以卑之。小雅天保云君曰卜爾萬壽無疆。國云與猶予也。因通其名耳者。說文云與黨與也。予推予前人也。象兩手相與之形。今經典多以與爲推予。故云。因通其名耳。云魯詩云陽如之何者。漢書藝文志

云魯申公爲詩訓。故是爲魯詩。

とあるにて余と予との語源の差は明かです。台は次に云ひましやうが身といふ事は、日本にても徳川時代の士人の口語には、身がとか、身共がとか申して、専ら用ゐたものです。

(丙) 台

次に台は尙書の註によれば音『以之の反』です。からい、てす。古代の用字で後世には用ゐぬ字です。而して其用法の跡を尋ねて見るに、

尙書二左ノ王曰格爾衆庶。悉聽朕言。非台小子敢行稱亂。

の如き類にて此字は台の字とよく似て居りますから混じ易いのです。正字通康熙字典等には此區別がしてなく玉函山房輯佚書第六十三に收むる分毫字様には、

台 台 上ハ湯來反。反。屈也。下ハ辛文反。我也。

と區別してあれど甚だ辨別しにくいやうです。只甲は音タイにて三台など云ふに用ゐる乙は音イにて我の義に用ゐる例であるのです。尙ほ此語の語源は前條に引いてある爾雅の疏によれば予の字と同一であるのです。

(二) アレと和訓する一人稱人代名詞の用法



(甲) 序説

クレと和訓する一人稱の人代名詞が、文章の成分として用ゐらるゝ有様について述べますれば、これはやはり、代名詞の定義の如くに、何れも格に立つので、由て、今其例少許を擧げて、尙ほ注意すべき點を示しましやう。

(乙) 主格に立つもの

〔論語九右〕子曰、我非生、而知之者、好古、敏以求之者也。

〔孟子三右〕敢問、夫子惡長、曰、我知言、我善養吾浩然之氣。

〔春秋六右〕師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固。

〔論語七左〕子夏曰、略。中與朋友交言、而有信、雖曰未學、吾必謂之學矣。

〔孟子十右〕孟子曰、皆是也、當在宋也、予將有遠行、行者必以贖、辭曰、餽、贖予何爲、不受。

〔春秋十一左〕冬十二月、狄人伐衛、衛懿公好鶴、鶴有乘軒者、將戰、受甲者皆曰、使鶴、鶴實有祿位、余焉能服。

(丙) 物主格に立つもの

〔孟子一五上〕成颯謂齊景公曰、略。中。公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉。

右は、我師とあるは、他に對して、『自分の先生である』といふ如くに用ゐたもので、單に所有を表はすだけならば、吾の字を用ゐる例です。

〔論語五左〕子曰、參乎、吾道一以貫之、曾子曰、唯。

〔論語四右〕子在陳、曰、歸與、歸與、吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之。

物主格には、吾の字の立つ事を以て、通常とするのです。

〔論語二左〕曾子有疾、召門弟子曰、啓予足、啓予手。

(丁) 同格に立つものと物主格に立つものとの別

〔禮記六左〕君大夫之子不敢自稱曰、余小子。

右は、疏に、天子未除喪、自稱曰、余小子、今大夫有地、雖同曰、君而其子在喪、不敢同、天子稱余小子也とあるのです。

〔尚書二左〕王曰、格爾衆庶、悉聽朕言、非台小子敢行稱亂。

右の余小子、台小子と云ふは、余小子の方は、余と小子と何れも同等の語にて、從屬の關係はなく、やゝ英文法の同格 (Apposition) に似た所があるのです、然るに、台小子の方は、ワガ小子と云ふ義にて、前條に記載せる物主格と同一であるのです、漢



文は、かゝる處がまぎれやすいので、只此文章の前後の關係で見分くる外ないの  
です、但し、かやうな區別のある事を、預め知つて居るといふ事が、既に文法を學ば  
ぬ人に比すれば、非常に善いので、實地に臨んで大變な用をなすのです。

(戊) 完成言、副詞等に立つもの。

〔論語四左〕子曰、道不行、乘桴浮于海、從我者其由與。

右は、『門人の内にて、門人が、我に従ふものは、それ子路ならむ』との義であつて、單  
に、『門人の内にて門人が従ふものは』とばかり云うては、文義全からぬ故に、自動  
詞の從の下に、補足として、我といふ人代名詞を置いたのです。

〔毛詩四六右〕東門之栗、有踐家室、豈不爾思、子不我即。

右は、不は打消副詞、即が自動詞であつて、即カズといふ一つの説明語であるのです、而るに、これのみ  
にては、何に即かぬのか、それが不明なる故に、『我につかず』と、我といふ語を補足言に入れたのです。

〔毛詩三十一右〕我有旨蓄、亦以御冬。

右は、有は、自動詞の説明語に立てるものにて、旨蓄といへる熟語が主格なれば、我  
といふ語は、その旨蓄のある所在をあらはす副詞です。

(己)上 與奪格に立つもの

〔毛詩三十一右〕我有旨蓄、亦以御冬、宴爾新昏、以我御窮、有洗有滌、既詒我絺也。也、君子洗々然澣々然、無溫潤之色、而盛遠我以勞苦之事、欲窮困我。

右は、『我に勞を遣る』と云ふ義にて、我は與奪格です、尙ほくはしく云へば、與格  
〔莊子五左〕心子謂、莊子曰、魏王貽我大瓠之種、

右は、全く前の例と同一として、『我に何々を與ふ』といふ事となるのです。

〔論語八右〕子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣。

〔韓非子三左〕荀息曰、彼不假我道、必不敢受我幣。

右の二例も、やはり與奪格の一つです。

(己)中 同上、但し下に目的格を省略せる形のもの。

〔孟子九右〕王曰、吾惛不能進於是矣、願夫子輔吾志、明以教我、我雖不敏、請嘗試之。

右は、『我に或る事を教へよ』の義なるを、我の下に、目的格を省略した形で、我は與奪  
格の類であるのです。

(己)下 同上、但し説明語の上にあるもの。



〔春秋四十三ノ〕「唯我知女、女專利而不厭、予取予求、不女疵瑕也。」  
 右の予の用法は、場所の副詞の「他求」「外求」など、ある他外等と同一の用法で、予が説明語の上に副詞的に置かれて、目的格は前の例の如くに省略せられて居るのですが、これ亦與奪格の一つでしやう。

(庚) 一 目的格に立つもの、内通常のもの

〔孟子一五上〕成颯謂齊景公曰、公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉、

欺といふは他動詞ですから、其下にある我は目的格であるのです。

〔孟子十四下右〕高子以告曰、夫尹士惡知予哉、

知といふは他動詞ですから、予は目的格であるのです。而して、上に惡といふ疑問副詞があるので、反語をなして、知は不知の義となるのです。

(庚) 二 目的格に立つものにて、上に打消副詞あり下に

他動詞あるもの、

〔春秋十四左〕「謂上不我知、而宜乃知我矣。」  
謂、上、不、我、知、而、宜、乃、知、我、矣、吾、不、得、復、言、上、不、知、我、矣、子、姑、待、之、

右は、まことにわかりにくき文なるが、元來、先づ第一には、打消副詞と動詞との間

に、名詞若くは代名詞のあるときは、その名詞若くは代名詞は、多くは完成言か目的格かの内である様です。稀には副詞もあれど、而して、それが完成言なるか、目的格なるかを判断するには、下の動詞が、自動詞ならば完成言で、他動詞ならば目的格であるといふ事を知るべしである。即ち前條に示して置いた「不我知」の即ち自動詞です。すから、あの處の我は完成言であるのです。然るに、こちらの「不我知」の知は、他動詞です。すから、我は目的格であるのです。但し、これも私の始めて定めまして一つの概則に過ぎませんが、此概則を知つて居れば、かゝる場合に臨んで、無點の本を訓むか、又は自ら漢文を作る時かに、非常の助となるのです。

〔孟子四下〕夫出也、而王不我追也、

右は、不は打消副詞で、予が目的格で、追は他動詞で、説明語に立つて居るものです。

〔孟子五上〕然友反命、中今也、父兄百官不我足、恐其不能盡於大事、

〔孟子九上〕父母之不我愛、於我何哉、

右の二例は、我と云ふ語の下の動詞即ち説明語に立てる所の足愛は、一は自動詞、一は他動詞であるのです。然るに、我の字が共に各目的格となつて居るのは、何故



なるかといへば、これは他動詞の愛の字を受けて我といふ語が目的格であることとは明なることなれど、足の字の方も『我を足れりとせず』といふやうに、セシスルと活く爲といふ他動詞が足の字に附いて居るのを省略したと云ふやうな形で『我を足れりと云ふ事をせず』といふ意義の文で、宛も『我を愛せず』といふと同一のやうなものであるからであるのです。頗る細心して考へねばならぬものです。

(庚)三 同上、但し上の不の字が莫の字であるもの。

〔論語十九右〕子曰、莫我知也。夫子貢曰、何爲其莫知子也。

右は、不の字が、只莫の字であるだけで、その他は前の例と同一であるのです。此外に、莫れと訓する禁止の副詞が、我と云ふ目的格の上にある例もあるやうですが、煩はしいから略します。

(庚)四 目的格に立つもの、内にて、ソレの下に完成言

あるもの。

〔毛詩十五右四〕誰謂雀無角、何以穿我屋。誰謂女無家、何以速我獄。雖速我獄、室家不足。

右は、速は他動詞にて、獄は完成言で、我は目的格です。

〔毛詩十六右二〕行道遲遲、中心有違。不遠伊邇、薄送我畿。

右は、傳に、畿は門内也とあり。

〔尚書五右十〕汝多修扞、我于艱。若汝予嘉。

〔孟子一左一〕曾西斃然不悅曰、爾何比予於管仲。

右は、扞と比とは他動詞で、我と予とは直接目的格で、予と於とは前置詞で、艱と管仲とが完成言として補足に用ゐられて居る形です。

(庚)五 同上、但しその完成言が形容詞なるもの。

〔老子七上ノ廿〕功成、事遂、百姓皆曰、我自然。

右は、曰は他動詞で、我は直接目的格で、自然は完成言として補足に用ゐられて居る形である。而して、前の孟子の例と比較して見るに、孟子の方は、『予を何々に何すとありて、これは我を何々と曰ふ』とあるので、完成言が何々にと何々とと云ふ如くに、和訓にちがひのあるので、随つて意味も大に違ひますのです。即ち、前の方の完成言の何々にとある方は、直接目的格が、主格の爲に處置せらるゝ所の場所を



示すものにて、何々とある方は、直接目的格の有様を示すものです。夫れゆゑに、何々とある方は、直接目的格と、間接目的格たる完成言とが、つまり一つのものであるといふ事を表はすのです。この例にて申しますれば、『百姓が皆我を自然と曰ふ』のですから、我と自然とは同一物たる形であるのです。

(辛) 前置詞の目的格として用ゐられしもの

〔毛詩ノ右〕江有汜之子歸不我以不我以其後也悔○箋云之子是子也(中略)

〔論語十三左〕子路曾皙冉有公西華侍坐子曰以吾一日長乎爾毋吾以也

右は、甲は我以の以は箋に『以猶與也』とありて、『我と共にせず』『我と共にせざれば』と訓すべきものとしたれど、『我を以てせず』と訓しても同一義で差支はないのです。さて何れにても我以の我は以といへる後置詞の目的格にて、不は打消副詞にて、實はその下に、前々も云ひし事ある、セシススルと活く爲といへる他動詞を省略した形であるのです。乙の方も全く同一であるが、只、母は禁止の副詞で、文意が『我を以てすること勿れ』の義となるのであるのです。

(辛) 同上

〔毛詩ノ右〕江有汜之子歸不我以

右は『我とともにせず』の義にて、全く前の『我を以てせず』と同一の用法であるのです。只、以といへる後置詞が、與といへる後置詞とかけつて居るだけであるのです。

(辛) 同上

右の『我以』『我與』の前に引用せる荀子六右の文中にあつた『日欲與我聞』『日欲與吾聞』の我吾等も、與といへる前置詞の目的に立つて居るものであるのです。

第三 己 オノレと和訓す

これ亦我吾などの一類と同じく、主格、完成言、目的格等に立つのです。左に一つ二つの例を擧げて示しまじやう。

〔論語四左〕子曰何事於仁必也聖乎堯舜其猶病諸其仁者己欲立而立人己欲達而達人

右は、己が主格に立つて居る例です。

〔孟子八右〕孟子曰天下大悅而將歸己視天下悅而歸己猶草芥也惟舜爲然

右は、己が完成言に立つて居る例です。



〔論語二右ノ十〕子曰、不患入、不曰知、思、不知人。

右は己が目的格に立つて居るのです。

第四 僕、恐、小弟、晚生、卑人、老夫、小人、拙者等

右の外、自己の事を僕といひ、恐といひ、小弟といひ、或は晚生、卑人、老夫、小人、拙者などいふ事が、澤山ある、何れも、謙遜して云ふのです、日本では、此他に、國語的のたとへば、ヤツガレ、オヤチなどいふ語もあるのです。

第二節 女子の一人稱

第一 強制的のもの

女子人代名詞の強制的の一人稱は、これも古く制度が定つて居るのです。

即ち、禮記五ノ十に

天子之妃曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孺人、士曰婦人、庶人曰妻、公侯有夫人、有世婦、有妻、有妾、夫人自稱於天子曰老婦、自稱於諸侯曰寡小君、自稱於其君曰小童、自世婦以下自稱曰婢子。

とあつて、又、論語十三ノ左にも、

邦君之妻、君稱之曰夫人、夫人自稱曰小童、邦人稱之曰君夫人、稱諸異邦曰寡小君、異邦人稱之亦曰君夫人。

とあるので、比外、男子が君に向つて臣といふ場合には、女子ならば妾といふ例です、これは二人稱の陛下の下に、大寶令が引いてあるのを参考して宜しい。

第二 自由的なもの

前條に述べたる妾といふ語は、女子の人代名詞自由的の一人稱にも専ら用ゐるので、此外に、賤妾とか、婢とか、賤婢とか云ふ類は、枚擧に遑あらずです、而して、古へは、印、映など云ふ語もあつたのです、印、映の事は、古書を見る爲めに、一言して置く必要があるかと思ふのです、先づ、此語の事は、毛詩十三ノ左に、

招招舟子、人涉卬、否、人涉卬、否、卬、須我友。

などとありて、此は、衛の宣公夫妻の淫亂を刺る所の詩にして、その大意は、一人の貞女を設け、その貞女の述懐に托して、『他の女即ち衛の夫人は、禮によらずして、妾りに衛公と淫すれど、妾は否らず、妾は禮を具へて我匹と婚せむと欲す』との義であるので、卬は即ち女子自身を指示して居るので、而して、此語は、毛詩の箋十三ノ左に、『卬、



五郎反我也本作仰』とありて、爾雅十一ノ右の印台等の下の註に、  
印猶映也、語之轉耳。

とあるのです。然らば印は映と同一と見るべきものです。映の事は、段説文解字註三ノ  
廿五下ノに、

韻、女人自稱映我也。各本我上二聲、映今韻、後漢書四夷傳注、廣韻三十三、從、女、央聲。後漢切、  
韻、胡耶反、廣韻、胡耶切。

とあるのです。から、二字同義で、古代に於ける婦人の一人稱であつた事が知らるゝ  
のです。

### 第四款 人代名詞二人稱

#### 第一節 人代名詞二人稱の種類

人代名詞の二人稱は、私は、之を、對稱、卑稱、敬稱、又は尊稱の三種に分つて説明をする  
事に致したので、委細の事は、次々に説きます。

#### 第二節 對稱、卑稱

##### 第一 序説

對稱とは、文章上、主客同等の地位をたもつて居るもの、間に用ゐる二人稱で、主に  
ナンヂ子など云ふ語であるので、すし、かし、或る場合には、ナンヂ子などと云ふ事は、  
尊者より卑者に向つて用ゐる事があり、又子といふ語は、敬稱にもなるのです。然り  
而して、其人品は、たとひ同等にても、口語にては、必ず敬稱を用ゐるのが和漢の習慣  
であるのです。

#### 第二 汝女而爾乃若

##### (一) 主格に立つもの

##### (甲) 汝

〔尙書四ノ左〕交義和汝克紹乃顯祖、汝肇刑文武、用會紹乃辟、追孝于前文人。

右は「汝は克く乃の顯祖を昭にし、汝は肇めて文武に刑り」と云ふ義にて、二つの汝  
の字、共に主格に立つて居るのです。刑はノットルと訓す。

##### (乙) 女

〔論語四ノ左〕季氏旅於泰山、子謂冉有曰、女弗能救與。

〔論語二ノ左〕子貢問曰、賜也、何如子曰、女器也、曰、何器也、曰、瑚璉也。



右の如く、論語には、主格に多く女の字を用ゐてゐるので、

(丙) 而を主格に立てる人代名詞とするは、誤にはあらざるかの説

〔禮記十三ノ右四〕歳旱、穆公召縣子而問然、〇註云、然、日天久不雨、吾欲暴尪、而奚若、日天則不雨、而暴人之疾子、虐母乃不可與、然則吾欲暴巫而奚若、日天則不雨、而望之愚婦人、於以求之、母乃已、疏乎、

〔論語五十八ノ右〕長沮、桀溺耦而耕、孔子過之、使子路問津焉、〇中、桀溺曰、子爲誰、曰、爲仲山、曰、是魯孔丘之徒、與、對曰、然、曰、滔滔者天下皆是也、而誰以易之、且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉、

右の禮記と論語との而字を、古來の點本には、なんじと和訓してあり、又、論語の朱註十八ノ右には、右の且而の而を『而、汝也』と註してゐるので、故に、何人も、これに疑を挾んだものはないやうですが、私は大に之に不審を抱いて居るので、其故は、先づ禮記の而奚若の方から申せば、右は、檀弓(下)の文にて、これは、旱歲に、穆公が之を救はむために、尪即ち瘡病の人を暴して、雨を天に請はむと欲し、縣子に向つ

て、其意を告げたのであるが、かやうな時に、『天久しく雨ふらず、吾尪を暴さむと欲す、而はいかん』といふやうに、汝といふ語を入れ得べきもの乎、これが第一の疑問である。若し、汝といふ語を入るゝならば、これは、『而の意見はいかん』の義であるてしやうが、まかし、和漢の文では、かゝる問答の時には、『予はまかく欲す、いかん』といふやうに云ふのが、通常であるやうであるから、こゝにある而字を、人代名詞とする事は、大に疑ふべき事であるのです。第二に、吾といふ語は、必ず他に相對して用ゐるものでなき事は、前の吾の字の下に説明した通りであるのに、今こゝには、『吾尪を暴さむと欲す』というて、吾の字を用ゐてゐるのに、『汝はいかん』といふ事は、斷じてあるべからざる事と思はるゝのです。私は、此二つの有力な證據にて、右の而を、人代名詞とせし、古人の説をば、殆ど信用せぬで、私にして、私は、此文を、『天久しく雨ふらず、吾尪を暴さむと欲す、而していかん』と訓するので、即ち、此而しては、而るにの義をなすものにて、『吾はまかく思ふが、まかし、此事はいかゝあらう』といふ義であるのと思ふのです。次に、論語の方は、微子第十八の文ですが、これは、疏六十八ノ左には、『且而、皆語辭』とあるのです。然るときは、疏は、而を人代名詞とは見て居



らぬやうですが、私は、これをよいと思ふのです。即ち、私は、これを『かつ而して』とか、『かつや』とか云ふ如くに和訓すれば、甚だこゝの場合に適當して居ると思ふのです。何となれば、こゝにては、樂溺が子路に向つて、單に、子路一人を指して、『辟人の士に従ふよりは、辟世の士に従ふ』と云うたのではなくて、子路等を廣く指したものであるから、直に、汝というたを見るよりは、而をば、一つの接續詞又は感詞と見る方がよいかと思ふのです。『且而して』といへば、『其上に、左様にして、汝等は、辟人の士に従ふよりは、』の義となつて、語勢が緩んで、その語に、對手(子路)の心を感動せしむる力が生ずるので、又『且や』と訓すれば、『其上に』と感歎の意があらはれて、これ亦驚手の注意を喚起する事が出来るかと思ふのです。而の字を助辭に用ゐた例は、毛詩や、論語等を始め、處々に見えて居るので、助辭的副詞の下等に例を示さむか、し、以上は、私の卑見です。から、強ひて従ふには及ばぬ事、兩様に御記憶あるやうに願ひます。

(丁) 爾

〔孟子十三下右〕故曰、爾爲爾、我爲我、

右は、上の爾は主格、下の爾は完成言で、爲は上下共に自動詞にて、各其文の説明語です。

(戊) ナンヂといふ語の接續代名詞的句の主格に立つもの

〔春秋十廿四左〕夜夢之曰、余而所嫁婦人之父也、而、女也

〔孟子五二左〕王曰、姑舍女、所學而從、我則何如、

右は、所は接續代名詞、嫁學は説明語にて、而と女とはその接續代名詞の主格に立つて居るので、共になんぢがと和訓する例であるのです。而して此而女は、或は一見しては物主格や形容詞の如くに誤認せられ易い變のあるものです。から、特に注意を要するのです。尙ほ接續代名詞の下を見るべし

〔孟子九上右〕公明高曰、是非爾所知也、

右は、爾の字をなんぢのと和訓する例ですが、なんぢがと和訓すると、其意義は同一ですが、がとのとは同一ですが、下の動詞の音によりて、がと訓する方のさゝよき事とのと訓する方のさきはしき事とがあるのです。



(二) 物主格に立つもの

(甲) 序説

人代名詞二人稱の内、物主格に立つ語は、大凡そ定つて居るやうです、即ち主として、爾と乃との二語で、その内に、乃は殆ど物主格のみに用ゐらるゝものゝやうです、

(乙) 爾

〔尙書九左〕茲予大享于先王爾祖其從與享之

〔禮記二右〕十 廬坐盡後、食坐盡前、坐必安、執爾顏、○註云、執、守也。

〔論語四左〕十 顏淵季路侍子曰、盍各言爾志

(丙) 乃

〔尙書十右〕古我先王暨乃祖乃父胥及逸勤

〔春秋廿五左〕王曰、與氏、余嘉乃勳、應乃懿德、謂督不忘往踐、乃職無逆朕命

(丁) 而

〔禮記十七左〕三 蒞且更始、專而農民、毋有所使、○註云、而、猶女也。

右は、古來「なんぢ農民」と訓する例ですが、「而の農民」といふ義かと思はるゝので

す、而と農民とを同格と見ては、意が通せぬのです、それ故に、而の農民の義と見る外はないのです、もしよからば、私は、此而を、なんぢと訓むよりは、そのと訓む方が適當かと思ふのです、即ち、これは、月令の文で、十二月の處です、から、押しつまつた節季の事なれば、その農民をして、稼穡に心を専らにせしめて、係役に使用するなといふ事と解くが宜しいと思ふのです、要するに、文章は、意義の通ずるやうに、文法的に考へて讀めば、決して誤りはないのです、古訓古註は、素より大に遵奉すべきものです、が、悉く取るに及ばぬのです、

(三) 完成言に立つもの

〔孟子十二下〕左 曾子曰、戒之戒之、出乎爾者、反乎爾者也

右は、出反共に自動詞にて、爾はその下に意義補足のために完成言として置かれたるものです、

(四) 與奪格に立つもの

〔荀子十三〕右 三 吾語汝學者之鬼

右は、語は他動詞にて、汝の下に學者之鬼といへる目的格があるので、故に、汝と



いふ語は、與奪格の形になつて居るのです。

〔孝經三右〕子曰、夫孝徳之本也、教之所由生也、復坐吾語汝。

右は、「吾汝に此事を語らむ」の義であるのを、その此事をといふ目的格は、既に云ひ表はさずとも明白なることとすから、省略した形であるのです。

(五) 目的格に立つもの

(甲) 汝

〔尙書三八左〕朕不食言、爾不從誓言、予則孥戮汝、罔有攸赦。

(乙) 爾

〔孟子十四上〕武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人、王曰、無畏寧爾也、非敵百姓也。

右は、通常、爾が他動詞の與、ヤスンスの目的格に立つて居る例です。

〔毛詩四十二左〕大車檻檻、轟衣如裳、豈不爾思、畏子不敢。

右は、不は打消副詞、思は他動詞です、打消副詞が他動詞を形容する場合には、多く目的格がその打消副詞と動詞との間に置かるゝ例であるのです。

(六) 前置詞の目的格に立つもの

〔論語四左〕子謂顔淵曰、用之則行、舍之則藏、惟我與爾有是夫。

右は、與は前置詞で、爾はその目的格に立つて居る形です。

〔尙書三八右〕夏王率遏衆力、率割夏邑、有衆率怠、弗協、曰、時日害喪、予及汝皆亡。

〔孟子二六上〕簡子曰、我使掌與女乘。

右は、及も與と共にトと和訓する前置詞です、女は汝と同一ですから、前置詞の目的格には、常に汝の字を用ゐて宜しいのです。

第三 子 吾子

(一) 子といふ語の性質

子といふ事は、禮記六右ノ十の「列國之大夫入天子之國曰、某士自稱曰、陪臣某於外曰、子」の註に、

子有徳之稱、魯春秋曰、齊高子來盟、

とあつて、齊の高侯を高子と稱してある事を例に引いたのです、又論語一右の「子曰、學而時習之、不亦説乎」の註に、

馬曰、子者男子之通稱、謂孔子也。



とあつて、論語には、孔子の門人が孔子に對して之を子と呼んだ例が見えて居るの  
です、其一を擧ぐれば、同書十九右に、

子曰莫我知也夫、子貢曰何爲其莫知子也

とある類です、されば子と云ふことは、素より之を輕蔑する人に用ゐるものではないので、君子夫子の子の字も皆此意義をもつて居るもので、これと同一であるので、す、しかし二人稱の代名詞として用ゐる所の子といふ語は、之を古來の實例に徴するに、却て尊稱に用ゐるものは少なく、對稱若くは卑稱のものが多いためです、次の實例を見るべし、

(二) 子 吾子の用例

〔莊子六左〕惠子謂莊子曰、吾有大樹、人謂之樗、其大本擁腫而不中繩墨、其小枝卷曲而不中規、矩立之塗、匠者不顧、今子之言、大而無用、衆所同去也、莊子曰、子獨不見狸狌乎、卑身而伏、以候、救者、略

右は、同等のもの互に呼んで子といふ、

〔孟子十四上右〕孟子之平陸、謂其大夫曰、子之持戟之士、一日三失伍、則去之否乎、曰、不待三

子之失伍也亦多矣、

右も、孟子が大夫を指して云ふのですから、子と云うたのです、孟子は處士ではあれど、大夫と同等と見て差支ないのです、

〔禮記九右〕士、計於同國大夫曰、某死、計於士亦曰、某死、計於他國之君曰、君之外臣某死、計於大夫曰、吾子之外私某死、計於士亦曰、吾子之外私某死、○外私とは、此文の前の疏文に、別國私有、恩好、故曰外私とあり、

右は、士より他國の大夫と士とをば、吾子と云うて、君をば君と云うてある例です、これも、吾子を對等に用ゐた例です、

〔禮記四十二右〕或問於曾子曰、曾子曰、吾子不見、大喪乎、夫大喪、既饗、卷三牲之俎、歸於賓館、父母而賓客之、所以爲哀也、子不見、大喪乎、

右の或る人は、身分の卑しきものか、又は同等のもの乎は明かならざれど、大夫か士かの内にて、やはり同格の人ではあるが、少しは曾子より下目に見らるゝ人のやうです、この例は、初に吾子といつて、後には子と呼んで居る、これは、元來、吾子といふ語は、わがこといふ事、で親密を表する場合に用ゐるやうな傾のある語ですか



ら、こゝも初にはその意義にて呼びしも、後には語勢を急にせし爲め、單に子と呼びしものと思はる。

〔春秋十左〕宋穆公疾、召大司馬孔父而屬焉。公曰：先君舍與夷而立寡人、寡人弗敢忘。若以大夫之靈、得保首領、以沒先君、若問與夷、其將何辭以對？請子奉之。以主社稷、寡人雖死亦無悔焉。對曰：群臣願奉馮也。公曰：不可。先君以寡人爲賢、使主社稷、若棄德不讓、是廢先君之舉也。豈曰能賢光昭先君之令德、可不務乎？吾子其無廢先君之功。

右は、君より臣に向つて子若くは吾子と呼ぶやうに誓いてある、これらは貴者より卑者と呼ぶ一つの例てしやう。

而して、こゝの例にては、初には子と呼び、後には吾子と呼んで居る、即ち、後には、一層親密の意を表して居る心が明に分るので、此筆法は、素より同等のものに向つて澤山あるのですが、念の爲に、今一つの類例を左に示す事にしやう、即ち、

〔孟子十二下〕白圭曰：丹之治水也、愈於禹。孟子曰：子過矣。禹之治水、水之道也。是故禹以四海爲壑、今吾子以隣國爲壑、水逆行謂之降水。降水者、洪水也。仁人之所惡也。吾子過矣。

とある白圭は、周の人にて、孟子と同格の人と見て宜しいのですが、これに向つて、孟子が、初には子と呼び、後には吾子と呼んで居るのは、議論が段々進んで來たによつて、親密の意を表して、之を日本現時の俗語にて云はゞ、『ノ、君サウデハナイカ、君ノ説ガマチガツテ居ルノダ』といふやうなる有様であるのです。

### 第三節 敬稱

#### 第一 敬稱の定義并に其二大別

敬稱とは、貴者と賤者との相對せし時、賤者より貴者を稱する二人稱です、而して、二人稱にては、此敬稱の内に、強制的と自由的とがあるのです、即ち、強制的のものとは、法律を以て其名稱を定めたるものにて、陛下殿下などいふ類である、自由的のものとは、別に法律にて強制せらるゝにあらざれど、賤者より貴者を尊稱するに用ゐる代名詞并に同等のものゝ、互に相推尊して用ゐる代名詞であるので、此他此自由の方、又貴者より賤者に向つて用ゐる事もあるのです。

#### 第二 強制的二人稱の例

強制的二人稱の例とは、至尊の敬稱を陛下と呼び奉り、皇族の敬稱を殿下と呼び奉



る如きものです。先づ、こは實用を主としますにより、説明の順序を逆まにして、現時に於ける日本の例から申します事に致しませしやう、即ち我皇室典範第四章敬稱の條に、

第十七條、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛下とす、

第十八條、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の敬稱は殿下とす、

とあるので、此淵源は大寶令の儀制令右一丁に、

陛下上表所稱略中

とあつて、其次右一丁に、

皇后皇太子於太皇太后皇太后率土之內於三后皇太子上啓稱殿下、自稱皆臣妾對揚稱名、

とあるので、に基づくのです。而して、此制度は素より支那の制に則つたものですが、其

起源は漢、葵邕の獨斷に、

漢天子正號曰皇帝、自稱曰朕、臣民稱之曰陛下、其言曰制、下

陛下者、階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣於陛側、以戒不虞、謂之陛下者、群臣與天子言、不敢指斥天子、故呼在陛下者而告之、因卑達尊之意也、上書亦如之、及群臣士庶相與言曰、殿下、閣下、執事之屬、皆此類也、

とあるやうな理由に基いたものでしやう、而して、陛下といふ事を、至尊の御配偶に稱し奉るやうになつた起源は、やはり支那にて、漢の時代に始つたものであると、古人も申して居ります、即ち事物紀原八ノ廿に、

陛下、周以前天子無陛下之呼、史記、秦李斯議事始呼之耳、中則此號、秦禮也、漢翟光奏、太后亦曰陛下也、

とあるのは信すべきことと思はれます、又殿下と申す事も、漢にては、皇太子以下、皇族に對して申した事があるので、唐に至つて、段々沿革して、皇太后をもかく呼び奉りし事があるので、彼是かやうな事が一つになつて、大寶令の儀制令の基礎となつたものと見えます、左に又古人の説を引きて、参考に供せむ、

〔事物紀原五ノ左〕殿下

漢以來、皇太子諸王稱殿下、漢之前未聞、唐初百官於皇太后亦稱之、百官泊東宮官對



皇太子亦呼之、今雖親王亦避也、始於漢、續事始曰、漢以前未有此呼、魏志太祖定漢中、杜襲始呼之、時操封魏王、故襲呼殿下、按此、自杜襲始也、西陽雜俎曰、秦漢以來於天子言陛下、皇太子言殿下、將言陛下、使者言節下、殺下、二千石長吏言閣下、父母言膝下、通類相呼言足下、

此外に日本にて中古以來、徳川時代の終まで、藤原氏の棟梁たる家の人にて、攝政、關白を拜命して居る人を、必ず殿下と唱へた事の如き、又大名を、其臣下のものが御前(ゴゼン)と唱へた事の如きは、別に成文法で定めた事はないが、これらは何時となく慣習法で定つたもので、これ亦強制的のものといつて宜しいでせう、此外、外交上にては、此邊の事が入釜しいので、維新の後、我國にては、法律を以て規定した事があるので、たとへば、官吏が、自分の事は拙者と云ひ、各國の公使をば閣下といひ、書記官をば賁下といふの類です、

第三 自由的二人稱の例

(一) 閣下、執事、足下、

自由的二人稱の例は甚だ多いが、此内閣下と執事と云ふ事は、殆ど強制的であるや

うに見えます、先づ其出典は、通俗篇によれば

二十六四 閣下、因話錄、古者三公、閣下、郡守比古、諸侯亦有閣、故皆稱閣下、

一七八ノ執事、○中因話錄、前輩與大官書多呼執事、與足下、劉子之與宰相書曰、足下、韓

退之與張僕射書曰、執事、即其例也、執事本謂從列與事之人、致書者謙、不斥尊、若云陳

□其左右者耳、○子ノ本ハ、終ノ方一行許リ、

とあるので、さすれば、漢唐時代には、郡守以上を閣下、執事、足下などといひしものやうです、郡守は、漢にては郡刺史といひ、隋にては郡太守と云ひ、唐にては、高祖の武徳元年に、郡を改めて州を置き、太守を改めて刺史といつたものである、多少の沿革はあれど、手近く申せば、日本中古の國司、現今の府縣知事は、之に當て、宜しいかと思はるゝのです、さればにや、現時閣下といふ事は、日本にては、習慣法で、半ば強制的になつて、府縣知事以上は、勿論、郡長位のものをも、かやうに申すやうです、而して、執事といふ事は、今日我國では、全く行はれぬやうで、足下といふ事は、自由的に同等者の間に行はれて居るのです、次に、なほ足下といふ事について一言したきは、史記左、卷三十一に、



閻樂前即二世數曰足下驕恣誅殺無道天下共畔足下足下其自爲計二世曰○中吾願得一郡爲王弗許又曰願爲万户侯弗許曰願與妻子爲黔首比諸公子閻樂曰臣受命於丞相爲天下誅足下足下雖多言臣不敢報應其兵進二世自殺

とある事ですこれは天子に向つて足下といつてありますから古くは足下といふ事は天子の敬稱の一つかと思ふ人もあらむが左様ではあるまいと思ふのです即ちこゝは二世皇帝を賤めて足下といつたものと見ゆるのですその證據には足下といふ事が當時普通には王以下に向つての一つの敬稱であつたやうに見ゆるからであるのです史記三右ノの樂毅傳に

樂毅報遺燕惠王書曰臣不佞不能奉承王命以順左右之心恐傷先王之明有害足下之義故遁逃走趙今足下使人數之以罪臣

とあるは正しく王に向つて足下といつてあるのです又事物紀原五左ノに西陽雜俎を引きて

秦漢以來於天子言陛下皇太子言殿下將言陛下使者言節下鼓下二千石長吏言閣下父母言膝下通類相呼言足下

といつてあるのは足下といふ事は現今の日本と同一の用法であつた事を示したものですそれゆゑに此足下といふ事は古來天子に用ゐた事はないが、まかし其用處が他の敬稱より餘程廣かつた事が分るのです

(二) 先生大人尊公尊兄仁兄令兄吾兄君

自由的の二人稱は、枚舉に違あらぬです先づ我國今日にては先生大人などは長上に向つて云ふ語で尊公以下は大凡そ同等のものに向つて云ふ語ですが古き支那の用例を見るに、一概には限られて居らぬやうのです

### 第五款 人代名詞三人稱の實例

#### 第一節 三人稱人代名詞の種類

人代名詞の三人稱には彼といふ語一つが専ら用ゐられて居るので、その外に、少々あれど、或る場合を限つて用ゐるもので、普通ではないのです

#### 第二節 彼の性質

彼は、人代名詞の外に、指示代名詞の遠稱にも用ゐられました、昔は、唐韻補委切、又、集韻補靡切とありて、碑と讀むべきものです、玉篇には「對此之稱」とあります、而して、此



語は亦代名詞の定義の如くにすべての格に用ゐらるゝのです。今左に一二の例を挙げましやう。

### 第三節 彼の用法

〔孟子ノ十一上〕告子曰、食色性也、仁内也、非外也、義外也、非内也、孟子曰、何以謂仁内義外也、曰、彼長而我長之、非有長於我也、猶彼白而我白之、從其白於外也、故謂之外也。

右の二つの彼といふ語は、『彼が長して』とか、『彼が白にありて』とか云ふ義で、主格であるのです。

〔老子一上ノ廿〕是以聖人爲腹不爲目、故去彼取此。

右は、彼が去といふ他動詞の目的格に立つて居る形です。

〔孟子ノ十二下〕徒取諸彼以與此、然且仁者不爲、況於殺人以求之乎。

右は、取は他動詞で、諸は於と之との合字で、之が目的格で、彼は完成言です。

### 第四節 彼以外の三人稱

彼以外の三人稱とは、たとへば、相手の父母を大人と呼び、支那にはあるのだが、兄弟を令兄令弟など呼び、若くは或る人の話をする時に、之を呼んで彼といふ代り

此老とか此公とか云ふ事がある。これらは、皆或る點から見ては、三人稱といつて宜しいやうです。

### 第六款 人代名詞の數

人代名詞に數を顯はす法は、一に名詞に準ず、左之通りです。

- (一) 單數は之を表はすに、只予一人とか一人の彼とか云ふやうに作るの外法なし。
- (二) 複數の定數は之を表はす法全くなし。
- (三) 複數の不定數は、諸君彼等君等予等々の如くに、形容詞の諸、後添辭の等等にて、之を表はす。

右の外、俗語にては、爾們、爾儂、我儂などいふ語があるのです。爾儂、我儂の事は、通俗篇の十八ノ廿七に、諸書を引きて、

我儂、隋書、煬帝宮中喜效吳音、多有儂語、○中、宋駿江上歌、我儂一日還到驛、爾儂何日到邕州。

など、ある類です。

### 第七款 複合代名詞



副詞の自字は時に、人代名詞の下に來まして、之と複合する事があるので、今之を複合代名詞といはうとしますので、その例は、

〔尙書七右〕今汝貽賂、起信險、庸予弗知、乃所訟、非予自荒、茲德惟汝、舍德不惕、予一人、  
〔韓非子五右〕彼自離之、吾因以知之、

等の如きものです、これは英語にも、myself, yourself, himself, (マイセルフ、ユアセルフ、ヒムセルフ) など云ふ語があるので、予自ら、汝自ら、彼自らと譯すべきもので、頗る相似寄つたものゝやうです、まかし、漢語にては、予とか彼とかは主格で、自は副詞であつて、其實際は、全く英語の複合代名詞のマイセルフなどは異なるのです、

### 第八款 自といへる語の事

#### 第一節 自といへる漢語の性質用法

漢語の自といへる語は、一人稱の人代名詞の意義を含んでは居れど、決して此語のみで代名詞に立つ事はなくて、前條に示さるゝ如くに、予自とか、彼自とか云ふ如くに、必ず副詞として用ゐらるゝものである、これは全く副詞的性質をもつて居る語であるのです、しかるに、普通の人

自行 自殺

などいへば、自は人代名詞の一人稱で、主格に立つて居るものゝ如く思ふものもあるが、決して然らず、自行は、我自行とか、彼自行とか云ふ事にて、自殺は、我自殺とか、彼自殺とか云ふ義であつて、自の上に、主格は省略せられてある形であるのです、

#### 第二節 ミヅカラといへる日本語も漢語と同じく副詞なる事を論ず、

を論ず、

日本語のミヅカラといへる語は、もと、ミと、ヅと、カラと云ふ三つの語より集成せられたものです、即ち、先づ、ミと云ふは、身の義にて、名詞である、次に、ヅと云ふは、附くといふ義である、と云ふ説もあるが、當らぬのです、これは、ノと同一義なる天ツ日嗣などのツといふ後置詞の轉じて濁つたもので、即ち、ミヅカラは、身ノ内カラとか、身ノ方カラとか、身ノ上カラとか云ふやうな義であるのです、カラは、物の勢力が、其發動せし根本の位置を今離るゝといふ時の、其位置を示す所の後置詞であるのです、かやうな次第で、ミといふ語のみより云へば、ミは身ですから、全く一人稱の人代名詞



てありますが、これに、後置詞がついたから、全く副詞となつたのです。故に日本語のミヅカラも漢語の自と同じく副詞であるのです。凡そ、文法で、規則として知つて居るべき事は、前置詞、後置詞が、名詞、代名詞の上、又は下についた場合の語、即ち所謂前置詞的熟語若くは後置詞的熟語といふものは、何時でも必ず形容詞か副詞かであるといふ事であるのです。かゝる規則のある事は、和漢の文法には非常の必要があるに拘はらず、従来和漢の學者が之に氣を附けた人がなかつたのは、遺憾でした。それゆゑに、何れの文法書でも、辭書でも、ミヅカラといふた時の形を、そのまゝに、單に代名詞若くは副詞と云ふやうに註してあるのですが、これは大なる誤を傳へて居るといはねばなりません。

次に副詞にオノヅカラと云ふ語がある、これは、オノはオノレ(己)といふ一人稱の代名詞で、ヅとカラとはミヅカラのヅとカラと同一です。此兩語は、全く同一であるのです。然るに、古來オノヅカラの方は多く自然にといふ義の副詞に用ゐる、ミヅカラの方は「人が自分に」といふ義の副詞に用ゐるやうで、聊か慣用上に差別がついて居れど、つまり意義は同一であるのです。これを見ても、ミヅカラの本性が副詞

である事が明かであるのです。

### 第三節

ミヅカラといへる日本語を、人代名詞一人稱に用ゐる時の形を論ず、

前節陳述の通りに、日本語のミヅカラといへる語は、其性質、全く副詞であつて、之を活用するに當りまして、常に、ミヅカラとある時には、やはり副詞であるので、決して代名詞ではないのです。たとへば「ミづから行く」といふは「我自ら行く」とか「人自ら行く」とか「牛馬自ら行く」とか云ふ如き義にて、我とか、人とか、牛馬とか云ふ主格が、ミヅカラの上にあるべきを、省略した形であるのです。此他「ミづから行ふ」とか「ミヅカラ喜ぶ」とか云ふ類のミヅカラも、皆副詞であつて、其上に、主格は省略になつて居るのです。而して又、ミヅカラが副詞となる時の形に、今一つ後置詞の<sub>ニ</sub>を添へて、ミづから<sub>ニ</sub>として、「彼は此事をミヅカラニ行ふ」といふ如くに活用せらるゝものがある。ので、ミヅカラといふ形と、ミヅカラニといふ形との二つは、常に必ず副詞と思つて居らねばならぬのです。而して、ミヅカラが、人代名詞に立つといふ時には、必ずミヅカラといふ副詞の形の下に、後置詞の<sub>ガ</sub>ノヲニヨリへと、準後置詞の感詞のハ



とが添はる例であるので、即ち其形は左の通りです。

主格に用ゐる時には……………

ミヅカラ	ハ
ミヅカラ	カ
ミヅカラ	ノ

物主格に用ゐる時には……………

ミヅカラ	ノ
ミヅカラ	ガ

完成言、與奪格等に用ゐる時には……………

ミヅカラ	ニ
ミヅカラ	ヘ
ミヅカラ	ヨリ

(アと云ふ事は、多く用ゐず)

目的格に用ゐる時には……………

ミヅカラ	ヲ
------	---

餘り長くなるから、これ位にして止めたいが、果して私の愚按が正しいと致しますれば、國語調査會などでは、第一に注意して、從來の辭書や、文法書に、訂正を加へしむる必要があるかと思ひますから、序に二三の實例まで左に示す事にします。他の部分の説明より、稍々詳細に入り過ぐる事を、咎め玉ふ事勿れ。

主格……………

源氏物語桐葉十「かしこきおほせごとを、たびくうけたまはりながら、みづからは、えなん思ひ給へたつまじき。」

源氏物語七右「補ぬる、戀路とかつは、まりながら、ありたつたごのみづからぞうき○注意、これは、源氏で名高い歌です。

物主格……………

古今集序文左九「万えふ集にいらぬふるさうた、みづからのをも、奉らしめ給ひてなん。」

源氏物語権本三「わが御みづからの」とは、おぼしめかけず、

完成言、與奪格等……………

宇治拾遺物語九右「あづまの人いはく、○中その女君をみづからにあづけたぶべし。」

目的格……………

戲曲玉藻の前三段「いやみづからを、いや、わらはをと、死を争ひしあと、いひの、心根不便不便と、母親が、何れをそれと分けかぬる、

尙ほ、此語の事は、副詞の條に云ふべき必要があれば、それを参照せられむ事を乞ふ。

### 第五項 接續代名詞

#### 第一款 接續代名詞の定義



接續代名詞と申すは、一方には或る一つの句を代表して、一方には其句を、名詞又は代名詞この代名詞は接續代名詞でより成る接續代名詞の先行詞と申すものに接續するものですから、先行詞の事は後に申しますはかく名づけられたものです、即ち、接續詞と代名詞とを兼ねたものといふ意義です、而して、かやうに、所字が、或る一つの句を代表して、他の名詞若くは代名詞に接續した時には、その名詞若くは代名詞は、その句と一つになつて、一つの名詞の形をなすのです、即ち

〔孟子三上〕上無道揆也、下無法守也、朝不信道、工不信度、君子犯義、小人犯刑、國之所存者、幸也。

の如き例にて見ますれば、『國の存する』といへる句は、所といへる接續代名詞に代表せられて居つて、その所といふ接續代名詞は、下の者といへる代名の義ある語に連結して、こゝで『國の存する所の者』といへる一つの句を構成するのです、しかるに、此句たるや、其終りが斷絶して居らずで、完了の形を有つて居らぬのです、そこで、これを不完全句といふのです、而して、此不完全句は、文章の格や副詞部等に用ゐられて、文章の一つの成分をなすのです、その時に、此不完全句がある爲に、その文章は、格

と稱せらるゝのです、即ち、右の『國之所存者幸也』の例にて見ましても、明かです、此時は、『國の存する所の者は』といへる句は、此文の主格に立つて居る形にして、此主格が、既に一の不完全句ですから、『幸なり』といふ完成言と説明語とより成る所の完全句は、これと一つに成つて、一つの様文を構成するのです、かやうに、接續代名詞は、不完全句を代表して、之を其先行詞（たゞさへば）に接續するものであるのです』

### 第二款 接續代名詞の種類

接續代名詞は、漢語、日本語、共に只一つより多くないのです、即ち、所（日本語にてトコロ）といふ語であるのです。

### 第三款上 接續代名詞の先行詞上

接續代名詞の先行詞と申しますは、たとへば、『國之所存者幸也』などいふ如き文があります時に、所存の所といふ語が接續代名詞で、其下の者と云ふ語が、即ち接續代名詞の先行詞であるといふのです、この先行詞といふ事は、英語の翻譯語であります、即ち、英語の Antecedent と云ふ語は、先んずるといふ語です、この譯語であるのです、これは、英語では、*We love those persons who are kind to us.* （吾人は、吾人に親切なる所の人々を愛す）など用



るらるゝものゝやうです。即ち右のフー即ち所といふ語が接續代名詞で、ゾースバ  
 ーソンス即ちそれ等の人々といふ語が先行詞であるのです。かやうに、先行詞とは  
 接續代名詞のすぐ前に先んじて居るから名づけられたのです。然るに、漢語の用法  
 を御覽なさい。者といふ語は、所と云ふ語の遙に下にあるのでしやう。左様ですから、  
 これは先行詞とは申されませぬが、其用法が如何にも同一のやうですから、私はこ  
 の者の字を先行詞としたのです。其上漢文では、接續代名詞を用ゐるし場合に、先行詞  
 を要する時は、殆ど必ず者字を先行詞として用ゐる例です。而して、者の字の必要な  
 き時には、

言行君子之所以動天地也。此言行は、君子の、以て天  
 地を動す所の者なり。

の如くに、先行詞は、省略する例である故に、此者の字は、自ら先天的に漢語に於ける  
 接續代名詞の先行詞として存在するかの如くに思はるゝ語ですから、かたゞ、こ  
 れを先行詞としたのです。



### 第三款下 接續代名詞の先行詞下

而して、又、此に注意すべきは、此者の字は、一種の代名詞であるのです、これは、後にも申しましやうが、すべて、物の性質、有様、若くは動作の代表をなす語です、即ち、  
神聰明正直シテ而壹者ト也

といふば、『神は聰明正直にして一なる』といふ一つの有様を表はした句を者字が代表するので、それ故に、これは、句を代表する一つの代名詞といふべきものです、しかし、此語は、少しも接續の意義をば有つて居らぬのです、且、英文法に所謂接續代名詞といふものは、全く其用法が異なるものですから、勿論接續代名詞とは申されぬので、只代名の義ある一種の語で、接續代名詞の先行詞として用ゐらるゝものであると思つて居るが、尤も妥當な考かと思ひます、それゆゑに、此者字を萬一接續代名詞などと考へましたならば、大なる誤となるのです、即ちこれが大なる誤となる事は後文に至つてすぐ分るです、

### 第四款 接續代名詞の所字の説明

#### 第一節 所字の性質上



所字は其用法が種々あるのて、先づ説文解字十六、五左に

伐木聲也。從斤戶聲。詩曰：伐木所所切。

とあつて、義證には、之れを解して、『詩曰伐木所所者、小雅伐木文、彼作許許、所許聲相近』とあるのて、これは、所の字が物の聲をあらはす所の一つの名詞として用ゐられて居るのですが、第二には、此名詞の所字が一轉して、年所日本紀三の神幾所、幾許と同、疏廣傳のなどの如くに用ゐられて、一つの後添辭となる事があるのて、而して、第三が、接續代名詞の所の字で、これは、其意義が、前の後添辭に用ゐられて居る所の所の字と畧ほ同一であるのて、しかし、後添辭の方は、單に其場所を示す意義を含んで居るものなれど、こちらは、其場所を示すと同時に、その下にある所の物の性質有様若くは動作を、他の名詞又は代名詞に連續する義を含むものであるのて、物の性質有様とは、物の形容をなす事、動作とは、物の活動をなす事である故に、これは文章にありては、一つの句であるのて、されば、此所の字は、句の代表をなして、その句を他の名詞、又は代名詞、即ち前に申しました接續代名詞の先行詞へ結合する性質を有して居るのであるのて、かやうに、接續の作用と、代表の作用とをなすと云ふ事からして、此語を接續代名詞といふのて、

第二節 所字の性質、下所と處との別、并に者字の先行詞たる

理由の再説

然るに、漢語には、又別に處といふ語ありて、和訓すれば、所も處も共にトコロと訓して、日本語にては、區別が出来兼ねる故に、古來、日本人は、學者の外は、之を區別して用ゐる事が出来ざつたのて、近來は、又漢學が衰へました故に、此兩字の混用は、殆ど到る所にあるやうです、さて、處の字は、正字通中山集、中三に

處、同、処、詩、大雅、于時處處、註、居室也、又、不、留、不、處、又、分、別、處、置、目、區、處、巨、處、分、又、女、未、嫁、巨、處、女、士、未、仕、巨、處、士、云々

とあつて、其音は、康熙字典に、諸書を引き、唐韻、昌與切、集韻、正韻、徹呂切、並音杵」とあるので、全く、居るとか居くとか云ふ一つの動詞であるのて、即ち、處女、處士は、家に居る女野に居る士の義にて、法律書に『何々の刑に處す』といふのは、『何々の刑に居く』事であるのて、『處分する』『處置する』などといふ事は、『其分限に居き』『又、其分限に居き置く』などといふ事、或る物を進退若くは合分する事の義を含んで居るので、注二、すに申して置くが、分の字は、分つといふ時は、平聲で、處分する、即ち分限に處するといふ時などの分限の分などは、去聲です、先づ、此處の字が、動詞として



の實例を一つ擧ぐれば、

(甲) [禮記四左] 七十唯衰麻在身、飲酒食肉處於內。

[論語四右] 子曰、富與貴、是人之所欲也、不以其道得之、不處也。

(乙) [禮記十三左] 凡進食之禮、左設右馘、食居人之左、羹居人之右、膾炙處外、醯醬處內。

葱深處末、酒漿處右。

の如き類です、而して、右の内(甲)は居ると訓して、自動詞に立つたもの、(乙)は居くと訓して、他動詞に立つたものであるのです。

此外に、處の字は又名詞としても用ゐらるゝのです、しかし、其意義は、全く動詞から出たもので、居る場所を示すものです、その實例は、

[孟子一五下] 文公與之處、其徒數十人、皆衣褐。

[遊仙窟六左] 紅顏雜綠黛、無處不相宜。

の如き類です、即ち、この處と申すは、場所と云ふ事である事は、右にて明てしやう、かう云ふ有様ですから、所と處とは、和訓は同一ですが、其性質は全く違ひます、隨つて、其用法も全く異なるものです、即ち、

[唐律疏議八右] 疏議曰、官人因使於所使之處、受送饋之財物。

[大方等大集經三ノ三十三左淨目品] 復有一窟名曰善住、廣高下亦如是、亦是菩薩

普所住處。

といふ如き類です、これは、即ち、所字は接續代名詞に立つて居つて、處字は其先行詞に立つて居る形であるのでして、前に申した處の字が名詞として用ゐられて居るのです、而して、こゝに至つて、者の字が、接續代名詞でなくて、その先行詞であるといふ事が分るので、即ち、於所使之處の處といふ字のある場所は、者といふ字のある場所と同一でありましたやう、もし、この者の字が、接續代名詞ならば、一の句の中に、二つの接續代名詞を用ゐたものとなるのです、尤も、他の品詞ならば、一句の中に、二つ以上の同品詞があつたと、少しも差支はないのです、此接續代名詞は、一つの句を代表するものですから、決して、同一句内にこれが二つある理山はないのです、さて、又右陳述せし如く、所字と處字とは、全く別物であるが、しかし、間々、所字を、處字と同一に用ゐた例もあるやうです、即ち、正字通集部に、

所疏祖切、上聲、方所也、中商頌、申錫無疆、及爾斯所、註、爾、主祭之君、斯、所猶此處也。



などといつてあるのは、所字が全く處字の如くに、單に場所を示して居るのみであつて、少しも語句の接續に關係なく、又代名詞の義もなくして、一の名詞として用ゐられて居るのみであるやうです。

第三節 所の字と同一に用ゐらるゝ攸適の事

攸は爾雅の釋言一右に「攸、所也」とあり、字典によるに「唐韻、以周切、集韻、韻會、韻、夷周切、並音山」とありて、常に、接續代名詞の所字と同一に用ゐられ、又適は正韻に「音山」にて「音山」とあるなり、これ亦接續代名詞の所字と同一に使用せらるゝ攸字と同一に使用せらるゝのです。攸の實例は、尙書の洪範などに見えて、居り、適は、現に、手近く、水朝、禮文、十一卷の承曆四年の太宰府の牒文にも見えて、

第四節 所字の用法

第一 所字と他語との關係、并に所字を戴ける句(即ち接續

代名詞的句)の各部分の説明

(一) 所字の位置

接續代名詞の所の字は必ず動詞の上に在る規定として、決して、名詞、代名詞、形容詞

を初め、他の品詞の上に在る事はないものです。其理由は、接續代名詞は、前の定義に説きし如くに、句を代表して、之を他語に連結する作用の語ですから、此語の下には、必ず文章の説明語、即ち動詞がある筈であるのです。然るに、間々、名詞や形容詞などの上に、所の字のある事があるのは、動詞が省略せられて居る形にして、尋常のものではないのです。假令ば、

〔禮記十一ノ二〕所遊必有常、所習必有業

〔禮記七ノ右〕弔喪弗能賻、不問其所費、問弗能遺、不問其所欲

〔孟子三ノ上〕管仲、曾西之所不爲也

などの類の遊習、費欲、不爲等は動詞であるのです。不爲の不は打消の副詞ですが、これはもと動詞に附屬したものですから、一同にかく云ふのです。即ちこれ等の例が所字の位置の本式であるのです。然るに、

〔春秋ノ二十三〕僖子曰、不可、晉所以霸、師、武臣力也

〔孟子ノ十四ノ下〕公孫丑曰、然則曾子何爲、食膾炙而不食、羊棗、曰、膾炙、所同也、羊棗、所獨也

などの如きは、獨といふ名詞、并に獨と云ふ代名詞の義ある名詞の上に爲タルとい



ふ動詞を省略してある形で、所字の下に動詞がないから接續代名詞句の變形であるのです。又

「孟子十四下」公孫丑曰、然則會子何爲食膾炙而不食羊棗。曰、膾炙所同也。羊棗所獨也。

などの所同の如きは、同といふ形容詞の上に、これもやはり爲(スル)といふ動詞を省略してある形であるから、これ亦變形です。論語二十九ノ「子夏曰、日知其所亡、月無忘其所能、可謂好學也已矣」とある所亡の亡は形容詞ですが、これは「其物の亡くある所の者を知り」の義で、やはり亡きの下にありといふ動詞を省略した形であるから、全く前の所同の同の下にすといふ動詞を省略したと同一義です。しかし、亡は形容詞の形容法ですから、接續代名詞(所)の字の下にあれば、當然それを形容して居るといつても宜しいやうですが、此接續代名詞と申すは、必ず句を代表するに限つたものです。ですから、單に形容詞の形容法の意義のみを代表したといふ事は出来ぬものです。それ故に、これを亡くあるといふ一つの句の形に見なして、亡くの下にありといふ説明語を省略した形と云ふやうに見るのであるのです。

(二) 所字の用ゐられたる句、即ち接續代名詞句の主格の位置

夫れから、接續代名詞の所字の用ゐられて居る句の主格の位置は、これは所の字の上に置かるゝ例であるのです。假令ば、

(甲)「春秋三十一」猶乘周禮周禮所以本也

(乙)「春秋二十三」國新密邾所以不時城也

(丙)「淮南子形篇」地形之所載、六合之間、四極之內、照之以日月

などとあるは、(甲)は「周禮の以て本づく所である」の義にて、周禮が此句の主格で、(乙)は「邾(丙)は地形が主格であるのです。又前に引用せし「會西之所不爲」は「會西がせぬ所である」の義にて、會西が此句の主格であるのです。又、注意すべきは、これも前に引ける所の「不問其所費」は「其者が費した所を問はぬ」の義にて、其といふ形容詞が主格であるのです。即ち其は其物といふ義であるのですから、主格に立つ事が出来るのです。然るに、有様をあらはす所の有無等の語が、説明語に立てる場合には、所字の下に主格がある例であるのです。たとへば、



〔禮記十二ノ左〕蕤之有菜者用挾其無菜者不用挾

などと云ふ如き文がある、これは「蕤に菜のある所のものは『其物に菜のなき所の者は』の義にて、蕤と其とは副詞にて、菜といふ語が二つ共主格であるので、所字は有の字、無の字の上にある筈ですが、かゝる場合には必ずこれを省略する例であるので、

(三) 所の字の用ゐられたる句の主格の下におる後置詞

の事、并代名詞と後置詞との關係、此接續代名詞の所字の用ゐらて居る句の主格は、後置詞の之字を其下に持つものと否らざるものとがあるのです、たとへば、

〔論語五ノ左〕子之所慎、齊、戰、疾

の子と云ふ主格は、之の字が下にあつて、子のと和訓すれど、

〔論語二十九ノ左〕子夏曰、日知其所亡、月無忘其所能、可謂好學也、已矣

などの其の如きは、所字の用ゐられて居る句の主格ではあれど、これには、下に之の字がないのです、元來其此我汝彼など云ふ如き代名詞が主格に立つた場合には、其

下には之字のないのが慣例であるのですが、前に引いてあります所の『周禮所以本也』などの周禮の如きは、通常の名詞でありながら、所字の用ゐられて居る句の主格ではあれど、この下には、前と同じく、之字がないのです、故に所字の用ゐられて居る句の主格の下には、後置詞の之字のあるのとないのと二つがあるといふのです、

(四) 所字の用ゐられて居る句の主格の省略

所字の用ゐられたる所の句の主格に於ては、省略せられ得さへすれば、往々省略するものです、而して、其省略せられ得るものと申すは、左の如き形のもので、たとへば、

〔孟子十八ノ右〕其妻問、所與、飲食者、則盡富貴也

などとあるは、『其妻が其夫の與に飲食する所の者を誰かと問へば』の義にて、『所與、飲食者』といへる接續代名詞的句は、方に、其夫のといへる主格を問字の下、所字の上に有すべきを、省略した形であるのです、主格が所字を問字との間にあるべき理由は、前に説明したれば、其處をくりかへして觀るべし、

(五) 所字の用ゐられて居る句の説明語の位置

所字の用ゐられて居る句、即ち接續代名詞的句の説明語は、必ず所字の直下にある



例であるのです、即ち前に示した通りに『是菩薩昔所住處』不問其所費ケルカネなど住むとか費やすとか云ふごとくに、所字の直下にあるのです、しかし、問々、又、『管仲曾西之所不爲也』の如く、又、『問所與飲食者』の如くに、不とか與とか云ふ副詞を説明語の上に置く事もあるのです、其理由は、元來此副詞と云ふものの中には、一句全體にかゝらずして、單に説明語のみを形容するものがあるのです、この不や與は其種類として『爲さざる所』、『與に飲食する所』などと不は爲すといふ説明語の意義のみにかゝりて之を打消し、與は、飲み食ふといふ説明語のみにかゝつて、之を形容して、その飲食する様を表はして居るものですから、此不や與は之を説明語より遙に離して置くことは出来ぬもので、たとへば、不や與を所字の上に置くこと云ふ如き事ですから、これは説明語に添へて、所字の下に置かねばならぬのです、次に又、所字の下に名詞や形容詞の在るのは、その名詞や形容詞の上に、其の説明語即ち動詞を省略した形であるといふことは、數條前に述べた通りであるから、やはり、此場合にては、説明語は所字の直下にあると同一であるのです、然るに助辭的副詞の也の字が、所字の用ゐられて居る句の末にありて、であるの義をなして、説明語に立つて居る場合には、此

也といふ語即ちであるといふ語が、必ず此接續代名詞的句の説明語であるかといふやうにも思はるれど、能く考ふれば、左様でないやうです、即ちたとへば、神聰明正直而壹者也といへば、神は聰明正直にして一なる所の者也の義にて、今一つ之を精確なる文法的解剖に附して云へば、神は聰明正直にして、神は物の一なる所の者也の義となるので、(甲)『神は聰明正直にして』といふが一つの句となり、(乙)次に下句は、『神は也』といふが一つの句となり、(丙)次に『物の一なる所の者』といふが又一つの句となるのです、而して乙丙の二句が合して一つの釋文となり、これが又上の甲に合して一つの複文をなすのです、然るときには、『神は也』と云ふ句は釋文の本句で、也はその本句の説明語であるのです、即ち、此釋文では、先づ『神は也』といひて、次に『何であるか』といへば、『神といふは物の一なる所の者である』と答ふる義であるので、神は本句の主格也は本句の説明語で、物のは附屬句の主格、一は附屬句の完成言なるは附屬句の説明語、所は接續代名詞で、以上の附屬句を代表して下の者といふ先行詞に結合するのであるのです、又、『猶乘周禮』、『所以本也』は、なほ周禮を乗るといふ事は、也周禮の以て本づく所の者』といふ義にて、所字のある句の上の句の『猶乘周禮』といふ句が



本句の主格で、也が本句の説明語で、周禮のといふ語は附屬句の主格で、以ては附屬句の副詞で、本づくが附屬句の説明語で、所字は周禮の以て本づくといふ句を代表して、下の者字に之を結合するので、それ、かるがゆゑに、此一類にありては、接續代名詞的句の説明語は、『神、聰明云々』の方の例の如きでは、なるといふ語で、すけれども、省略せられて居つて、一見しては也といふ字が此句の方の説明語かと思ゆるので、次の『周禮云々』の句の方は、本づくといふ語が、通常の如くに所の字の直下にあるゆゑに、別に紛ふことはなけれど、其下に本句の説明語の也といふ語があるから、これを取りちがへて、此也を此附屬句の方の説明語とする嫌があるので、私も初めは大にこれに惑うて、夫から、頻りに、之を和漢文の實例と、英文の接續代名詞の用法とに徴して、遂に漸く右の如く發見をした次第です。

- (六) 所の字の直上に、形容詞の無の字のある場合と、通常の動詞ある場合と、何物もなくして、所字のある句の下に也と云ふ語のある場合との比較説明

所字の用ゐられたる句と申すは、即ち、接續代名詞的句である、而して、所字は大抵此接

續代名詞的句の直上にある例にて、若し、此所の字の上に『此人臣之所以、譎、主、便、私、也』韓非子四の六右、『又は、故、法、而不、議、則、法、之、所、不、至、者、必、廢、職、而、不、通、則、職、之、所、不、及、者、必、隊』荀子右三などの人臣之法之職之等の如くに、接續代名詞的句の主格、即ち、釋文の附屬句の主格が附いて居ることなくして、(一)形容詞の無字があるか、(二)他の通常の動詞があるか、(三)此所字の附いて居る句の下に也といふ助辭的副詞があるか、するときは、此無や動詞や也は、此所の字の附いて居る句、即ち、接續代名詞的句とは、全く關係なくして、別の句であるといふことを知らなければならぬのです、即ち先づ(一)の無の字の方より説かむ。

〔論語二十一の〕於吾言無所不悅

といふ例ありとすれば、『無所不悅』といふ文は二つの句から成つて居るので、即ち無の字は形容詞の完了形で、動詞の働きをして、説明語に立つて居るので、『所不悅』といふが、其主格であるのです、それから又、『所不悅』といふは、『何々が悦ばぬ所』といふことで、『悦ばぬ』は説明語で、『何々が』といふは主格であれど、これは省略してある形であるのです、而して、所の字は此句を代表して居るので、故に此『所不悅』といふ主格



が又一つの句から成立して居るものです。しかし、これは完全句でなくて不完全句です。それゆゑに『無所不悅』といふ文は、二つの句から成立して居つて、一つの様文を形成して居るものと云はるゝのです。次に(二)の所字の直上に動詞のあるものといふは、接續代名詞的句、即ち所字の率ゐる居る句が、文章の目的に立つて居る場合のことであるのです。即ち實例について云へば、たとへば

〔禮記七右〕弔喪弗能賻不問其所費問疾弗能遺不問其所欲

先づ、右の例によつて見るに、『不問其所費』『不問其所欲』といふ文は、各二つの句から成つて居るので、所字のついで居る句は、前に説明した事のある接續代名詞的句で、所謂不完全句といふものです。様文の附屬句となるものです。即ち、こゝでは、『其所費』『其所欲』といふ文のものがこれに當るのです。而して、『不問』といふが、共に各其文の本句で、前に申した完全句でして、此句に下の所字のついで居る句が附屬して、各一つの様文を形成して居るのです。而して、又、『不問』は本句の説明語で、其主格は省畧の形であるのです。又、『其所費』『其所欲』は其は附屬句の主格で、その物といふ義で、費又は欲は説明語で、所は此句の意義を代表して居るのです。右の次第ですから、接續代

名詞の所字のある句が、目的格に立てば所字の上に主格があつて、又其上に動詞即ち上の本句の説明語があるのが正常な順序であるのです。しかし、附屬句の主格は前の例は勿論、此外にも、『曰、不思無位、患所以立』論語五左などの如くに、主格は省畧せられて所字の上に、直に本句の説明語(患の字)が位すると云ふ事が多いのです。ら、そこは注意せねばならぬのです。

(丙)次に所字の用ゐられて居る句、即ち接續代名詞的句の下に、也といふ助辭的副詞のある場合には、此接續代名詞的句が完成言に立つて居る時の事です。これは、本句の方は、主格も、説明語も全く省畧せられて、此接續代名詞的句、即ち附屬句の尾に、助辭的副詞の也といふ語が附いて居つて、ニアリの義をなして、これが本句の説明語の代用をなすのです。其實例は、

(A)〔禮記五右〕成王有過則撻伯禽所以示成王世子之道也

(B)〔春秋七右〕晉之亂政亂政亟行所以敗也

右の通りて、之を解剖すれば(A)の方の『成王有過則撻伯禽』といふ句は、『成王過あるときは伯禽を撻つこと』といふやうに訓して、此句が所字以下の接續代名詞的句の



主格となつて、一つの挿文を作るのです。そこで、此成王有過云々より以下道也までには、三つの句が含まれて居るのです。即ち、『成王過あれば伯禽を撻つことは』といふ一つの句であつて、『何々が成王に世子の道を示す所』といふが又一つの句であつて、而して上の『成王過あれば云々』の句が主格で、『何々が成王に世子の道を示す所』といふ句が完成言で、其下の也がニテアリデアリの義をなして、説明語に立つて、これで又一つの文が出来るので、合計三つの句が含まれて居るといふ事になるのです。故に也といふ語は、『所以示成王世子之道』といふ接續代名詞的句に附屬したもので、はなくて、別箇のものであることが分るてしやう。而して、この接續代名詞的句の『所以示成王世子之道』といふを解剖すれば、主格は省略になつて居る形で、以は此下に或る語句を省略した形で、此接續代名詞的句の副詞部で、示は説明語、成王は完成言、世子之道は目的格であるのです。又(B)の方は、『亂政の悉々行はるゝ事は敗るゝ所以也』の發て、其組織全く上の(A)と同一であるのです。

(七) 上所字の下に以字ある時の場合上

所字の下に前置詞の以字ありて、所以と相連なる時は、其意義方に日本語のユエン

といへる語と同一となるが故に、古來之をユエンと和訓して居ります。しかしこれは、『何々を以て何々とする所』の義で、此場合の以字は、其下に必ず其目的格の何々といふ事を省略してある形ですから、(此事は前段に詳にす)『以て何々する所』と和訓するときはその省略してある目的は、如何なる語句かといふ事を穿鑿せねばならぬから、却て面倒です。それゆゑに、『何々するゆゑん』と和訓する方が、日本人には文意が分りやすいやうです。即ち之を實例に徴して試れば、

〔春秋三の十〕去順效逆所以速禍也

右は『順を去り逆に効ふ事は禍を速く所以である』と云ふ意義にて、『順を去り逆に効ふ事』といふ不完全句が、此文の主格で、『禍を速く所以』と云ふ不完全句は、此文の完  
成言『あり』といふ助詞が此文の説明語であるです。しかし、これは也にて代表させた形であるのです。而して、これ正に『順を去り逆に効ふ事は何々を以て禍を速く所  
である』といふと同一であるのです。

〔荀子三左〕故君子居必擇郷遊必就士所以防邪僻而近中正也

右は『君子が居るに郷を撰び遊ぶに士に就く事は邪僻を防ぎて中正に近づく所



以てある』の義でして、あるといふ動詞は省略に従うた形であるのです。  
〔論語四ノ左〕子曰、不患無位、患所以立、不患莫己知、求為可知也。

右は「人は患ふ己が立つ所以を」の義にて、己がといふ主格が、附屬句の所字の上、思字の下に省略してある形で、所以をゆゑんと和訓すれば、意義がよく分るのです。

〔論語四ノ右〕子在陳、曰、歸與、歸與、吾黨之小子狂簡、斐然成章、不知所以裁之。

右は「吾黨之小子が之を裁する所以を知らぬ」といふ義であつて、「吾黨之小子」といふ主格を所字と知字との間に省略してある形で、所以はゆゑんと訓めばよく分るのです。

(七) 下所字の下に以字ある時の場合下

前條に説明せる如くに、所以は之をゆゑんと和訓して、差支なしといへども、稀にはしか訓する時は、却て意義の通じにくきものがあるのです。それは、

〔論語六ノ右〕子曰、觀其所以、觀其所由、察其所安、人焉廋哉、人焉廋哉。

右の例は、所以の下に、セシススルスレと活用する爲といへる他動詞を省略した形でして、これは「以てする所」と和訓せざれば、意義が少し通じにくいやうです。但し「子

のためは、其ゆゑんを視」と訓しても、わからぬ事はないのです。即ちゆゑんといふ事は、わけといふ事で、「其人のしかく」あるわけを視る」と云ふ事ですから、畢竟は「其人の以てする所を視る」と云ふのと同一であるのですが、習慣上、吾人は此場合には、所以を「以てする所」と訓する方が分り易いやうです。

第二 所字の代名詞としての用法の例

(一) 序説

所字は、接續代名詞とて、接續詞と代名詞とに兼用せらるゝ語である事は、既に説明した通りですが、まかし其代名詞といふ點から申せば、其文法的の用法は、全く他の代名詞と同一に、文章組織の上に於ては、格に用ゐらるゝのが本務であるのです。今順次に、此事について、左に實例を以て説明しましやう。

(二) 所字の主格に立つ通常の例

(甲) 〔論語五ノ左〕子之所慎、齊、戰、疾。

(乙) 〔韓非子八ノ右〕所説出於厚利者也、而説之以名高、則見無心、而遠事情、必不收矣。

(丙) 〔孟子三ノ上〕上無道揆也、下無法守也、朝不信道、工不信度、君子犯義、小人犯刑、國之所存、



者、幸也。

(丁) [孟子七十一上] 所敬在此、所長在彼、果在外、非由内也。

(戊) [孟子十四三下] 孟子曰、君子之所以存者五。

右は、順次に解説せむに、(甲)は「子の慎む所は齊と戦と疾とである」の義にて、「子の慎む所」といふが接續代名詞的句で、此文の主格に立つて居るのです。(乙)は「説く所が厚利に出づるのである」の義にて、「説く所」といふが此文の主格である。(丙)は「國の存する所のものは幸である」といふ義にて「國の存する所のもの」といふが此文の主格である。(丁)は「敬する所が此に在り」「長する所が彼に在り」の義で、「敬する所」「長する所」が、各其文の主格である。(戊)は「君子の存する所以の者が五つある」といふ義で「君子の存する所以の者」といふが此文の主格であるのです。

(三) 所字の主格に立てる特別の場合

形容詞が接續代名詞的句の説明語に立つ時には、所字は其下に在る例にて、而して其所の字が主格であるのです。たとへば、

[禮記六六右] 子思曰、昔者吾先君子無所失道。

は、無といへる形容詞が、説明語に立つて居る形で、「所失道」といへる句が、その主格であるのです。主格が説明語の下にあるのです。尙ほ類例を擧ぐれば、

[尙書四左] 帝曰、兪、允、若、茲、嘉言罔攸伏。

の如きも同一であるのです。

(四) 所字の目的格に立つ例

[論語二十九上] 子夏曰、日知其所亡、月無忘其所能、可謂好學也已矣。

右は、「其ものゝなき所を知り」「其ものゝ能くする所を忘る」といふ事として、所字の率ゐる接續代名詞的句が、知とか忘とか云ふ他動詞より成る所の説明語の目的格に立つて居る形であるのです。

[孟子九下] 孟子曰、拱把之桐梓、人苟欲生之、皆知所以養之者、至於身而不知所以養之者。

右は、「之を養ふ所以の者を知る」「之を養ふ所以の者を知らず」の義にて、知と不知とは、他動詞より成る説明語にて、其下の所以云々の接續代名詞的句が目的格であるのです。



(五) 所字の完成言に立つ例

〔易十四左〕言行君子之所以動天地也、可不慎乎、

右は「言行は君子の天地を動かす所以である」の義にて、言行は本句の主格、君子は附屬句の主格、天地は附屬句の目的格、動は附屬句の説明語、以は附屬句の副詞部、而して以上の句の意義を、所字が之を代表して居るので、此文では本句は前に云ひし「言行と下の也」といふ助辭的副詞とであるので、此也といふ語が、ニアリの意義にて、説明語の代用をなして、此接續代名詞的句は、其ニアリのアリに對して完成言の位置に立つて居る形であるのです、即ち「言行はある」といふが本句で、そのあるといふは如何にあるかといへば、「君子の天地を動かす所以である」といふので君子の天地を動かす所以」といふ句が、此文の補足として用ゐられて居るのであるのです、

〔孟子三下ノ〕治天下可運之掌上、所以謂人皆有不忍人之心者、今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心、非所以內交於孺子之父母也、非所以要譽於鄉黨朋友也、

右は「交りを孺子の父母に入る、所以でもない譽れを郷黨朋友に要むる所以で

もない」と云ふ義にて、所字の率ゐて居る接續代名詞的句が、あらずといへる自動詞より成る説明語の完成言に立つて居る形であるのです、

〔孟子十一上ノ〕梁惠王曰、晉國天下莫強焉、叟之所知也、

〔孟子十左ノ〕公孫丑曰、然則曾子何爲食膾炙而不食羊棗、曰、膾炙所同也、羊棗所獨也、

右の三つは、「天下これより強きものなき事は、叟の知る所である」「膾炙は同じうする所である」「羊棗は獨りする所である」の義にて、「天下これより強きものなき事はある」「膾炙はある」「羊棗はある」といふが、各其文の本句で、それに「叟の知る所」「同じうする所」「獨りする所」といふ接續代名詞的句より成る附屬句が、各其文の完成言として其文の意義を全うする爲に補足に用ゐられて居る形であるのです、

第五款 接續代名詞の先行詞たる者字の説明

第一節 者字の性質上(者字の起源并に日本語のは又はも)のと云ふ語との比較

者は、説文解字六段註本四上十に



者別事詞也、从白、𠂔聲、𠂔、古文旅

とあつて、段註別事詞也の下には、

言主トシテハ於別事ヲ則言者ヲ以別之ヲ、○中凡俗語ニ云者ハ簡者ハ般者ハ回皆取別事之意、不知何時

以迎遠之遺代之遺魚戰切

と云ひ、次の古文旅の下には、  
(上略)古文旅者之偏旁、乃全不類轉寫之誤也、之也切、古音在五部、讀如煮、

と云つてあり、又、義證五左ノ廿には、

別事詞也者、廣雅者詞也、○中中庸中也者、天下之大本也、孟子、仁者人也、皆別事之詞、

と註してあるのです、康熙字典には、此者而して、又、王引之の經傳釋詞九ノ三左ノに

は、

說文者、別事詞也、○中亦常語也、字或作諸、禮記郊特牲曰、不知神之所在、於彼乎、於此

乎、或諸、遠人乎、或諸、即或者、僖九年左傳曰、以是藐諸孤、藐小也、見廣雅藐諸、即藐者、藐者

孤、猶言羸者、陽耳、

といつてあるのです、者の字の性質は、先づ大略これにて分るかと思ふのです、しかし

ながら、此語を以て直に事を別つ語とするのは當らぬやうでして、これは事を指示するといふものかと考へらるゝのです、即ちたとへば「今之成人者何、必然見利思義、見危授命、久要不忘平生之言、亦可以爲成人矣、論語七左十四」といへば、者は上の今之成人といふ語を指示して居るのです、而して、此事を指示するといふ事は、人の思想にて先づ初に事物を分別した上にあらはるゝ所の働きてすから、分別の結果は指示と云ふ事になるのです、それゆゑに、古人の説は、全く當らぬといふ事はなけれど、其着目點が違つて居るかと思はるゝのです、現に前に引いてある者簡者般等の者は、このと和訓すべきもので、全く一の指示代名詞であつて、下の簡般などいふ語を指示して居るのを見ても明なことです、素より古代にはかゝる精密な考へがないものですから、指示といふ結果と分別といふ原因とを取りちがふる事は當然とせねばならぬのです、而してかやうに、(一)單に他語の下に附きて、その上の語や句を指示する方の者の字は、私は、私は之を文法上にては一の感詞と見て、日本語のはの字に當るものと考定し、(二)指示代名詞的に用ゐらるゝ者の字の方は、之を日本語のものといふ語に當てゝ宜しくして、これがやがて接續代名詞の先行詞として用ゐらるゝ一



の代名詞となるのと思ふのです、其理由は、便宜上條を改めて説く事にしましやう。

### 第二節 者字の性質中(者)の字の感詞なる所以を論ず

私は前條に於て、漢語の者(者)の字と、日本語のは(は)の字とが其意義全く同一であつて、共に文法上感詞として處置すべきものなる事を發表したのですが、其理由は、凡そ、人類が、その心中にて事物を區別判斷すると云ふ事は、高等なる意識の働きてあれど、言語文章の上に、此(者)の字を用ゐて、今之成人(成人)者何必然(必然)などの如くに、今の成人と、古の成人とを分つ如き場合にあつては、一種の感情を發揮して、之を對手者に訴へたものであるのみで、即ち、換言すれば、凡そ人が物を分別するといふ心理作用は、高等なる意識上の働きに屬すれど、元來、談話と、文章とは、自己の目的を達する一の手段ですから、技術上(文法上修辭上)の方便として、單に感情を表はす所の一感詞を以て之を表はしたとて決して不都合はないのです、殊に、此場合に用ゐられた所の者(者)の字は、心中に分別した結果(指示するといふ作用)を表出する丈の一つの符號ですから、極めて單純なものです、夫故に、者(者)の字は、者(者)の字固有の性質のまゝに、談話や文章の中

に用ゐられた時には、其形を、文法上にては一の感詞と認定して、單に其(者)の字を附屬させて居る所の語の意義を發揮したものとのみ見て宜しいかと思ふのです、さて、此感詞の用法の事は、和漢の文法にては、非常に重要な事にて、西洋の文法に、感詞の説明が、詞論中の一隅にあるものとは、雲泥の差で、和漢文の感詞は、夥しい説明を要するものであるやうに私は信ずれど、委細は感詞の條に譲ります、

### 第三節 者字の性質下(者)字と物字との差別

者(者)字は、又之(之)をもものと和訓しますが、物(物)字も之(之)をもものと和訓するので、日本語では、其音は同一ですが、しかし、漢語では、字形既に異なり、其音又隨て異なるのです、それゆゑに、日本語にても、同じものと云ふ時にも、其用處によりて考ふれば、者(者)字に當るか物(物)字に當るかは分るので、さて、者(者)字は前中した通りに、一つの代名詞ですが、物(物)字は、英語の Things といふ語に當りて、實體のあるものを云ふ語です、實體のあるものとは、天地日月動植物等、苟も吾人の五官によりて知覺する事の出来るものを云ふので、人類并に其附屬の部分の如きも、勿論之を一つの物(物)と見る時には、物(物)であるのです、其外、無形の物(物)たとへば、物の性質有様、若くは動作の如きもの、即ち所謂



抽象名詞に屬するもの、如きも之を實體のあるものと假定して、物と云ふ事が出来るのです、再言すれば、物とは、有形無形を論せず、宇宙の間に存在し、若くは人に認識せられたる物の體について云ふ詞で、者とは其物の性質、有様若くは動作を説明し、その説明を概括して、之を代表せしむる語であるのです、たとへば、雪といへば、物で、『雪は白き者』といへば、者は、雪は白し』といふ雪の説明即ち一つの思想——即ち句を代表して居るので、又勤儉といふは二つの物ですが、『勤儉は富を作る者』といへば、者は、『勤儉は富を作る』といふ一つの思想を概括して之を代表して居るので、物と者との第一の差は、右の通りですが、第二の差は、『無用の者は入るべからず』といふ時には、者の字を用ゐる『無用の物は購ふべからず』といふ時には、物の字を用ゐるやうに見えます、事は、これは、私は、論理學上で、宇宙間の事物を、二分法で、生物と非生物とに分つた時には、生物をば、者といひ、非生物をば、物といふやうに書く例かと思ふのです、かう云ふ例は、漢土の如き國語の豊富な所には、澤山例のある事で、現に次に説明せむとする所の者字と事字との別も、此に在るかと思はるゝのです、尤も生物をでも、一の死物と見て、『彼は無用の廢物なり』などといふ事もある事は勿論でし

やう、而してこれを文法的に見れば、無用の者といふは、『人の用のないといふ者』の義で、一つの句をなしたものと見るべきもので、無用の物といふは、單に無用といへる分詞形容詞的熟語より成る形容詞を、物といへる語の上に冠せしめて作つた所の一つの長い熟語であるので、前の『人の用のないといふ者』は句で、『無用の物』は語であるのです、故に、一方には、者の字を用ゐ、一方には物の字を用ゐてあるのです、是に於て、者字は生物の性質有様若くは動作の代名をなすもので、物字は非生物その物を指すものである事は明になつたやうです、

第四節 者字の用法上の種類

者の字は右申した通りの性質ですが、之を談話や文章に用ゐるに當つては、種々に分るるやうです、しかし、大別すれば、

- (一) 感詞として用ゐらるゝもの
- (二) 代名詞として用ゐらるゝもの

の二種です、而して、(二)の代名詞として用ゐらるゝものは、その用法が廣く且複雑にして、其種類を分つには頗る困難でしたが、私は之を大凡そ左の如く分つたのです、



私の積年の研究が果して當つて居るか如何か慎重の觀察を願ひたいのです。

(甲)上に數詞を冠して、其數詞の代表をなす一種の代名詞。——兩者 三者等  
(乙)上に接續代名詞的句若くは接續代名詞的句の性質を含有する語を冠して、その語句の代表をなすもの、即ち接續代名詞に立てる場合のもの。——君子之所以  
敬者、爲人子者、遊者等。

(丙)接續代名詞の先行詞に立つ者字が一轉して、上に各種の句を冠して、その句の意義を代表するもの。——右臣所部、貞節坊、百姓某、妻生三男者。  
今、左に條を逐うて之を説明しまさやう。

第五節 者字の用法中、上に數詞を冠して、其數詞の代表を  
なす一種の代名詞。

者字の中にて、其字の上に二三四等の如き數詞を冠して、其數詞の代表をなす所の  
代名詞たるものがある、即ち、

〔孟子五十一下〕生亦我所欲也、義亦我所欲也、二者不可得兼、舍生而取義者也。  
〔老子七右〕此兩者同出而異名、同謂之玄。

〔老子三上右〕視之不見、名曰夷、聽之不聞、名曰希、博之不得、名曰微、此三者不可致詰、故  
混而爲一。

〔孟子八上左〕老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、老而無子曰獨、幼而無父曰孤、此四者天下  
之窮民、而無告者、文王發政施仁、必先斯四者。

など云ふ如きものです、これは者字の用法中尤も單純なものです、が、しかし、これも亦、  
者字は全く接續代名詞の先行詞たる性質を有するもので、たとへば、二者とは、其數  
の二つある所の者、の義、三者とは、其數の三つある所の者、などの義で、其數のといふ  
語は主格で、二つとか三つとかいふ語は數の副詞である、は説明語で、所は接續代名  
詞ですから、全く一つの接續代名詞的句であるのです、さわれ、これを句としては、餘  
り文法上の精神にのみ拘泥するの嫌があり、且又或る點より見れば、これは二兩三  
四等の義にて、者は一つの感詞として添はりたる後添辭と見ても全く誤りはない  
ものです、から、姑く之を熟語として處置する由を前に申したので、(第一編第六章  
第三項の終)  
随つて此者字は接續代名詞的句の先行詞に立つて居るものとはいへずして、上に  
ある所の數(二兩三四等)を代表して居る一の代名詞であるというて置いたので、



しかし左の

〔春秋十左〕三將亡聽於神○註云、我神聰明正直而壹者也、依人而行の如きは「神は聰明正直にして壹なるもの」の義です。から形は右の二者三者などに似て居れど、必ず句とすべきものであるのです。

第五節下

二者三者の一類の者字と同一の如くあれど、其用法甚だ輕きもの。

前段に掲げし二者兩者三者四者等の一類の者字も、或る點から見れば、一つの感詞にて、只數詞の後に添はつて居る後添辭であると前に申して置きましたが、左の三子者の者の字は更にこれよりも輕きものにて、これは全く後添辭として三子の後に添はつて、單に三子といふと同一の意義であるやうですから、特に注意までには、別に掲出して示さむとするのです。

〔論語十五右〕三子者出會哲後會哲曰夫三子者之言何如子曰亦各言其志也

第六節

者字の用法中上に接續代名詞的句若くは接續代名詞的句の性質を含有する語を冠して、其語句を代表

せし者即ち者字が接續代名詞の先行詞に立てる場合のもの

第一

者字の上に分詞形容詞のみを冠するもの

〔論語九左〕子在川上曰逝者如斯夫不舍晝夜

〔論語四右〕曰鳳兮鳳兮何德之衰往者不可諫來者猶可追

などの類です。これも誠に單純な形で、二者三者などとあなじく、文法上の形式では句とはいへねど、こちらの方は「爲人の子者」などの如き接續代名詞的句には既に其形も甚だ近いものです。から二者三者などと別つて之を句の方へ入るゝのです。即ち其精神は「物の逝く者」「人の來る者」などの義で、物のとか人のとかが主格で、逝くとか來るとかが説明語ですから、句であるのです。よつてこの者字をば、接續代名詞的句の先行詞と云ふのです。

第二

者字の上に名詞動詞形容詞等より成る所の副詞を冠してありといふ自動詞を省略する形のもの、

漢文には、者字の上に名詞動詞形容詞より成る所の副詞ありてありといへる自動



詞のあるべきを省略したる形のもが非常に多いのです、たとへば、

〔禮記十八ノ右〕侍食於長者主人親饋則拜而食

〔論語十ノ左〕子曰論篤是與君子者乎色莊者乎

〔論語十三ノ左〕子曰不得中行而與之必也狂狷乎狂者進取狷者有所不爲也

〔論語五十八ノ右〕問於桀溺桀溺曰子爲誰曰爲仲由曰是魯孔丘之徒與對曰然曰滔滔者

天下皆是也

〔孟子一八下ノ十〕夫章子子父責善而不相遇也責善朋友之道也父子責善賊恩大者

などの類であつて、君子者の君子は名詞、狂者の狂狷者、色莊者の狷莊などは動詞の名詞形、長者大者の長や大は形容詞、滔滔者の滔滔は固有の副詞であるのです、而して此名詞動詞形容詞等は、何れも副詞に立つて居る形で、これ等の語の下には、ありといふ自動詞が省略してある形であるのです、即ち長者とは「長たる者」、長とある者の約の義で、君子者は「君子たる者」の義で、色莊者は「色莊なる者」、色莊にある者の約の義、狂者は「狂なる者」の義で、狷者は「狷なる者」の義、滔滔者は「滔滔たる者」、滔滔とある者の約の義であり、大者は「大なる者」の義であるので、長とか君子とか、色莊とかの類の

語は、皆下に省略してある所のありに對して、副詞として用ゐられて居る形であるのです、それ故に、たとへば、長者といへば「人の長とある所の者」の義で、人が主格、長は副詞、あるは説明語、所は接續代名詞で、これ全く一つの句をなすものですから、此一類のものも、形は簡單でも、之を接續代名詞的句として處置し、者字をば其先行詞と云ふのです、

第四 者字の上に、人名、物名等の名詞を冠して、いふといふ他動詞を省略する形のもの、

漢文には者字の上に、人名、物名等の名詞を冠して、いふといふ他動詞を省略する形も、亦甚だ多いのです、たとへば、

〔論語六ノ右〕孔子對曰有顔回者好學不遷怒不貳過不幸短命而死矣

〔論語十七ノ左〕子曰君子道者三我無能焉仁者不憂知者不惑勇者不懼

〔論語十七ノ右〕不有博奕者乎

〔孟子二下ノ十〕魯平公將出嬖人臧倉者請曰

〔墨子四ノ右〕昔者齊莊君之臣有所謂王里國中里微者此二子者訟三年而獄不斷



〔史記伯夷傳〕及夏之時有下隨務光者

などの類で、即ち、一齋點などに「顔回なるものあり」と訓して「顔回にあるものあり」の義としてあるものですが、しかし、これは「顔回と云ふ人あり」の義とする方が意義分り易きゆゑに、顔回、君子、道博奕、臧倉などの下には、皆、「と」といふといふ二語とは後置詞で、いふは他動詞を省略してある形と見るのです。然るときは、其意義は、たとへば、顔回者とは「人の顔回といふ所の者」の義で、人が主格、顔回は副詞、いふは説明語、所は接續代名詞ですから、これは接續代名詞的句で、者は其先行詞であるといふのです。君子、道者以下も同一です。

次に、又此と同一のものにて、和訓の時に、といふものといはずして、とはと訓する一類があるので、す、即ち、

〔論語十二右〕子曰、何哉、爾所謂達者、

〔孟子二上〕孟子對曰、善哉問也、天子適諸侯曰巡狩、巡狩者巡所守也、諸侯朝於天子曰述職、述職者述所職也、

〔孟子十三上〕孟子曰、居下位不以賢事不肖者、伯夷也、五就湯、五就桀者、伊尹也、不惡汗

君不辭小官者、柳下惠也、三子者、不同道、其超一也、一者何也、曰、仁也、君子亦仁而已矣、などの類で、達者は「人の達と云ふ者は」の義、巡狩者は「人の巡狩といふ者は」の義、述職者は「人の述職といふ者は」の義、一者云々は「今君の一といふ者は何ぞや」の義であるので、全く前段の顔回者の一類と其意義は同一であるのです。

第五上 者字の上にある分詞形容詞が、主格、目的格、若くは完成言、副詞を下に有つか、又は上に句より成る所の副詞を戴くかのもの、上の副詞を戴くかのもの、上、

者字の上にある分詞形容詞が、主格、目的格、若くは完成言を下に有つか、又は上に句より成る所の副詞を戴くかのものは、たとひ接續代名詞の所字を省略してある事は、上諸段の例と同一なるにもせよ、既に其形が前諸段の例に比すれば、大に複雑となつて、誰しも一見して之を句と知る事が出来るやうであるのです。即ち、先づ、

〔禮記十二左〕葵之有菜者、用袂、其無菜者、不用袂、

の類で、これは「葵に菜ある所の者には」「其れに菜なき所の者には」の義であるので、有菜者の有は分詞形容詞で、菜は主格で、其上の葵は副詞です。又、無菜者の無は形容



詞の形容法で、正に分詞形容詞と同一のものであつて、榮は主格で、其上の其は副詞であるのです、次は、

〔論語十五右〕子貢曰、君子亦有惡乎、子曰、有惡、惡稱人之惡者、惡居下流而訕上者、惡勇而無禮者、惡果敢而窒者、

〔孟子十六左〕孟子曰、仁之勝不仁也、猶水勝火、今之爲仁者、猶以一杯水救一車薪之火也、

の類で、これは、人の、人の惡を稱する所の者を惡む、人の、下流に居て上をそしる所のものを惡む、人の、今仁を爲す所の者はの義で、稱するとか、訕るとか、爲すとか云ふ分詞形容詞の下には、人之惡とか上とか、仁とか、云ふ如き目的格があつて、其形が既に十分に句たる形式を具へて居るので、所の字はなけれど、勿論接續代名詞的句で、者は其先行詞であるのです、次は、又、

〔論語四十八右〕曰、鳳兮、鳳兮、何德之衰、往者不可諫、來者猶可追、已而已、而今之從政者、殆而、孔子下、欲與之言、趨而辟之、不得與之言、

〔禮記四左〕廿〕夫爲人之子者、三賜不及車馬、

〔禮記八左〕非爲父之後者、哭諸異室、

〔論語十五右〕曰、賜也、亦有惡乎、惡微以爲知者、惡不孫以爲勇者、惡訐以爲直者、

〔令四右〕十〕凡陰皇親者、親王子、從四位下、

の類で、これは、今の政事家の、政に従ふ所の者は、夫れ、人の、人の子たる所の者は、人の、父の後たる所の者に、人の、微うて以て知と爲す所の者を、人の、不孫を以て勇となす所の者を、人の、あばいて以て直となす所の者を、凡そ、人の、皇親に蔭する所の者などの義で、從ふ、爲す、爲る、惡む、蔭たる等は分詞形容詞で、其下に、政とか、人の子とか、父之後とか、知とか、勇とか、直とか、皇親とか云ふ完成言を有つて居て、明に接續代名詞的句の形をなして、者は其先行詞であるのです、さて、其次は、

〔春秋四右〕十〕夫龍而不驕、驕而能降、降而不憾、憾而能診者、鮮矣、

〔論語四左〕子曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也、必也臨事而懼、好謀而成者也、

〔令八右〕十〕凡瓦器經用、損壞者、一年之內、十分聽除二分、

の類で、これは、診するとか、成るとか、損壞するとか云ふ動詞的分詞形容詞形、若くは



無きといふ形容詞の形容法で、者字を形容して居るのみで、これだけにては、其形は單純で句に遠いやうですが、恙かし、こゝにに擧げてある例の如きは、何れも、皆上に句より成りたる副詞部即ち憾而とか死而とか好謀而とか瓦器經用とか云ふ如き句を冠して居りますから、其形が既に全く句であつて、只接續名詞の所字が、省略になつて居るだけであるのです、但し所字があるときには、『憾んで能く睇する所の者は』などの義となれど、かゝる句には所字を省略する例であるのです、

以上は、接續代名詞の所字は省略になつて居れど、先天的に接續代名詞の先行詞に造られて居るかの如く見ゆる所の者字のある爲に、之を接續代名詞的句と見なして、者字をば、其先行詞とした例ですが、此次に所字と者字と共に揃うて居る真正の接續代名詞的句の例を擧げて示す事にしましやう、

第五下

者字の上にある分詞形容詞が、主格、目的格、若くは完成言、副詞を下に有つか、又は上に句より成る所の副詞を戴くかのもの、下、

即ち所謂完全なる接續代名詞的句の例と申すは、次の如きものです、

(一) 易九右 是故君子所居而安者 易之序也 所樂而玩者 爻之辭也、

(二) 禮記三左 爲君尸者 大夫士見之 則下之 君知所以爲尸者 則自下之、

(三) 孟子六右 施施從外來驕 其妻妾 由君子視之 則人所以求富貴利達者 其妻妾不

遠也 而不泣者 幾希矣、

右の三例は、即ち、真正なる接續代名詞的句で、接續代名詞の所字も、先行詞の者字も揃うて居るのです、而して、一の『所居而安者』は下の『易之序也』と云ふ完成言と説明語とに對して主格に立つて居り、二の『所以爲尸者』といふは、『君知』といふ句の目的格に立つて居り、三の『人所以求富貴利達者』といふは、其下の『其妻妾云々』といへる句の副詞部に立つて居るので、『人の富貴利達を求むる所以の者に於ては』の義をなすのであるのです、